

農業物価統計調査における
民間競争入札実施要項
(案)

令和元年 月

農林水産省

目 次

1	農業物価統計調査の概要	1
2	農業物価統計調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保 されるべき質	3
3	農業物価統計調査の契約期間	12
4	民間競争入札に参加する者に必要な資格	12
5	民間競争入札に参加する者の募集	12
6	落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法	14
7	農業物価統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示	18
8	民間事業者が使用できる国有財産に関する事項	18
9	契約により民間事業者が講ずべき措置等	18
10	契約により民間事業者が負うべき責任	22
11	法第7条8項に規定する評価に関する事項	23
12	その他の実施に関する必要事項	24
別紙様式		
別紙1	(参考) 農業物価統計調査都道府県別調査対象数及び調査員数	27
別紙2	品目別調査都道府県及び調査月一覧	29
別紙3	農業物価統計調査の調査品目等一覧	91
別紙4	農業物価統計調査調査票	99
別紙5	審査・集計・検討事項一覧表	105
別紙6	農業物価統計調査の流れ図(令和2年から6年の実施方法)	143
別紙7	(秘) 調査対象一覧表	145
別紙8	調査対象一覧表のコード一覧	147
別紙9	(秘) 報告価格算出方法	149
別紙10	調査対象配布用品一覧	151
別紙11	農業物価統計調査にご協力いただいている皆様へ	153
別紙12	(秘) 調査不能状況	155
別紙13	農業物価統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業 及び調査対象からの回答データ取得作業の手順	157
別紙14	(秘) 問合せ・苦情等対応状況	159
別紙15	調査票提出枚数等確認票	161
別紙16	(秘) 督促状況	163
別紙17	(秘) 疑義照会状況	165
別紙18	価格変動要因等整理表	167
別紙19	実態把握表	169
別紙20	従来の実施状況に関する情報の開示	171

農業物価統計調査における民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

このことを踏まえ、農林水産省は、公共サービス改革基本方針（平成 20 年 12 月 19 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された農業物価統計調査に係る統計調査関連業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従い、本実施要項を定めるものとする。

1 農業物価統計調査の概要

農業物価統計調査は、農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の基礎資料を整備することを目的としており、平成 22 年調査からは民間競争入札により民間事業者が本業務を実施している。

調査の種類	農産物生産者価格調査		農業生産資材価格調査
	一般農産物生産者価格調査（野菜以外）	野菜生産者価格調査	
調査の対象	調査品目別に調査市町村における当該調査品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、かつ、当該市町村の農産物価格を最も正確に調査しうる集出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）		都道府県別に所在する農業生産資材を販売する小売店等の中から、当該調査品目の取扱量が多いなど、価格形成に主導力を持ち、当該地域の農業生産資材価格を最も正確に調査しうる小売店等
調査の規模 （別紙 1 参照）	約 1,600 調査対象	約 1,000 調査対象	約 1,400 調査対象
調査時期	調査実施期間	品目別調査都道府県別の調査月は別紙 2 参照。	
	調査期日	毎月 15 日	毎月 5 日及び 15 日（月 2 回）
		毎月 15 日	
	調査日については、調査種類ごとに上述を基本とするが、特別な事情（調査日に調査品目の取り扱いがない場合や調査日に市場が開催されない場合など）で調査が不可能又は調査日の価格が当該月の平均的な価格		

	から著しくかい離している場合は、当該調査日に接近した日のうち、土曜日、日曜日、月曜日を除く日を調査日とする。	
調査事項（調査品目・銘柄等級等の詳細については別紙3参照）	農産物生産者価格（農業経営体が生産した農産物の販売価格（消費税を含む。）から、出荷販売に要した経費（消費税を含む。）を控除した価格）	農業生産資材価格（農業経営体が農業経営体で使用する主要な農業生産資材の小売価格（消費税を含む。））
調査方法	<p>調査は、「農産物価統計調査 一般農産物・農業生産資材価格調査票」、「農産物価統計調査 野菜価格調査票」（別紙4参照）（以下「調査票」という。）を用い、次に掲げるいずれかの方法によって行う。調査対象は調査票の配布及び回収方法を自由に選択できることとし、調査実施前に民間事業者が調査対象に確認を行う。</p> <p>(1) 調査対象が他計調査を選択した場合 民間事業者が確保した調査員（以下単に「調査員」という。）が面接又は電話で調査事項を聞き取り、調査票に記入する方法</p> <p>(2) 調査対象が自計調査を選択した場合 ア 郵送又はFAXにより調査票を配布し、調査対象が記入した調査票を郵送又はFAXにより回収する方法 イ 調査員が調査対象を訪問し、調査票を配布し、調査対象が記入した調査票を直接回収する方法 ウ 調査対象が政府統計共同利用システムのオンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）により作成した電子媒体の調査票を回収する方法</p> <p>(3) 民間事業者の創意工夫による方法（農林水産省に提案し、承認された方法）</p> <p>なお、調査対象から得た回答が概算払いの金額であり、その後の精算払いの金額を把握する必要がある場合にあっては、民間事業者又は調査員が調査対象に対し電話等により把握することとする（詳細は「審査・集計・検討事項一覧表」（別紙5）を参照）。</p>	

注：1 別紙1の調査対象数については、令和2年1月から農産物は農産物直売所等の市場外流通価格、農業生産資材はホームセンター等の商系価格を調査する調査対象を拡充するため、本表に記載している調査対象数となる。

2 別紙2及び別紙3の調査品目については、令和2年1月から農産物では7品目（西洋なし、シャインマスカット、ミニトマト、みょうが、生しいたけ、ぶなしめじ、えのきたけ）、農業生産資材では9品目（塩化カリ、NK化成肥料、アセタミプリド水溶剤（顆粒）、フルアジナム水和剤SC、イミノクタジン酢酸塩液剤、クロラントラニリプロール・プロベナゾール粒剤、クロチアニジン・イソチアニル粒剤、イミダクロプリド・スピノサド・イソチアニル粒剤、シハロホップブチル・ベンタゾン液剤ME）を追加して調査する予定である。

3 さらに、調査対象数、調査品目、調査都道府県及び調査月については、指数の基準

年の改定に伴い、変更となる可能性がある（ただし、調査品目は最大 310 品目とし、これを超えない範囲での変更である。）。

2 農業物価統計調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 農業物価統計調査に係る請負業務の内容

農業物価統計調査における実査準備（調査関係用品の印刷、調査対象への調査の連絡・協力依頼）、実査（調査関係用品の配布、調査票の作成、オンライン調査システムの回答者情報登録、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促）、審査（調査票の内容審査、調査対象への疑義照会）、調査票の電子化、集計（都道府県別結果表の作成、価格変動要因等整理表の作成）及び調査対象への謝礼支給とする（業務の流れについては、別紙6参照）。

ア 業務実施期間

令和元年11月（契約締結日）から令和7年3月31日まで（令和2年1月調査分から令和6年12月調査分まで）とする。

イ 農林水産省からの貸与物件

農林水産省からの貸与物件は、次に掲げるものとする。

(ア) 農林水産省大臣官房統計部長が定める農業物価統計調査要領

(イ) (秘) 調査対象一覧表（別紙7）、調査対象一覧表のコード表（別紙8）及び(秘) 報告価格算出方法（別紙9）

(ロ) 登録調査員名簿

農林水産省が調査員調査の実施に当たって登録している登録調査員の氏名、住所、電話番号（自宅又は携帯）及び年齢の情報を記載したものをいい、民間事業者が適切な調査の実施に必要な調査員の配置のために、当該地域等の条件を示して農林水産省に登録調査員の紹介を求めた場合、農林水産省は民間事業者への情報提供の同意が得られた登録調査員の中から、該当者を整理した名簿を貸与する。

(ハ) 照会対応事例集

(ニ) 審査・集計・検討事項一覧表

(ホ) 令和元年調査結果

(ヘ) 農業物価統計調査都道府県別集計プログラム（Microsoft Office Excel2010以上で動作するマクロ）

(ニ) オンライン調査システムマニュアル

(ホ) ワンタイムパスワードトークン（「政府統計共同利用システム」にアクセスする際に必要となるワンタイムパスワード（認証のために1回しか使用できない「使い捨てパスワード」のこと。）を生成する機器。）

(コ) オンライン調査システム操作ガイド（以下「システム操作ガイド」という。）

ウ 業務の引継ぎ

農林水産省は、民間事業者が本業務を開始するまでの間に、業務内容を明らかにした書類等により民間事業者に必要な業務の引継ぎを行うものとする。

また、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、農林水産省は9(1)の報告等を基に次期事業者へ引継ぎを行うものとするが、本業務終了前に民間事業

者に対し引継ぎに必要な資料を求めた場合は、民間事業者はこれに応じるものとする。

エ 業務内容

本業務における業務内容は次のとおりであるが、民間事業者は定期的に農林水産省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めるものとする。

(7) 実査準備

a 調査関係用品の印刷（11月）

民間事業者は、次に示す項目に留意して調査関係用品の印刷を行うこととする。

(a) 調査対象に配布する調査関係用品（別紙10参照）のうち印刷を要するものについて農林水産省が提供した原稿を基に毎年11月下旬までに作成・印刷すること。

(b) 各調査関係用品の印刷に当たっては、農林水産省の指定した仕様（紙質、色など）を使用すること。

見本については、入札説明会において示すものとする。

(c) 調査対象に配布する調査関係用品における本業務の実施機関名は「農林水産省農業物価統計調査事務局」とすること。

b 調査対象への調査の連絡・協力依頼（11月から1月まで）

民間事業者は、調査対象年の前年11月から調査対象年の1月中旬までに調査対象に対し、調査の連絡・協力依頼を行う。

その際、調査の方法（面接又は電話による他計調査若しくは自計調査）について確認を行うとともに、調査関係用品の配布の方法及び頻度についても調査対象に確認する。また、農林水産省から契約締結後に貸与される「(秘) 調査対象一覧表」及び「(秘) 報告価格算出方法」を基に、全ての調査対象に対して法人番号、調査品目及び調査月について確認する。他計調査で実施する場合には、速やかに調査員を確保し、必要な教育（研修）等を実施する。

インターネットが整備されている調査対象については、政府統計共同利用システムによるオンライン調査（以下単に「オンライン調査」という。）についても積極的に協力を求めることとし（別紙11）、新たにオンライン調査を希望する調査対象があった場合は農林水産省に連絡する（オンライン調査への変更は、年途中からでも可能）。

なお、オンライン調査に係る導入促進の方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）にその具体的な内容を記述するものとする（平成30年12月現在の調査対象におけるオンライン調査システムの利用割合は、約4.2パーセント）。

c 調査銘柄の細部銘柄の変更（随時）

(a) 民間事業者は、細部銘柄の出回りがなくなった場合又はその銘柄が市場での中心的位置を失った場合は、「(秘) 調査不能状況」（別紙12）により、農林水産省に速やかに報告する。

- (b) 農林水産省は、(a)により細部銘柄の出回りがなくなったとの報告を受けた場合は、細部銘柄の変更を行い、変更した細部銘柄について、「(秘) 調査対象一覧表」及び「(秘) 報告価格算出方法」を作成し、民間事業者に送付する。
- d 調査対象の補充選定（随時）

本調査は、農業経営に直接関係ある物価の動向を的確に把握する観点から、調査対象に対しては、可能な限り継続して調査ができるよう協力を依頼するものとし、やむを得ず調査の継続が困難となった場合は、次によるものとする。

 - (a) 民間事業者は、調査対象の名称及び調査の継続が困難となった理由を「(秘) 調査不能状況」にとりまとめ、速やかに農林水産省に報告すること。
 - (b) 農林水産省は、(a)により報告を受けた場合、代替の調査対象を選定するとともに、その選定内容を反映した「(秘) 調査対象一覧表」及び「(秘) 報告価格算出方法」を作成し、民間事業者に送付する。
 - (c) 民間事業者は、代替の調査対象に対し、調査の実施に関する連絡・協力依頼を行い、農林水産省にその結果を連絡する。
- e (秘) 調査対象一覧表及び(秘) 報告価格算出方法の更新（随時）

民間事業者は、c及びdにより、調査銘柄の細部銘柄及び調査対象の内容に変更が生じた場合は、「(秘) 調査対象一覧表」及び「(秘) 報告価格算出方法」を随時更新するとともに、「(秘) 調査対象一覧表」を調査日が属する月の末日までに農林水産省に送付する。

(イ) 実査

- a 調査関係用品の配布、調査票の作成

民間事業者は、自計調査を選択した調査対象に対しては、調査月ごとの該当する調査品目を記入した調査票を配布する。

また、オンライン調査を選択した調査対象に対しては、「オンライン調査システムマニュアル」に基づきID、パスワードを設定の上、「システム操作ガイド」に添付し配布する。

他計調査を選択した調査対象に対しては、調査員が面接又は電話で調査事項を聞き取り、調査票に記入する。

なお、民間事業者（調査員を除く。）から調査対象への調査関係用品の配布に要した郵送料については、実額（調査対象への郵送に要した代金）を農林水産省が負担する。
- b 集計プログラム

農林水産省が貸与する集計プログラムの利用ソフト（Microsoft Office Excel 2010 以上）については、民間事業者で準備すること。
- c オンライン調査システムの回答者情報登録（毎月）

民間事業者は、毎月5日までに、「オンライン調査システムマニュアル」に基づき回答者情報等の登録作業を行う（別紙13参照）。

なお、民間事業者は、情報セキュリティ対策を講じた作業場所並びにADSL等のブロードバンド環境及び固定IPアドレスを準備することとし、システム環境については次表のとおりとする。

OS (オペレーティングシステム)	Windows 7 SP1、Windows 8.1、Windows 10、MacOS 10.13
ブラウザ	Internet Explorer 11.0、Safari 12.1、Fire Fox 67.0、Google Chrome 75.0、Microsoft Edge 42
PDF 利用ソフト	Adobe Acrobat Reader DC

d 調査対象からの問合せ・苦情等の対応（随時）

民間事業者は、次の事項に基づき調査対象からの問合せ・苦情等に対応する。

- (a) 調査対象からの調査内容等に関する照会に適宜回答すること。
- (b) 調査対象からの問合せ・苦情等については、照会対応事例集等に基づき、「問合せ・苦情等対応マニュアル」を作成し、本業務開始までに農林水産省の了解を得た上で、これにより対応すること。
また、オンライン調査システムを使用する場合の問合せ・苦情等の対応については、「システム操作ガイド」に基づき行うこと。
- (c) 問合せ・苦情等の対応状況については、「(秘) 問合せ・苦情等対応状況」(別紙 14)に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告すること。

e 調査票の回収・督促（毎月）

民間事業者は次により調査票の回収・督促を行う。

- (a) 調査票の回収・督促方法は、調査員による面接・聞き取り、郵送、FAX及びオンライン調査による以外は民間事業者が設定することとし、提案書にその具体的な内容を書き込むこと。
オンライン調査による場合は、オンライン調査システム上において、回答データの取得作業を行う（別紙 13 参照）。作業の手順については、「オンライン調査システムマニュアル」を参照する。
紙媒体の調査票の回収に要した郵送料については、実額（調査対象からの郵送に要した代金）を農林水産省が負担する。
- (b) 回収した調査票について、調査月ごとの調査品目及び調査品目数に誤りがないか確認・整理する（別紙 15 参照）。
なお、その確認・整理の方法及び提出様式は、民間事業者が設定することとし、提案書にその具体的な内容を書き込むこと。
- (c) 指定した期日までに調査票が提出されない調査対象に対し、督促を行うこと。
- (d) 回収した調査票の内容が「当該月の平均的な価格から著しくかい離している」場合や、調査対象から「調査日に調査品目の取扱いがない」との連絡を受けた場合は、調査対象に調査可能日（当該調査日に接近した日のうち、土曜日、日曜日、月曜日を除く日）を聞き取り、調査可能日に再度調査する。なお、「当該月の平均的な価格から著しくかい離している」場合の判断がつかないときには、その都度農林水産省に確認する。

- (e) 調査票の回収・督促状況を「(秘) 督促状況」(別紙 16) に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告すること。
- (f) 年途中で調査対象が休業、廃業又は調査品目の取扱いを中止するとの情報を得たときには、農林水産省に連絡すること(年途中で調査対象が脱落した場合は、農林水産省が調査対象の補充選定を行う。)
- (g) 調査票の内容審査及び調査対象への疑義照会(毎月)
 - 民間事業者は、毎月、提出された調査票の内容について、審査・集計・検討事項一覧表に基づき、記入漏れがないか確認するとともに、価格の妥当性等について確実に審査を行い、疑義がある場合は調査対象に対して照会を行い、必要に応じ調査票の内容を修正する。

なお、調査対象ごとの調査票の内容審査又は調査対象への照会については、「(秘) 調査対象一覧表」及び「(秘) 報告価格算出方法」を活用し、効率的に行う。

また、調査対象に対する照会の状況は「(秘) 疑義照会状況」(別紙 17) に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告する。
- (h) 調査票の電子化、都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成(毎月)
 - a 民間事業者は、審査が終了した紙媒体の調査票について、毎月、ファイルフォーマットに基づき電子化するとともに、オンライン調査により回収した電子媒体の調査票と統合した調査票ファイルを作成する。また、その作成した調査票ファイルは農業物価統計調査都道府県別集計プログラムを使用して集計し、「都道府県別結果表」の電子ファイルを作成する。

また、作成した都道府県別結果表について審査・集計・検討事項一覧表に基づき、品目別の価格の変動要因等の検討を行い「価格変動要因等整理表」(別紙 18) を作成する。なお、調査対象又は細部銘柄に変更があった場合、調査の開始月においては当月の価格に加えて直近の調査期間最終月の価格を、調査期間中の変更においては当月の価格に加えて前月の価格の把握を行い価格変動要因等整理表に整理する。

なお、価格変動要因等整理表の作成方法は審査・集計・検討事項一覧表に示す方法によるほか、民間事業者の創意工夫により設定することとし、提案書にその具体的な内容を書き込むこと。
 - b 民間事業者は、aにより作成した1月から12月までの1年間の都道府県別結果表について、改めて審査・集計・検討事項一覧表に基づき品目別の価格の妥当性等を審査するとともに、この審査により疑義が生じた場合には、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行い、疑義照会の結果、調査票の内容を修正した場合には、その修正した内容を反映した「確定調査票」の電子ファイルを作成すること。

また、確定調査票から「都道府県別確定価格結果表」の電子ファイルを作成するとともに、1月から12月までの価格変動要因等整理表等を基に「年間の価格変動要因等整理表」の電子ファイルを作成すること。
 - c 都道府県別結果表の作成、検討及び報告に当たっての留意点
 - (a) 前年結果との比較検討は、前年の都道府県別確定価格結果表を用いて行う

こと（ただし、令和2年については農林水産省が貸与する令和元年調査結果を用いて行うこと。）。

- (b) 都道府県別結果表について、審査・集計・検討事項一覧表に基づき検討を行った結果、修正が必要となった場合は、要因を調査し、データの修正を行うこと。
- (c) 農林水産省から疑義照会等の連絡があった場合は、その要因を調査し、修正が必要となった場合はデータの修正を行うこと。
- (d) 農林水産省が調査票、都道府県別結果表等の内容について確認を求めた場合は、これに応じること。

(オ) 調査品目に関する実態把握の実施

民間事業者は、基準改定を行うために必要な調査品目に関する出回り量、銘柄等級等の情報について、実態把握表（別紙19）により収集する。

なお、情報収集は、令和2年（1月～12月）（調査対象数約800、調査品目数約30）及び令和4年（1月～12月）（調査対象数約4,000、調査品目数約310）の2か年分を収集することとしているが、具体的な配布・収集方法等については、民間事業者の創意工夫によるものとする。

(カ) 調査対象への謝礼支給（12月から翌年3月まで）

民間事業者は、調査を実施した調査対象に対し、1年間の調査終了後、謝礼として調査票を回収した月数に応じ、一般農産物生産者価格調査（野菜以外）は年間3,600円、野菜生産者価格調査及び農業生産資材価格調査は年間4,300円を上限（ただし、一般農産物生産者価格調査（野菜以外）、野菜生産者価格調査及び農業生産資材価格調査をすべて行った調査対象については、年間12,200円を上限）に謝金を支払い、又は謝金相当の謝礼品の支給を行うこととし、その実額（謝金又は謝礼品代）を農林水産省が負担する。

なお、年間の謝金支払額（支払件数）、謝礼品支給額（支給件数）及び受領辞退調査対象数について事業報告書に記載する。

オ 情報セキュリティ管理

- (ア) 情報漏えい防止を始めとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアルを作成して適正な調査情報の管理を行うこと。

なお、セキュリティマニュアルについては、提案書と併せて農林水産省へ提出し、農林水産省の審査を受けること。

- (イ) セキュリティマニュアルには、次に掲げる事項を必ず記載すること。

- a 調査票（紙媒体及び電子媒体）、都道府県別結果表、調査対象一覧表等個人情報
の取扱いに関する責任者、業務従事者の管理体制及び業務の実施体制
- b オンライン調査システムを使用するパソコンや作業場所のセキュリティ対策
及び電子メールで報告する際のセキュリティ対策

- (ウ) 民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に係る業務に従事する者以外の者（以下「第三者」という。）に対する、調査関係書類の複写、貸与及び提供をしないこと。

(イ) 調査関係用品、納入物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子媒体等は、契約終了時までには裁断、粉碎等により必ず廃棄すること。

なお、情報システム等の廃棄については、情報の復元又は判読ができない方法を用いること。

(オ) 農林水産省は、個人情報の管理状況について、民間事業者に対し、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行う。

(カ) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、その後の対応方針について協議すること。

カ 納入物件及び納入期日

納入物件及びその納入期日については、次表の左欄に掲げる納入物件についてそれぞれ同表の右欄に定める期日とする。納入は電子媒体（調査票にあっては紙媒体を含む。）によるものとし、このほか、農林水産省の執務用・保存用として、調査対象配布用品一覧に掲げる印刷物一式を印刷終了時に5セット納入する。

なお、次表で定める期日が行政機関の休日の場合は、その前日を期日とする（以下同じ。）。

都道府県別結果表	調査日が属する月の末日
価格変動要因等整理表（様式第18号）	調査日が属する月の末日
調査票	電子媒体：調査日が属する月の末日 紙媒体：調査年の翌年2月末日
確定調査票	電子媒体：調査年の翌年2月末日
都道府県別確定価格結果表	調査年の翌年2月末日
年間の価格変動要因等整理表（様式第18号）	調査年の翌年2月末日

注：各報告様式は、必要な項目が網羅されている場合に限り、民間事業者による体裁の変更を可能とする。

(2) 業務受託に関する留意事項

ア 民間事業者は、本業務を実施するために、調査関係書類を厳重に管理する保管庫、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所を用意すること。

イ 民間事業者は、「農林水産省農業物価統計調査事務局」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施すること。

また、民間事業者は、調査対象からの調査票の返送先を自ら確保するとともに、契約締結後速やかに、調査票の返送先の住所及びFAX番号を農林水産省に報告すること。

ウ 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するため、農林水産省との連絡・調整を行う担当者を設置すること。

担当者は、業務時間内（平日9時から18時まで）において速やかに農林水産省と連絡・調整が取れる状態を保つこととし、農林水産省との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。

- エ 本業務の各工程において、農林水産省から立会いの要請があった場合は応じること。
- オ 本業務の各工程の作業方針、スケジュールを策定し、令和元年11月末日までに農林水産省と調整すること。また、各工程の作業方針、スケジュールに変更が生じた場合は農林水産省と調整すること。
- カ 事故が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、指示を求めること。
- キ 本業務の実施に当たり、実査や審査を実施する者、調査票や個人情報記載された書類等を取り扱う者等に対し、調査内容や守秘義務等の遵守事項について十分理解できるように事前の研修を行うこと。
なお、研修の内容及びスケジュールについては、事前に農林水産省の了解を得ること。
- ク 農林水産省の登録調査員の利用を希望する場合には、農林水産省から登録調査員に対し民間事業者への情報提供の可否を確認し、同意が得られた登録調査員を紹介するが、民間事業者が雇用する調査従事者の調査活動時に起こった事故等の補償に対しては、民間事業者の責任において対応すること。
- ケ 天災地変等の影響により、調査が行えなくなる調査対象があった場合、調査実施対象数については別途民間事業者に連絡する。

(3) 業務遂行に当たり確保されるべき質

本業務を実施するに当たり確保されるべき質として求められるものは、次に掲げるとおりである。

- ア 本業務の実施に当たり、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。
- イ 照会対応業務においては、民間事業者が作成する問合せ・苦情等対応マニュアルに沿って対応すること。
- ウ 本調査は、農産物の価格・生産資材の価格及びその変動を的確に反映し農業物価指数を作成する観点から、調査対象については継続して調査することを原則としている。このことから、調査票の回収率は一連の業務（督促業務等）を通じ、100パーセントを達成すること。

なお、毎月20日時点で回収状況を確認し、100パーセントの達成が困難と見込まれる次の場合には、農林水産省の指示を仰ぐこととし、この場合にあつては、民間事業者は責を問われないものとする。

- (ア) 天災地変等の影響により、調査が行えない調査対象があった場合
- (イ) 調査対象の休業・廃業及び調査品目の取り扱いの中止があった場合

エ 調査票及び都道府県別結果表の審査・検討は、調査・集計した結果について、農林水産省が示す審査・集計・検討事項一覧表の検討項目全てについて行うこと。

なお、調査票及び都道府県別結果表の審査・検討について、民間事業者は次の(ア)及び(イ)について、農林水産省の依頼に応じ、迅速かつ的確に対応すること。

- (ア) 農林水産省が調査票ファイル、集計値等の確認を求めた場合はこれに応じること。

(イ) 農林水産省から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行い、修正が生じた場合には調査票等の内容を修正すること。

(4) モニタリングの方法について

農林水産省は、業務の実施に当たり確保されるべき質の確保状況について、2(1)カの納入物件及び9(1)の報告事項により毎月確認する。

(5) 契約金の支払について

ア 契約の形態は請負契約とし、契約金額のほか、民間事業者（調査員を除く。）から調査対象への調査関係用品の配布及び調査対象から民間事業者（調査員を除く。）への紙媒体の調査票の回収に要した郵送料並びに謝金又は謝金相当の謝礼品支給額の代金については、別途農林水産省が負担する。

この場合において、民間事業者は、当該別途農林水産省が負担する金額の請求時に、支払った実額（以下「実額支払分」という。）を証明できる書類（領収書、振込証明書等）を添付するものとする。

イ 契約金及び実額支払分の支払については、落札者が決定した後、落札者と農林水産省が協議を行い、当該年度の予算の範囲内で支払金額・回数を決定する。

支払に当たり民間事業者は、2(1)カの納入物件、9(1)の報告事項、業務の完了を確認できる書類及び実額支払分を証明できる書類を農林水産省に提出すること。

農林水産省は、提出された書類に基づき、業務の適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、農林水産省は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとし、業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払わない。

(6) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、アからウまでに該当する場合には農林水産省が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

ア 本業務に典型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

(7) 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次に掲げる場合は、速やかに業務の改善策（農林水産省への提案を含む。）を作成の上農林水産省へ提出し、農林水産省の承認を得た上で当該改善策を実施するものとする。この場合において民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、農林水産省に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

ア 農林水産省が、2(1)カの納入物件や問合せ・苦情等対応状況の確認又は業務の実

施状況を観察することにより、業務の質が確保されないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合
イ 民間事業者が、業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保及び向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合

3 農業物価統計調査の契約期間

契約期間は、令和元年11月（契約締結日）から令和7年3月31日までとする。

4 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 法第15条において準用する第10条各号（ただし、第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の調査・研究において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (6) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- (7) 実施要項の検討に当たり、外部有識者から意見を聞く場合、外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。
- (8) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (10) 単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的して複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時までには共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、上記(1)及び(5)で定める入札参加資格を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となること、又は、単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。

5 民間競争入札に参加する者の募集

- (1) 民間競争入札に係るスケジュール（予定）

ア 入札公告	令和元年7月中旬頃
イ 入札説明会（第1回）	令和元年7月下旬頃
（第2回）	令和元年8月下旬頃
ウ 入札説明会終了後の質問期限	令和元年9月上旬頃
エ 入札書類提出期限	令和元年9月上旬頃
オ 入札書類の評価	令和元年9月中旬頃
カ 開札	令和元年10月上旬頃
キ 契約の締結	令和元年11月上旬頃
ク 業務の引継ぎ	契約締結後、速やかに

(2) 入札実施手続

ア 入札説明会後の質問受付

農林水産省から入札説明書を取得した者は入札説明会後に、本実施要項の内容や入札に係る事項について、農林水産省に対して質問することができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び農林水産省からの回答は原則として入札説明書を取得した全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、①入札金額（入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内全ての本業務に対する報酬総額の110分の100に相当する金額）を記載した書類、②資格審査結果通知書、③提案書、④「表1 評価項目一覧表」の提案書項番号欄に該当する提案書の項番号を記載したもの及び⑤2(1)オで示すセキュリティマニュアルを提出すること。

①については封かんの上、入札参加者の氏名（法人にあっては法人名）、宛名及び入札件名を記載し、入札すること。

②については平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写しを提出すること。

③から⑤までについては紙媒体の資料8部とともに電子媒体（CD-ROM）で提出すること。その際のファイル形式は、Microsoft Office-Word、Microsoft Office-PowerPoint、Microsoft Office-Excel 又はPDF形式とする（これらのファイル形式による提出が困難な場合は、農林水産省まで申し出ること）。

なお、入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（実額支払分を除く。）の110分の100に相当する金額を記載すること。

また、法第15条において準用する第10条各号（ただし、第11号を除く。）に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付すること。

ウ 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、6で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載すること。

なお、農林水産省が民間事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については提案書に記載すること。

- (ア) 実施計画
- (イ) 実施体制・設備・環境
- (ウ) 組織の専門性
- (エ) 本業務従事予定者の研修
- (オ) セキュリティ対策
- (カ) 調査関係用品の印刷・配布
- (キ) 調査の協力依頼・確認及び調査対象への謝礼支給
- (ク) 問合せ・苦情等対応
- (ケ) 調査票の回収・督促
- (コ) 調査票の審査・疑義照会対応
- (サ) 調査票の電子化及び報告
- (シ) 都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成、検討及び報告
- (ス) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

6 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

- (1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「表1 評価項目一覧表」のとおりとする。

表1 評価項目一覧表

提案書の目次		評価項目	評価の観点	得点配分			提案書項目番号
大項目	中項目			必須 (基礎点)	加 点	加 重	
1 実施計画							
1.1	本業務実施計画	・本業務実施計画（スケジュール）は、農林水産省の示す要件が満たされているか	基本的な調査実施計画	7	-	-	
		☆ 業務手順について、効率的に業務を実施する工夫が示されているか	調査の効率化	-	9	3	
2 実施体制							
2.1	実施体制・設備・環境	・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、業務増加時の人員の補充体制が確立されているか	基本的な組織体制	3	-	-	
		・調査に対応できる調査員を確保する計画が記載されているか。また、実査時において的確に配置できる方法が具体的に記載されているか		3	-	-	
		・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか		3	-	-	
		・支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか	基本的な設備環境と財務基盤	3	-	-	
		・本業務を実施する場所、設備環境（調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット等）について十分な体制が用意されているか		3	-	-	
		・統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか（各工程において適正に責任者を配置しているか）	統計調査の知識と体制の柔軟性	-	9	3	
・農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制（緊急の案件が生じた時（9時～18時以外）に連絡可能な体制）が整っているか	-	6		2			
2.2	組織の専門性	・業務遂行に当たり、農産物の生産・流通価格、農業	専門性	-	12	4	

		生産資材の価格等の知見を有しているか	処理能力	-	3	1
		・電話による督促、問合せ・苦情対応の業務を行うに当たっては、テレマーケティング業務の実務経験を有する者を配置することとなっているか	実務実績	-	6	2
		・類似調査事業の受託実績があり、組織又は本業務従事予定者に調査内容に関する専門知識、ノウハウ等があるか	資格	-	3	1
		・ISO9001 又は ISO20252 の認証を受けているか（注1）				
2.3	本業務従事予定者の研修	・教育（研修）のプログラムの概要が必要な内容を含むか（農作物価統計調査について、秘密の保護についてなど）	研修のプログラム	4	-	-
		☆ 研修の計画に工夫がみられるか（方法、研修時間など）	研修計画	-	6	2
		☆ 統計調査（調査項目）の特徴や特性を理解させる工夫があるか		-	6	2
2.4	セキュリティ対策	・農林水産省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか	基本的なセキュリティ	3	-	-
		・プライバシーマークの認証を受けているか（注1）	万全なセキュリティ	-	3	1
		・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けているか（注2）		-	6	2
		・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか		-	3	1

3 個別業務の実施方法

3.1	調査関係用品の印刷・配布、調査の協力依頼・確認及び調査対象への謝礼支給	・印刷・配布、調査対象への協力依頼、謝礼支給についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	5	-	-
		☆ 調査対象の継続的な調査協力を得るための工夫が見られるか		-	9	3
		☆ オンライン調査の導入促進の工夫が示されているか		-	6	2
3.2	問合せ・苦情等対応	・問合せ・苦情等対応についての手順が具体的に示されているか	問合せ・苦情等対応の工夫	5	-	-
		☆ 調査対象からの問合せ・苦情等に、迅速、適切に対応するための体制と工夫が示されているか		-	9	3
3.3	調査票の回収・督促	・調査票の回収・督促についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	5	-	-
		☆ 調査票を回収するため、効果的・効率的に行うための創意工夫が設定されているか	調査票回収・督促業務の質	-	12	4
		☆ 回収した調査票について、確認・整理の方法及び提出様式について創意工夫が設定されているか		-	9	3
3.4	調査票の審査	・調査票の審査についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	-	-
		☆ 調査票の審査を正確・迅速・確実に行うための工夫がみられるか（回収した調査票の審査の際、疑義等について照会を確実に行う工夫がされているか）	調査票審査業務の質	-	9	3
3.5	調査票の電子化、都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成・検討・報告	・調査票の電子化、都道府県別結果表（集計含む）及び価格変動要因等整理表の作成・検討・報告についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	-	-
		☆ 都道府県別結果表の作成・検討を効率的に行うための工夫がみられるか	効率化	-	9	3
		☆ 価格変動要因等整理表の作成を効率的に行うための創意工夫が設定されているか		-	9	3
		・農林水産省からの調査票等に関する疑義照会に対して、市場などの価格動向も参考として回答するなど工夫がされているか		-	6	2

4 その他

4.1	農林水産省が創意工夫を求めている項目以外の創意工夫の事項	☆ ・その他、業務を効果的・効率的に実施するための創意工夫が示されているか	その他	-	3	1
-----	------------------------------	---------------------------------------	-----	---	---	---

5 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

5.1	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	☆ a. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） ・1段階目（※①） 4点 ・2段階目（※①） 7点 ・3段階目 11点 ・行動計画（※②） 2点 ※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 b. 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ・くるみん（旧基準）（※③） 4点 ・くるみん（新基準）（※④） 4点 ・プラチナくるみん 7点 ※③ 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認	ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する ※「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について（依頼）」（内閣府男女共同参画局長通知（平成29年4月28日一部改正））を参照のこと。	-	11	-
-----	-----------------------------	--	---	---	----	---

	定)。 ※④ 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正後の認定基準により認定）。 c. 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定 7 点 (複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。)					
				50	164	
	☆ 新規性・創造性・効率性を求める項目	107	0	107		
	実施体制、実績を評価する項目	107	50	57		
	技術点合計	214	50	164		

必須（基礎点）については、「項目に該当する点数」または「0点」により評価、加点については、加点項目ごとに3点満点で；0～3点の4段階により評価

注1) この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…3点 で評価を行う。
注2) この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…6点 で評価を行う。

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が本業務の目的・趣旨に沿い、かつ、実行可能なものであるか（必須項目として評価する）、また、効果的なものであるか（加点として評価する）について行うものとする。

ア 必須項目審査

農林水産省は、入札参加者が提案書に記載した内容が「表1 評価項目一覧表」上の「必須（基礎点）」を満たしていることを確認する。全て満たしている場合は合格として基礎点（50点）を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

イ 加点項目審査

必須項目審査で合格になった入札参加者に対して、「表1 評価項目一覧表」上の「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待できるかという観点から入札参加者の企画提案を評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を比較し、各入札参加者に対して「表2 審査基準」に基づき0点から3点までの範囲で得点を付与する。

各入札参加者の得点は、各評価者の得点に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。（満点 164 点）

表2 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

(2) 落札方式及び得点配分

ア 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「エ 総合評価点の計算」によって得ら

れた得点の最も高い者を落札者とする。

(7) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(4) 「表1 評価項目一覧表」に記載される要件のうち必須とされた項目を全て満たしていること。

イ 得点配分

得点配分は、「表3 得点配分」のとおりとする。

なお、技術点に関しては、新規性、創造性、効率性を求める項目の配分を107点、実施体制、実績を評価する項目の配分を107点とする。

表3 得点配分

技術点（必須項目：基礎点）	50点
技術点（加点項目：加点）	164点
価格点	107点

ウ 技術点の算出

基礎点は、必須とされた項目（最低限の要求要件）について全て満たす場合は50点とし、1つでも満たしていない場合は0点とする。

また、加点について複数の評価者がいる場合は、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する（小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる）。

エ 総合評価点の計算

総合評価点は、次によるものとし、得点の最も高い者が明らかになるまで算出する。

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分（107点）×（1－入札価格÷予定価格）

(3) その他

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2) エ 総合評価点の計算」によって得られた得点の最も高い1者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

また、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない農林水産省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ウ 農林水産省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件を見直し、再度入札公告に付すこととする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない場合は、農林水産省が自ら当該業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

7 農業物価統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示

農業物価統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」（別紙 20）のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法

8 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項

民間事業者がオンライン調査による調査票の受理等に使用するためのオンライン調査システムへのアクセス権を付与する。

9 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告

2 (3) で設定した本業務の遂行に当たって求められる質が確保されていることを確認するため、民間事業者は、次の表の左欄に掲げる事項について同表の中欄に掲げる期日までに農林水産省に報告する。

また、農林水産省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

報告事項	報告期日	備 考
(秘) 調査不能状況	随時	別紙 12 参照
(秘) 問合せ・苦情等 対応状況	調査日が属する月の末日	別紙 14 参照
調査票提出枚数等確 認票	調査日が属する月の末日	別紙 15 参照
(秘) 督促状況	調査日が属する月の末日	別紙 16 参照

(秘) 疑義照会状況	調査日が属する月の末日	別紙 17 参照
勤務体制	調査日が属する月の末日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の業務担当者の配置実績及び勤務体制を記載すること。 ・ 各工程の管理責任者の氏名、所属及び連絡先を記載すること。 ・ 督促・審査及び苦情対応に係る業務の担当者の氏名及び所属を記載すること。 ・ 調査票等に係る業務の管理体制、調査票等の保管体制及び調査票等の管理・保管の状況を記載すること。
事業報告書		次の実施状況について記載すること。
令和 2 年調査	令和 3 年 3 月末日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 (3) の業務遂行に当たり確保されるべき質 ・ 年間の謝金支払金額 (支払件数)、謝礼品支給額 (支給件数) 及び受領辞退調査対象数 ・ 情報セキュリティに関する取組
令和 3 年調査	令和 4 年 3 月末日	
令和 4 年調査	令和 5 年 3 月末日	
令和 5 年調査	令和 6 年 3 月末日	
令和 6 年調査	令和 7 年 3 月末日	

(2) 調査

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、(1) の報告やア及びイによるモニタリングの結果等から必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする農林水産省の職員は、検査を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ア 民間事業者への電話等 (適宜)

農林水産省から民間事業者へ電話等により、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることで、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。

イ 不正行為の有無の確認 (適宜)

民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査対象に農林水産省から不正行為の有無を確認する。

(3) 指示

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、(2)

の調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、上記にかかわらず、農林水産省は、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、民間事業者に対し、必要な措置を講ずることを指示することができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずるものとする。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の本業務に従事する者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(7) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(4) 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

(7) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査対象を具体的な理由なく区別してはならない。

(4) 民間事業者は、調査対象の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、2 (1) エに示す調査対象に対する謝礼支給を除き、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

(7) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課」や「農業物価統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合を除く。）及び当該自ら行う業務が農業物価統計調査の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

(4) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

オ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査対象と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

カ 記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

キ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ク 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

ケ 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は農林水産省以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

コ 再委託

(7) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託（再委託先が委託先の子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社等をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければならない。

(エ) 民間事業者は、(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、民間事業者が農林水産省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、上記「(4) 秘密の保持」及び本項「(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」に規定する事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(オ) 再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(カ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。

サ 契約内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務の更なる質の向上の推進その他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

ただし、農林水産省は、法令改正等により業務内容等に変更が生じるときは、民間事業者にその旨を通知するとともに、民間事業者と協議の上、法第21条の手続を要

せず契約を変更することができる。

シ 契約の解除

農林水産省は、請負契約書に定めるところにより民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (ア) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチまで又は同項第 2 号に該当するとき。
- (イ) 暴力団員を業務を統括する者又は従事者としていることが明らかになったとき。
- (ウ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

ス 契約解除時の取扱い

(ア) 契約解除時の請負報酬の支払

上記シに該当し、契約を解除した場合には、農林水産省は民間事業者に対し、当該契約の解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る請負報酬を支払う。

(イ) 契約解除時の違約金と本業務の完了

上記シに該当し、契約を解除した場合、民間事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記(ア)の請負報酬を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として農林水産省が指定する期日までに納付するとともに、農林水産省との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(ウ) 延滞金

農林水産省は、民間事業者が前項の規定による金額を農林水産省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(エ) 損害賠償

農林水産省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、農林水産省から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

セ 不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該責任を負わないものとする。

ソ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省とが協議するものとする。

10 契約により民間事業者が負うべき責任

- (1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところ

によるものとする。

ア 農林水産省が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意又は過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

(3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「2 (1) カ 納入物件及び納入期日」に定める納入期限を遅延したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数 1 日につき契約金額の年 100 分の 5 の割合で計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

11 法第 7 条 8 項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

農林水産省は、総務大臣が評価を行うに当たり必要な情報を得るため、本業務の実施状況について、令和 4 年 12 月 31 日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

農林水産省は、9 (1) の報告等を基に、(3) の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較・分析すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する（数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する）。あわせて、経費削減が達成されたかを確認する。

(3) 調査項目

農林水産省は、次に掲げる項目について調査するものとする。

ア 9 (1) の報告に係る事項

イ 調査票及び統計表の検証状況（農林水産省からの照会対応等の件数・内容等）

ウ 実際に本業務の実施に要した経費

(4) 意見聴取等

農林水産省は、必要に応じて民間事業者及び調査対象から意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 実施状況等の提出

農林水産省は、本業務の実施状況等について、(1)の評価を行うため、報告様式に従い令和5年3月を目途に総務大臣及び監理委員会に提出するものとする。なお、農林水産省は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。また、必要に応じて農林水産本省入札等監視委員会とも情報を共有するものとする。

12 その他の実施に関する必要事項

(1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受けることがある。

(2) 統計法令等の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守する。

特に、統計法は第41条において、同条各号に掲げる業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずる。

(3) 本業務に従事する者は、法第25条第2項の規定により、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(4) 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により、30万円以下の罰金に処されることとなる。

ア 9(1)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は9(2)による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

イ 正当な理由なく、9(3)による指示に違反した者

(5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、(4)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して(4)の刑が科されることとなる。

(6) 調査監督上の措置等に係る監理委員会への報告

農林水産省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った

場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に報告することとする。

また、法第 45 条に基づき監理委員会から報告を求められた場合は、事業の実施状況等について監理委員会に報告又は資料の提出を行うこととする。

(7) 農林水産省の監督体制

ア 本契約に関する監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

イ 本業務の実施状況に係る監督は、9 (2) により行うこととする。

(8) 公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会

農林水産省は、業務実施状況の評価等を行うに当たり専門技術的知見を得るために、外部有識者 3 名を構成員とする「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」を開催することとする。

(参考) 農作物価統計調査都道府県別調査対象数及び調査員数

地方農政局等	都道府県	都道府県別調査対象数(平成30年)				調査員配置 (平成30年)
		農産物生産者価格調査		農業生産資材 価格調査	計	
		一般農産物	野菜			
調査規模(全国)		1,300	728	1,243	3,271	220
北海道	北海道	69	40	60	169	11
東北	宮城	29	9	19	57	5
	青森	24	16	50	90	4
	岩手	30	12	23	65	4
	秋田	20	14	31	65	4
	山形	35	20	30	85	6
	福島	43	20	20	83	4
関東	埼玉	38	26	30	94	5
	茨城	40	28	24	92	5
	栃木	44	30	25	99	4
	群馬	26	16	18	60	3
	千葉	50	41	28	119	6
	東京	6	9	14	29	2
	神奈川	35	14	16	65	6
	山梨	28	6	14	48	3
	長野	37	19	20	76	4
静岡	35	23	29	87	5	
北陸	石川	19	13	14	46	3
	新潟	29	25	43	97	6
	富山	8	6	27	41	2
	福井	12	6	11	29	4
東海	愛知	31	31	27	89	5
	岐阜	32	9	37	78	7
	三重	21	8	19	48	4
近畿	京都	17	13	16	46	4
	滋賀	6	7	16	29	4
	大阪	3	7	12	22	4
	兵庫	21	16	31	68	2
	奈良	13	3	16	32	2
	和歌山	22	9	22	53	3
中国四国	岡山	28	16	47	91	8
	鳥取	17	8	24	49	2
	島根	24	9	30	63	6
	広島	32	16	28	76	3
	山口	16	11	36	63	5
	徳島	34	31	28	93	7
	香川	31	18	34	83	7
	愛媛	30	11	34	75	7
高知	15	13	13	41	2	
九州	熊本	40	22	28	90	4
	福岡	37	12	25	74	10
	佐賀	17	4	22	43	3
	長崎	37	11	26	74	5
	大分	40	17	27	84	4
	宮崎	27	10	30	67	5
	鹿児島	38	21	30	89	6
沖縄		14	2	39	55	5

※ 都道府県別調査対象数(平成30年)については、前回(平成27年)基準のものであり、価格の変動を的確に農作物価指数に反映させるため、5年に1度行う基準改定に伴い、令和2年調査から調査対象数を変更する。また、令和4年調査においても調査対象数を変更する場合がある。

調査員配置(平成30年)については、都道府県別の実調査員数であり、複数の都道府県を担当している調査員もいることから、全国の実調査員数(191人)とは一致しない。

品目別調査都道府県及び調査月一覧（平成27年基準）

1 農産物価格調査品目

(1) 全国指数採用品目

類別		米								麦	
品目名		うるち玄米		もち玄米		うるち白米		もち白米		小麦	
コード番号		1015		1045		1060		1070		1080	
調査月		1～12		1～3	8～12	1～12		1～12		6～10	
北海道		1～12		1～2	10～12	1	10～12	1	10～12	8～10	
東北	青森	1～12				1～12					
	岩手	1～12			9～10					8	
	宮城	1～12			10～11	1	10～12			7～8	
	秋田	1～12			10～11						
	山形	1～12			9～10						
	福島	1～12			10～11		10～12		10～12		
関東	茨城	1～12			9～11	1～3	8～12			6～8	
	栃木	1～12			10～12					6～8	
	群馬	1～12					10～12			6～8	
	埼玉	1～12				3～4	9～12	1～2	10～12	6～8	
	千葉	1～12			8～11						
	東京										
	神奈川	1～12				1～12		1～12			
	山梨	1～12									
	長野	1～12			10～12		10～12		10～12	7～8	
静岡	1～12			9～10	1～12		1～12		6		
北陸	新潟	1～12			9～12		9～11		9～10		
	富山	1～12			9～11	1～12			10～12		
	石川	1～12			10～11	1～12			9～10		
	福井	1～12			9～10	1～12			10～12		
東海	岐阜	1～12			9～12		9～12		10～12		
	愛知	1～12				1～12				7	
	三重	1～12									
近畿	滋賀	1～12								7	
	京都	1～12									
	大阪										
	兵庫	1～12			9～12					7	
	奈良	1～12				1～12					
	和歌山	1～12									
中国・四国	鳥取	1～12			10						
	島根	1～12			9～10	1～12					
	岡山	1～12			9～11						
	広島	1～12			9～10						
	山口	1～12									
	徳島	1～12									
	香川	1～12				1～12				6～7	
	愛媛	1～12									
	高知	1～12									
九州	福岡	1～12			10～12	1	10～12	1	11～12	6～10	
	佐賀	1～12		1～2	9～12	1	10～12	1～2	11～12	6～8	
	長崎	1～12				1～3	10～12			7	
	熊本	1～12		1～3	11～12	1～2	9～12	1	11～12	6～7	
	大分	1～12				1	10～12	1	11～12	6～7	
	宮崎	1～12					11～12		11～12		
	鹿児島	1～12					11				
沖縄	1～12										

類別	麦			雑穀		豆	
品目名	はだか麦	六条大麦	ビール大麦 二条大麦	そば		大豆	
コード番号	1090	1100	1110	1985		1120	
調査月	6～8		6～8	6～9	9～12		1～7 12
北海道			9	9～12		1～7	12
東北	青森					1～6	
	岩手					1～5	12
	宮城		7			1～7	12
	秋田				11～12	1～3	12
	山形				11～12		
福島				11～12	1～4		
関東	茨城		6～8		10～12	1～7	
	栃木		6～8	7～8	10～12	1～7	
	群馬			6～7			
	埼玉			6～8			
	千葉						
	東京						
	神奈川						
	山梨						
	長野		6～7			10～11	
静岡							
北陸	新潟		7			1～7	12
	富山		6～7			1～7	12
	石川		6～7			1～5	
	福井		6～8		11～12	1～7	
東海	岐阜					1～7	
	愛知					1～7	
	三重						
近畿	滋賀					1～7	
	京都						
	大阪						
	兵庫						
	奈良						
中国・四国	和歌山						
	鳥取						
	島根						
	岡山			6～7			
	広島						
	山口						
	徳島						
香川	6～8						
愛媛	6～7						
九州	高知						
	福岡	7		6～8		1～7	
	佐賀	6		6～7		1～7	
	長崎						
	熊本					2～7	
	大分	6～8				2～7	
宮崎							
鹿児島					12		
沖縄							

類別		豆				い も					
品目名		小 豆		らっかせい		かんしょ 食 用		かんしょ 加工用		ばれいしょ 食 用	
コード番号		1130		1140		1170		1180		1190	
調査月		1～5	10～12	1	10～12	1～12		9～12		1～12	
北海道		1～5	10～12							1～2	8～12
東北	青森		10～12							8～9	
	岩手		11～12								
	宮城									7～9	
	秋田									7～8	
	山形										
	福島									7～8	
関東	茨城			1	11～12	1～12		11～12		5～8	
	栃木		12								
	群馬									6～8	
	埼玉									6～8	
	千葉			1	10～12	1～12				6～7	
	東京									6～7	
	神奈川									6～7	
	山梨										
	長野									8～9	
	静岡					7～8				4～8	
北陸	新潟									6～8	
	富山										
	石川					1～2	9～12				
	福井					1～5	9～12				
東海	岐阜										
	愛知									2～8	
	三重									6～7	
近畿	滋賀										
	京都	1～2								6～8	
	大阪										
	兵庫	1								6～7	
	奈良										
	和歌山										
中国・四国	鳥取										
	島根		12								
	岡山	1～2								1～2	6～8
	広島									1～2	6～8
	山口										
	徳島					1～12					
	香川					7～9					
愛媛									3～8		
	高知					5～7					
九州	福岡									5～7	
	佐賀									5～7	
	長崎									1～7	11～12
	熊本					1～6	9～12			3～9	
	大分					1～4	10～12				
	宮崎					1～12				1～8	11～12
	鹿児島					1～12		9～12		1～7	12
沖縄										3～4	

類別		い		も		果 実					
品 目 名		ばれいしょ 加工用		ばれいしょ 種子用		りんご ふ じ		りんご つ がる		りんご 王 林	
コード番号		1200		1210		1220		1230		1240	
調査月		9~11		3	8~11	1~ 6	11~12	8~10		1~ 5	11~12
北 海 道		9~11			9~11	1~ 3	11~12	10			
東 北	青 森					1~ 6	11~12	9~10		1~ 5	11~12
	岩 手						11~12	9			11~12
	宮 城					1	12				
	秋 田					1	11~12			1	11~12
	山 形						11~12	9			
	福 島						11~12	9			
関 東	茨 城										
	栃 木										
	群 馬										
	埼 玉										
	千 葉										
	東 京										
	神 奈 川										
	山 梨										
	長 野					1	11~12	8~ 9			
	静 岡										
北 陸	新 潟										
	富 山										
	石 川										
東 海	福 井										
	岐 阜										
	愛 知										
	三 重										
近 畿	滋 賀										
	京 都										
	大 阪										
	兵 庫										
	奈 良										
	和 歌 山										
中 国 ・ 四 国	鳥 取										
	島 根										
	岡 山										
	広 島										
	山 口										
	徳 島										
	香 川										
	愛 媛										
	高 知										
九 州	福 岡										
	佐 賀										
	長 崎			3	8						
	熊 本										
	大 分										
	宮 崎										
	鹿 児 島										
	沖 縄										

類別		果 実									
品 目 名		りんご ジョナゴールド		みかん 普通温州		みかん 早生温州		なつみかん (甘なつ)		いよかん	
コード番号		1250		1270		1280		1290		1300	
調査月		1～7	10～12	1～3	12	8～12		2～6		1～3	
北海道											
東北	青森	1～7	10～12								
	岩手		10～11								
	宮城										
	秋田										
	山形										
	福島										
関東	茨城										
	栃木										
	群馬										
	埼玉										
	千葉										
	東京										
	神奈川			1～2	12	11～12					
	山梨										
	長野										
静岡			1～3	12	9～12		3～6				
北陸	新潟										
	富山										
	石川										
東海	福井										
	岐阜										
	愛知			1～2		12					
近畿	三重			1～2	12	10～11		4～5			
	滋賀										
	京都										
	大阪										
	兵庫										
	奈良										
中国・四国	和歌山			1～3	12	9～12		3～6		1～2	
	鳥取										
	島根										
	岡山										
	広島			1～2	12	10～12		4～6		1～3	
	山口			1～2	12						
	徳島			1～3	12	10～12					
	香川			1～3		10～12					
愛媛			1	12	10～12		3～6		1～3		
九州	高知			1～2		11～12					
	福岡			1～2	12	9～12		4～6			
	佐賀			1～2	12	10～11				1～3	
	長崎			1～3	12	9～12				2～3	
	熊本			1～3	12	9～12		3～5		2～3	
	大分			1～2	12	9～11		3～5			
	宮崎					9～10					
鹿児島			1～2		9～12		2～6				
沖縄						8～9					

類別		果 実									
品 目 名		な し 二十世紀		な し 豊 水		な し 幸 水		か き		ぶ どう デラウェア	
コード番号		1310		1320		1330		1340		1350	
調査月		8~10		8~10		7~ 9		9~12		6~ 9	
北 海 道										8~ 9	
東 北	青 森										
	岩 手										
	宮 城					9					
	秋 田			10		9					
	山 形					9		10~11		7~ 9	
	福 島	9~10		9~10		8~ 9		11~12			
関 東	茨 城			9~10		7~ 9					
	栃 木			9		8~ 9					
	群 馬	9~10									
	埼 玉			9		8					
	千 葉			9		8					
	東 京										
	神 奈 川										
	山 梨									7~ 8	
	長 野	9		9		8~ 9				8~ 9	
静 岡											
北 陸	新 潟	9~10		9~10		8~ 9		10~11			
	富 山			9		8~ 9					
	石 川			9		8~ 9				7~ 8	
	福 井										
東 海	岐 阜							10~11			
	愛 知			8~ 9		8		10~11			
	三 重							10~11			
近 畿	滋 賀										
	京 都	9									
	大 阪									6~ 7	
	兵 庫	9									
	奈 良	9						9~12		6~ 8	
和歌山							9~12				
中 国・四 国	鳥 取	8~ 9		9				10~12		7	
	島 根									6~ 7	
	岡 山										
	広 島										
	山 口	8~ 9									
	徳 島			8~ 9		8				6~ 7	
	香 川							11~12		7~ 8	
	愛 媛							10~12			
高 知											
九 州	福 岡			8~ 9		7~ 8		9~12		6~ 7	
	佐 賀			8~ 9		7~ 8					
	長 崎										
	熊 本			8~ 9		7~ 8					
	大 分	8~ 9		8~ 9		8				7	
	宮 崎										
鹿 児 島											
沖 縄											

類別		果 実									
品 目 名		ぶ ど う 巨 峰		ぶ ど う ピ オ ー ネ		も も		く り		う め	
コード番号		1360		1370		1400		1410		1420	
調査月		7~10		7~10		6~ 9		9~10		5~ 6	
北 海 道											
東 北	青 森										
	岩 手										
	宮 城									6	
	秋 田										
	山 形					8~ 9					
福 島					7~ 9					6	
関 東	茨 城							9~10		6	
	栃 木	7~ 9									
	群 馬									5~ 6	
	埼 玉							9~10		6	
	千 葉							9~10			
	東 京										
	神 奈 川									6	
	山 梨	8~ 9		8~ 9		7~ 8					
	長 野	7~10		9~10		8~ 9				6	
静 岡											
北 陸	新 潟	8~ 9				8					
	富 山										
	石 川										
東 海	福 井									6	
	岐 阜										
	愛 知	8~ 9									
近 畿	三 重										
	滋 賀										
	京 都										
	大 阪										
	兵 庫										
中 国 ・ 四 国	奈 良									6	
	和 歌 山	8				6~ 8				5~ 6	
	鳥 取	8~ 9									
	島 根										
	岡 山			7~10		7~ 8					
	広 島			7~10							
	山 口										
徳 島									6		
九 州	香 川			8~ 9		6~ 8					
	愛 媛					7		9~10			
	高 知										
	福 岡	7~ 9				6~ 7		9~10		5~ 6	
	佐 賀	7~ 9								5~ 6	
	長 崎										
	熊 本	7~ 8				6~ 7		9~10			
大 分	8~ 9		8~10				9				
宮 崎							9				
鹿 児 島											
沖 縄											

類別	果 実				工芸農作物					
品 目 名	キウイフルーツ		おうとう		すもも		しらぬい (デコポン)		葉たばこ	
コード番号	1430		1440		1450		1460		1490	
調査月	1～ 4	11～12	6～ 7		6～ 9		2～ 4		1	7～12
北 海 道			7							
東 北	青 森				7～ 9				1	10～12
	岩 手								1	10～12
	宮 城									
	秋 田			6～ 7					1	11～12
	山 形			6～ 7		7～ 9				
福 島					7			1	12	
関 東	茨 城									10
	栃 木									
	群 馬	1～ 4	11～12							
	埼 玉									
	千 葉									
	東 京									
	神 奈 川	3～ 4								
	山 梨	1～ 3	12	6		6～ 8				
	長 野					7～ 9				
静 岡	2～ 3									
北 陸	新 潟									10～11
	富 山									
	石 川									
東 海	福 井									
	岐 阜									
	愛 知									
近 畿	三 重									
	滋 賀									
	京 都									
	大 阪									
	兵 庫									
中 国 ・ 四 国	奈 良									
	和 歌 山	1～ 3	12			6～ 7	2～ 3			
	鳥 取									
	島 根									
	岡 山									
	広 島						3			
	山 口									
徳 島										
九 州	香 川	1～ 2	11～12							
	愛 媛	1～ 4	11～12				2～ 4			
	高 知									
	福 岡	1～ 4	11～12			6～ 7				
	佐 賀	1～ 3	12				2～ 4			
	長 崎							7	9～11	
	熊 本						2～ 4	7	9～11	
大 分	1～ 4	12					7	9～11		
宮 崎							7	9～11		
鹿 児 島							7	9～10		
沖 縄									7～10	

類別		工芸農作物									
品目名		てんさい		さとうきび		茶 生葉		茶 荒茶		こんにゃくいも	
コード番号		1500		1510		1520		1530		1540	
調査月		10～12		1～4		4～7		4～8		11～12	
北海道		10～12									
東北	青森										
	岩手										
	宮城										
	秋田										
	山形										
関東	福島										
	茨城										
	栃木									11～12	
	群馬									11～12	
	埼玉					5～6		5～6		11～12	
	千葉										
	東京										
	神奈川							6			
	山梨									11	
長野											
静岡						5～6		5～6			
北陸	新潟										
	富山										
	石川										
東海	福井										
	岐阜					5～7		5～7			
	愛知					5～7		5～7			
近畿	三重					6～7		5～7			
	滋賀							5～7			
	京都							5～7			
	大阪										
	兵庫										
	奈良							5～7			
中国・四国	和歌山										
	鳥取										
	島根					5		5			
	岡山										
	広島									11～12	
	山口										
	徳島										
香川						4～6					
九州	愛媛					5～6					
	高知										
	福岡							5～6			
	佐賀							5～6			
	長崎							5～6			
	熊本							5～6			
沖縄	大分							5			
	宮崎							5～8			
	鹿児島			1～4				5～8			
沖縄			1～3			4～5	4～5				

類別		工芸農作物		花 き							
品目名		い い 草		い 表		きく (切花)		ばら (切花)		カーネーション (切花)	
コード番号		1550		1560		1580		1590		1600	
調査月		1~12		1~12		1~12		1~12		1~12	
北海道						7~9		7~9		7~10	
東北	青森					6~10					
	岩手										
	宮城					7~12		3~11		1~6	11~12
	秋田					7~11					
	山形					7~10		5~11			
	福島					8~10					
関東	茨城					7~10		2~6	9~12	1~6	12
	栃木					3~12		3~7	9~12	3~5	10~12
	群馬					7~11		4~12			
	埼玉					5~10		3~6	10~12		
	千葉					6	11~12	1~6	10~12	1~5	12
	東京										
	神奈川							3~6	10~12	1~4	
	山梨										
	長野					8~9		5~11		6~10	
静岡					1~12		1~12		1~12		
北陸	新潟										
	富山					8~12		5~11			
	石川					6~10					
東海	福井					7~10					
	岐阜					7~10		1~6	10~12		
	愛知					1~12		1~12		1~6	10~12
近畿	三重					9~11		1~6	10~12		
	滋賀					5~8	12				
	京都							4~12			
	大阪										
	兵庫					3~12		4~12		1~6	10~12
	奈良					5~11		4~7	9~10		
中国・四国	和歌山					4~12		4~12		2~5	11~12
	鳥取										
	島根					1	10~12	1~12			
	岡山							4~12		3~5	11~12
	広島					6~12		4~11			
	山口					1~12		3~12			
	徳島					2~12					
	香川					1~12		1	4~12	1~6	9~12
九州	愛媛					7~12		1~12		1~5	10~12
	高知										
	福岡			1~7	10~12	3~12		3~12		2~5	11~12
	佐賀					1~12		3~12		2~5	10~12
	長崎					1~12		3~11		1~12	
	熊本	1~12		1~12		1~12		1~12		1~6	10~12
沖縄	大分					1~12		3~12		1~5	12
	宮崎					1~12		1~5	9~12		
	鹿児島					1~12					
	沖縄					1~4	12				

類別		花 き									
品目名		カスミノウ(切花)		りんどう(切花)		チューリップ(切花)		ゆり(切花)		トルコギキョウ(切花)	
コード番号		1610		1620		1630		1640		1650	
調査月		1~12		7~10		1~3 12		1~12		1~12	
北海道		6~10						7~9		8~10	
東北	青森									7~10	
	岩手			8~9				7~12		8~9	
	宮城										
	秋田			7~10						7~11	
	山形									6~7	
	福島	6~10		7~9				7~9		7~10	
関東	茨城					1~3	12			5~8	
	栃木							1~12		5~7	
	群馬									5~10	
	埼玉					1~3	12	1~12			
	千葉							1~12		4~8	
	東京										
	神奈川										
	山梨										
	長野	6~10		7~10					6~9		6~10
	静岡									1~12	
北陸	新潟					1~3	12	6~11			
	富山										
	石川										
東海	福井										
	岐阜									7~10	
	愛知	1~6	11~12							1~6	10~11
近畿	三重										
	滋賀										
	京都										
	大阪										
	兵庫							7~9			
	奈良										
	和歌山	1~5	11~12							5~6	11~12
中国・四国	鳥取			7~9							
	島根										
	岡山										
	広島										
	山口										
	徳島					1~3		1~6	12		
	香川										
	愛媛							4~12			
	高知	1~5	11~12					1~6	11~12	1~6	11~12
九州	福岡					2~3		5~8		5~6	10~12
	佐賀									5~11	
	長崎									1~6	10~12
	熊本	1~6	10~12	7~10				1~8	12	1~12	
	大分									1~6	10~12
	宮崎	1~5	11~12					1~5	11~12		
	鹿児島							1~12			
沖縄											

類別		花 き									
品目名		スターチス(切花)		ガーベラ(切花)		洋らん(切花)		チューリップ(球根)		ゆり(球根)	
コード番号		1660		1670		1680		1690		1700	
調査月		1~12		1~12		1~12		7~8		7	10~11
北海道		6~11									10~11
東北	青森										
	岩手										
	宮城			1~12							
	秋田										
	山形										
	福島	6~8									
関東	茨城										
	栃木					1~12					
	群馬					1~12					
	埼玉					1~12					
	千葉	1~6	11~12	1~12		1~12					
	東京										
	神奈川										
	山梨										
	長野	5~10									
	静岡			1~12		1~12					
北陸	新潟							7			11
	富山							8			
	石川										
東海	福井										
	岐阜										
	愛知			1~12		1~7					
近畿	三重										
	滋賀										
	京都										
	大阪										
	兵庫										
	奈良										
	和歌山	1~6	11~12	1~12							
中国・四国	鳥取										
	島根										
	岡山										
	広島										
	山口										
	徳島					1~5	11~12				
	香川										
	愛媛										
	高知	1~5	12								
九州	福岡			1~12		1~8	10~12				
	佐賀										
	長崎										
	熊本	1~6	11~12			1~12					
	大分										
	宮崎										
	鹿児島					5~12				7	
	沖縄					1~12					

類別	花 き								畜産物	
品目名	グラジオラス(球根)		洋らん(鉢物)		シクラメン(鉢物)		プリムラ類(鉢物)		鶏 卵	
コード番号	1710		1720		1730		1740		1750	
調査月	11		1~12		10~12		1~ 3	11~12	1~12	
北海道					10~12				1~12	
東北	青森						1~ 3	12	1~12	
	岩手								1~12	
	宮城				11~12				1~12	
	秋田									
	山形				11~12				1~12	
	福島				10~12			1~ 2	12	1~12
関東	茨城	11			12		1~ 3	12	1~12	
	栃木			1~12	11~12		1~ 2	11~12	1~12	
	群馬				11~12				1~12	
	埼玉			1~12	11~12		1~ 3	11~12	1~12	
	千葉			1~12	12		1~ 2		1~12	
	東京									
	神奈川				11~12		1~ 2	12	1~12	
	山梨			1~12	11~12					
	長野				11~12		1~ 2	11~12	1~12	
	静岡			1~12						1~12
北陸	新潟								1~12	
	富山	11							1~12	
	石川								1~12	
東海	福井								1~12	
	岐阜			1~ 5	11~12				1~12	
	愛知			1~12	11~12		1~ 2	12	1~12	
近畿	三重			1	12	12			1~12	
	滋賀								1~12	
	京都								1~12	
	大阪									
	兵庫								1~12	
	奈良					10~12			1~12	
中国・四国	和歌山								1~12	
	鳥取								1~12	
	島根				11~12				1~12	
	岡山			1~ 3	11~12				1~12	
	広島								1~12	
	山口								1~12	
	徳島			1~ 3	12				1~12	
	香川								1~12	
九州	愛媛								1~12	
	高知			1~ 3	12				1~12	
	福岡			1	11~12	12	2		1~12	
	佐賀					10~12			1~12	
	長崎			4~ 9					1~12	
	熊本			1~12				1~ 2	11~12	1~12
	大分								1~12	
沖縄	宮崎			1~ 3	10~12		1~ 2		1~12	
	鹿児島			1~ 3	10~12				1~12	
	沖縄			3~ 6					1~12	

類別		畜産物									
品目名		生乳		去勢肥育 和牛若齢		雌肥育和牛		乳用雄肥育 <small>ホルスタイン種生後17～22か月</small>		乳用肥育 <small>交雑種生後22～29か月</small>	
コード番号		1760		1770		1780		1790		1800	
調査月		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東北	青森	1～12						1～12			
	岩手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮城	1～12		1～12		1～12					
	秋田	1～12		1～12		1～12					
	山形	1～12		1～12		1～12				1～12	
	福島	1～12		1～12		1～12					
関東	茨城	1～12		1～12		1～12					
	栃木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	群馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	埼玉	1～12		1～12		1～12					
	千葉	1～12									
	東京	1～12									
	神奈川	1～12									
	山梨	1～12		1～12						1～12	
	長野	1～12		1～12		1～12					
静岡	1～12									1～12	
北陸	新潟	1～12		1～12		1～12		1～12			
	富山	1～12						1～12		1～12	
	石川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	福井	1～12						1～12			
東海	岐阜	1～12		1～12		1～12					
	愛知	1～12						1～12		1～12	
	三重	1～12		1～12		1～12					
近畿	滋賀	1～12		1～12		1～12				1～12	
	京都	1～12		1～12						1～12	
	大阪										
	兵庫	1～12		1～12		1～12					
	奈良	1～12									
	和歌山	1～12									
中国・四国	鳥取	1～12		1～12		1～12				1～12	
	島根	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岡山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	広島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山口	1～12		1～12		1～12					
	徳島	1～12		1～12		1～12					
	香川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛媛	1～12		1～12				1～12		1～12	
	高知	1～12									
九州	福岡	1～12		1～12				1～12		1～12	
	佐賀	1～12		1～12		1～12				1～12	
	長崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	熊本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大分	1～12		1～12		1～12				1～12	
	宮崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	鹿児島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖縄	1～12		1～12		1～12						

類別		畜産物									
品目名		肥育豚		ブロイラー		ホルスタイン 純粋種雌		乳子牛ホルスタイン種雄 生後7～10日		乳子牛交雑種 生後7～10日	
コード番号		1820		1830		1850		1860		1870	
調査月		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東北	青森	1～12		1～12							
	岩手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮城	1～12		1～12							
	秋田	1～12									
	山形	1～12									
	福島	1～12		1～12				1～12			
関東	茨城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	栃木	1～12				1～12		1～12		1～12	
	群馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	埼玉	1～12									
	千葉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	東京										
	神奈川										
	山梨	1～12									
	長野	1～12								1～12	
静岡	1～12		1～12								
北陸	新潟	1～12									
	富山	1～12									
	石川	1～12									
	福井	1～12									
東海	岐阜	1～12		1～12							
	愛知	1～12		1～12						1～12	
	三重	1～12									
近畿	滋賀										
	京都			1～12							
	大阪										
	兵庫			1～12							
	奈良	1～12									
和歌山			1～12								
中国・四国	鳥取	1～12		1～12				1～12		1～12	
	島根	1～12						1～12		1～12	
	岡山	1～12						1～12		1～12	
	広島	1～12									
	山口	1～12		1～12							
	徳島	1～12		1～12							
	香川	1～12		1～12							
	愛媛	1～12		1～12				1～12		1～12	
	高知			1～12							
九州	福岡	1～12		1～12				1～12			
	佐賀	1～12		1～12							
	長崎	1～12		1～12				1～12		1～12	
	熊本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大分	1～12		1～12				1～12		1～12	
	宮崎	1～12		1～12							
鹿児島	1～12		1～12								
沖縄	1～12		1～12								

類別		畜産物									
品目名		乳子牛肥育用乳用雄 <small>ホルスタイン種生後6～7か月程度</small>		乳子牛肥育用乳用 <small>(交雑種)生後8か月程度</small>		和子牛 雌		和子牛 雄		子 豚	
コード番号		1880		1890		1900		1910		1920	
調査月		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道		1～12		1～12		1～12		1～12			
東北	青森					1～12		1～12		1～12	
	岩手			1～12		1～12		1～12			
	宮城					1～12		1～12			
	秋田					1～12		1～12			
	山形					1～12		1～12			
	福島					1～12		1～12			
関東	茨城					1～12		1～12		1～12	
	栃木					1～12		1～12			
	群馬					1～12		1～12			
	埼玉										
	千葉										
	東京										
	神奈川										
	山梨										
	長野										
静岡											
北陸	新潟										
	富山										
	石川										
東海	福井										
	岐阜					1～12		1～12			
	愛知	1～12		1～12						1～12	
近畿	三重										
	滋賀										
	京都										
	大阪										
	兵庫					1～12		1～12			
	奈良										
中国・四国	和歌山										
	鳥取	1～12								1～12	
	島根					1～12		1～12			
	岡山					1～12		1～12			
	広島	1～12									
	山口										
	徳島	1～12		1～12							
	香川	1～12		1～12		1～12					
九州	愛媛										
	高知										
	福岡										
	佐賀					1～12		1～12			
	長崎					1～12		1～12			
	熊本	1～12		1～12		1～12		1～12			
	大分					1～12		1～12			
沖縄	宮崎			1～12		1～12		1～12		1～12	
	鹿児島					1～12		1～12		1～12	
	沖縄					1～12		1～12			

類別	畜産物				稲わら		野菜			
品目名	乳用成牛 ホルスタイン純粋種		肉用成牛 繁殖用雌和成牛		稲わら		きゅうり		なす	
コード番号	1930		1940		1980		2010		2020	
調査月	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道	1～12		1～12				6～9			
東北	青森						7～9			
	岩手	1～12		1～12		10～11	7～9		7～9	
	宮城					10～11	4～10		6～9	
	秋田						7～9		7～9	
	山形						5～9		8～9	
	福島							6～9		7～9
関東	茨城	1～12				10	1～12		5～10	
	栃木						1～12		5～11	
	群馬						1～12		4～10	
	埼玉					11～12	1～6	9～12	6～10	
	千葉	1～12					1～12		5～9	
	東京									
	神奈川					11	4～11		7～9	
	山梨					10～12	4～6	9～10	7～10	
	長野					10～12	6～9			
静岡							3～6		6～9	
北陸	新潟						4～6	9～10	7～9	
	富山						5～8		7～9	
	石川					1～2	10～12	5～6	7～9	
	福井						5～6		7～9	
東海	岐阜	1～12					2～6	10～11		
	愛知						1～6	11～12	1～12	
	三重						3～6		4～8	
近畿	滋賀						3～6		5～8	
	京都						6～9		7～10	
	大阪								4～9	
	兵庫						6～10		7～10	
	奈良						6～9		6～10	
	和歌山						4～9		5～9	
中国・四国	鳥取						5～9			
	島根					1～12	5～9		7～9	
	岡山						6～8		1～12	
	広島						5～9		7～9	
	山口						5～6	9～10	7～9	
	徳島						1～12		3～11	
	香川						4～11		5～10	
	愛媛						1～12		6～10	
高知						1～5	11～12	1～6	10～12	
九州	福岡						1～12		1～12	
	佐賀					10	1～12		1～12	
	長崎					10～11	1～12		2～9	
	熊本	1～12		1～12		11～12	1～12		1～12	
	大分			1～12		10～11	5～9		7～9	
	宮崎						1～12		4～7	
	鹿児島	1～12		1～12		1～12	1～6	11～12	4～11	
沖縄							1～7	12	1～7	

類別		野 菜									
品 目 名		ト マ ト		かぼちゃ		す い か		い ち ご		ピーマン	
コード番号		2030		2050		2060		2070		2080	
調査月		1～12		1～12		3～ 8		1～ 6	11～12	1～12	
北 海 道		7～10		8～11		7～ 8		5～ 6		7～10	
東 北	青 森	7～10		8～ 9		7～ 8				8～10	
	岩 手	7～ 9						5～ 6		7～10	
	宮 城	5～10						1～ 5	12		
	秋 田	7～10				7～ 8					
	山 形	6～ 8				7～ 8		4～ 5			
	福 島	6～ 9						1～ 4	12	7～10	
関 東	茨 城	1～12		6～ 8		5～ 7		1～ 5	12	1～12	
	栃 木	1～12		7～ 8				1～ 5	11～12		
	群 馬	1～10				5～ 7		1～ 5			
	埼 玉	2～ 6						1～ 4			
	千 葉	1～12		6～ 7		6～ 7		1～ 5			
	東 京	5～ 7									
	神奈川	3～ 7		6～ 8		7～ 8					
	山 梨	5～ 6									
	長 野	7～ 9				7～ 8				8～ 9	
静 岡	1～ 7	10～12			6～ 7		1～ 5	12			
北 陸	新 潟	6～ 7				6～ 8					
	富 山	6～ 7				7～ 8					
	石 川	6～10		7～ 8		7					
	福 井	6～ 7				7					
東 海	岐 阜	1～12						1～ 4	12		
	愛 知	1～12				6～ 7		1～ 5	12		
	三 重	1～ 7	11～12					1～ 4			
近 畿	滋 賀	5～ 7	10～12			8					
	京 都	5～ 7				7～ 8					
	大 阪										
	兵 庫	5～ 7				7		1～ 5		7～10	
	奈 良	5～ 7				7～ 8		1～ 5		7～ 9	
	和歌山	5～ 8						1～ 5			
中 国・四 国	鳥 取	8～ 9				6～ 7					
	島 根	5～ 7						3～ 5			
	岡 山	7～10		6～ 8				1～ 5			
	広 島	6～ 9								7～ 9	
	山 口	7～10				6～ 7		1～ 5			
	徳 島							1～ 5			
	香 川	4～ 7						1～ 6	12		
	愛 媛	7～10				6～ 7				7～ 9	
	高 知	1～ 6				4～ 6				1～ 6	11～12
九 州	福 岡	1～ 7	10～12					1～ 5	12		
	佐 賀	2～ 6						1～ 5	12		
	長 崎	1～ 6		5～ 8		5～ 7		1～ 5	12		
	熊 本	1～12		4～ 7		3～ 7		1～ 5	12	7～10	
	大 分	7～11				6～ 8		1～ 5		6～10	
	宮 崎	1～ 8	11～12	1～ 7	10～12					1～12	
	鹿 児 島	2～ 6		1～ 7	12	6～ 8		1～ 4		1～ 5	10～12
沖 縄	2～ 5		1～ 5						1～ 5		

類別		野 菜									
品 目 名		アンデスメロン		温室メロン		スイートコーン		オクラ		はくさい	
コード番号		2090		2100		2150		2165		2170	
調査月		1～ 8		1～12		5～ 9		6～10		1～12	
北 海 道						8～ 9				7～11	
東 北	青 森									6～11	
	岩 手					8～ 9				6～11	
	宮 城									1～ 2	10～12
	秋 田										10～11
	山 形	7～ 8									10～12
	福 島									1	11～12
関 東	茨 城	5～ 7		8～10		6～ 7				1～ 6	10～12
	栃 木									1～ 2	11～12
	群 馬					6～ 9		7～ 9		1～ 3	6～12
	埼 玉					6～ 7				1～ 3	11～12
	千 葉					6～ 8				1～ 4	11～12
	東 京										
	神奈川					6～ 7				1	12
	山 梨					6～ 7					
	長 野					7～ 8				5～10	
静 岡			1～12						1～ 3	12	
北 陸	新 潟										10～12
	富 山										11～12
	石 川										11
	福 井	7									
東 海	岐 阜										
	愛 知			7～ 8		6～ 7				1～ 5	11～12
	三 重									1～ 2	11～12
近 畿	滋 賀									1～ 2	11～12
	京 都									1～ 2	11～12
	大 阪										
	兵 庫									1～ 4	12
	奈 良									1	11～12
	和歌山									1～ 2	11～12
中 国 ・ 四 国	鳥 取									1～ 2	11～12
	島 根										11～12
	岡 山									1～ 5	11～12
	広 島										11～12
	山 口										11～12
	徳 島					6～ 7				1～ 3	11～12
	香 川										
	愛 媛									1～ 2	11～12
高 知			3～ 8	11～12				6～10			
九 州	福 岡							7～10		1～ 6	11～12
	佐 賀									1～ 2	
	長 崎					5～ 6				1～ 5	11～12
	熊 本	1～ 6		5～12		5～ 7		6～10		1～ 6	10～12
	大 分					7～ 8				1～ 2	5～ 6 10～12
	宮 崎			1～ 7	12	5～ 6		6～10		1～ 6	11～12
鹿 児 島	4～ 5						6～10		1～ 6	10～12	
沖 縄								6～10			

類別		野菜									
品目名		キャベツ		レタス		ほうれんそう		ねぎ		たまねぎ	
コード番号		2180		2190		2200		2210		2240	
調査月		1~12		1~12		1~12		1~12		1~12	
北海道		7~11		5~10		5~10		7~11		1~4	9~12
東北	青森	7~11						8~12			
	岩手	6~10		6~9		5~10		9~12			
	宮城	10~11		4~6	10~12	1~6	11~12	5~12			
	秋田	6~7	10~11			6~7	9~10	9~12			
	山形	6~12				1~3	12	9~12			
	福島	6~7				1~6	10~12	1~3	11~12		
関東	茨城	5~7	10~11	1~6	9~12	1~12		1~12			
	栃木			3~4	10~11	1~2	6~12	1	8~12	5~8	
	群馬	3~11		5~10		1~12		1~5	9~12	5~8	
	埼玉	1~6	12	2~5		1~6	10~12	1~5	11~12		
	千葉	1~6	11~12	1~4	12	1~4	10~12	1~12			
	東京	5~6	10~11			1~5	10~12				
	神奈川	1~5	10~12	4~5		1~4	10~12	1~3	11~12	5~6	
	山梨										
	長野	7~10		6~10		6~10		10~11			
	静岡	1~4	11~12	1~3	11~12	1~6	11~12			2~4	
北陸	新潟	7	10~12			4~6	10~11	10~12			
	富山	5~6	11			4~6	10~11	8~12			
	石川	6				5~7	10~11	8~12			
	福井					4~6	9~11	9~12			
東海	岐阜					5~11		1~12			
	愛知	1~6	10~12	1~3	11~12	1~4	11~12	1~9	12	4~7	
	三重	1~6	11~12			1~4	11~12	1~9	12		
近畿	滋賀	1~4	11~12			1~6	10~12	4~12			
	京都	5~6				1~5	11~12	1~12		6~10	
	大阪	1~4	12					1~12			
	兵庫	1~6	11~12	1~5	11~12	1~5	11~12	1~12		1~2	5~12
	奈良	5~6	11~12			1~5	10~12	1~12			
	和歌山	1~5				8~10					
中国・四国	鳥取	1~4	10~12			1~6	9~12	1~12			
	島根	1~6	10~12			1~5	10~12	7~12		7~8	
	岡山	1~6	11~12	1~5	11~12	1~5	11~12	1~12			
	広島	1~2	12			1~6	10~12	1~12			
	山口	1~5	11~12			1~12		1~12		6~10	
	徳島	1~6	11~12	1~4	11~12	1~4	11~12	1~12			
	香川	1~6	11~12	1~5	11~12	1~5	10~12	1~12		5~8	
	愛媛	1~6	11~12	1~3		1~4	11~12	1~6	12	3~9	
	高知							1~12			
九州	福岡	1~6	11~12	1~5	10~12	1~4	11~12	1~12			
	佐賀	1~5	11~12	1~5		1~6	10~12	1~12		4~9	
	長崎	1~6	12	1~5	10~12	1~4	10~12	1~5	9~12	3~8	
	熊本	1~12		1~3	12	1~5	10~12	1~3	10~12	3~6	
	大分	5~12				1~5	11~12	1~12		5~8	
	宮崎	4~6	11~12			1~6	11~12				
	鹿児島	1~6	10~12	1~3	12	1~5	11~12	1~6	12	3~6	
沖縄	1~5		1~4	12	1~5	12					

類別		野 菜									
品 目 名		に ら		しゅんぎく		に ん に く		ブロッコリー		アスパラガス	
コード番号		2250		2260		2270		2280		2290	
調査月		1~12		1~12		1~12		1~12		3~ 9	
北 海 道				5~10				7~10		5~ 7	
東 北	青 森					1~12				5~ 6	
	岩 手					6~ 8				5~ 6	
	宮 城	5~ 7		1~ 4	10~12						
	秋 田									5~ 9	
	山 形	6~ 9								5~ 6	
	福 島	1~ 3	10~12	1~ 4	10~12			5~ 6	10~12	5~ 9	
関 東	茨 城	1~12		1~12				1~ 5	10~12		
	栃 木	1~12		1~ 4	11~12					4~ 9	
	群 馬	1~12		1~ 6	9~12			1~ 3	11~12		
	埼 玉			1~ 2	10~12			1~ 5	10~12		
	千 葉	1~12		1~ 4	10~12			1~ 2	12		
	東 京							11~12			
	神 奈 川							1~ 2	11~12		
	山 梨										
	長 野							6~10		4~ 8	
静 岡							1~ 2	11~12			
北 陸	新 潟									5~ 8	
	富 山										
	石 川										
東 海	福 井										
	岐 阜										
	愛 知			1~ 2	10~12			1~ 5	11~12		
近 畿	三 重										
	滋 賀			1~ 3	11~12						
	京 都			1~ 3	10~12						
	大 阪			1~ 4	10~12						
	兵 庫			1~ 3	10~12						
	奈 良										
中 国 ・ 四 国	和 歌 山			1~ 2	11~12						
	鳥 取							1~ 6	10~12		
	島 根							1~ 2	10~12		
	岡 山										
	広 島			1~ 2	11~12					4~ 9	
	山 口										
	徳 島							1~ 5	11~12		
	香 川					5~ 7		1~ 6	11~12	3~ 9	
	愛 媛							1~ 3	11~12		
九 州	高 知	1~12						1~ 4			
	福 岡	4~12		1~12				1~ 5	11~12	3~ 9	
	佐 賀									3~ 9	
	長 崎	1~ 4	12					1~ 5	11~12	3~ 9	
	熊 本							1~ 5	11~12	3~ 9	
	大 分	1~12									
	宮 崎	1~12									
鹿 児 島							1~ 3	11~12			
沖 縄											

類別		野 菜									
品 目 名		み つ ば		こまつな		チンゲンサイ		みずな		たけのこ	
コード番号		2300		2310		2320		2335		2345	
調査月		1～12		1～12		1～12		1～12		3～ 5	
北 海 道		1～ 2	12	6～10		4～11		5～10			
東 北	青 森										
	岩 手										
	宮 城	1～ 6	11～12	1～12		1～ 6	11～12	1～12			
	秋 田										
	山 形										
福 島											
関 東	茨 城	1～12		1～12		1～12		1～12			
	栃 木										
	群 馬	1～12		1～12		1～12		1～12			
	埼 玉	1～12		1～12		1～12		1～12			
	千 葉	1～12		1～12		1～12					
	東 京			1～12							
	神 奈 川			1～12							
	山 梨										
	長 野					5～10					
静 岡	1～12		1～12		1～12					3～ 4	
北 陸	新 潟										
	富 山										
	石 川										4～ 5
東 海	福 井										
	岐 阜			1～12							
	愛 知	1～12		1～12		1～12					
近 畿	三 重										3～ 5
	滋 賀							1～ 5	10～12		
	京 都			1～12				1～12			4～ 5
	大 阪	1～12		1～12				1～ 5	10～12		
	兵 庫			1～12		1～ 6	11～12	1～ 2	11～12		
	奈 良							1～12			
中 国 ・ 四 国	和 歌 山										
	鳥 取										
	島 根										
	岡 山										
	広 島										
	山 口										
	徳 島			5～10							3～ 4
香 川										3～ 4	
九 州	愛 媛										
	高 知										
	福 岡	1～12		1～12				1～12			3～ 5
	佐 賀										
	長 崎										
	熊 本										3～ 4
沖 縄	大 分	1～12									
	宮 崎										
	鹿 児 島										3～ 4
沖 縄						1～12					

類別		野 菜									
品目名		おおば		だいこん		にんじん		ごぼう		さといも	
コード番号		2375		2380		2390		2400		2410	
調査月		1~12		1~12		1~12		1~12		1~12	
北海道				7~10		8~10		9~12			
東北	青森			7~11		7~11		1~4	9~12		
	岩手			8~11		7~9		9~12		9~10	
	宮城			6~7	10~11						
	秋田			10~11						9~10	
	山形			11~12							
	福島			10~12						10~12	
関東	茨城	1~12		4~6	10~12	1~6	11~12	1~4	9~12	1~2	10~12
	栃木			4~6	10~12			1~3	10~12	1~2	9~12
	群馬			5~12				6~9		1~2	11~12
	埼玉			5~6	11~12	1~3	5~6	11~12	1~12	1~4	10~12
	千葉			1~6	10~12	1~3	6	11~12	1~4	11~12	1~4
	東京			5	11~12						
	神奈川			1~4	11~12	1~4				10~12	
	山梨										
	長野			8~11							
	静岡			1~3	11~12	4~5				9~12	
北陸	新潟			10~12		10~12		9~12		1~2	9~12
	富山			10~12						10~11	
	石川			10~11							
	福井			5	10~11					10~12	
東海	岐阜			3~12		5~6	11~12				
	愛知	1~12		1~5	11~12	1~3	11~12			11~12	
	三重			1	11~12					10~12	
近畿	滋賀			1~4	10~12						
	京都			11~12						10~12	
	大阪										
	兵庫			1~5	10~12	6~7					
	奈良			1~2	11~12					9~12	
	和歌山			1~2	11~12	6~7					
中国・四国	鳥取			1~2	10~12	1~2	11~12				
	島根			1~3	10~12						
	岡山			1~12				6~7			
	広島			6~11							
	山口			6~7	10~11						
	徳島			1~4	11~12	3~6					
	香川			1~5	11~12	1~3	11~12				
	愛媛			1~3	11~12					1~4	9~12
	高知	1~12									
九州	福岡			1~5	11~12	5~6					
	佐賀			1~4	11~12					10~12	
	長崎			1~6	10~12	1~7	11~12				
	熊本			1~12		1~6	11~12	4~6		1~3	10~12
	大分	1~12		1~6	10~12	1~6	11~12	5~6		1~3	12
	宮崎			1~4	11~12	2~5		5~12		8~9	
	鹿児島			1~6	10~12	1~4	12	2~3	6~9	1~12	
沖縄				1~4	12	2~4					

類別		野 菜									
品 目 名		か ぶ		やまのいも		れ ん こ ん		し ょ う が		さ や え ん ど う	
コード番号		2420		2430		2440		2450		2460	
調査月		1～12		1～12		1～12		1～12		1～9	12
北 海 道		5～8		1～12						7～9	
東 北	青 森	6～9		1～12							
	岩 手			1～4	11～12					6～7	
	宮 城										
	秋 田										
	山 形	1	10～12	11～12							
	福 島									5～6	
関 東	茨 城	1～6	10～12	1～12		1～12				5～6	
	栃 木										
	群 馬	1～6		1～12							
	埼 玉	3～6	10～12	10～12							
	千 葉	1～6	10～12	1～12				1～12		5	
	東 京										
	神 奈 川	1～5	11～12								
	山 梨										
	長 野			1～12							
静 岡	1～3	11～12							2～4		
北 陸	新 潟	10～11		1～3	11～12	2～3	8～12				
	富 山	10～12									
	石 川					9～12					
	福 井										
東 海	岐 阜	3～4	11								
	愛 知	1～2	12			1～12				1～4	
	三 重	11～12									
近 畿	滋 賀	1～4	10～12								
	京 都	1～2	11～12							5～6	
	大 阪										
	兵 庫			11～12							
	奈 良	11～12									
	和 歌 山							6～9		1～4	12
中 国 ・ 四 国	鳥 取			3～5	10～12						
	島 根	11～12									
	岡 山					1～3	9～12				
	広 島									4～5	
	山 口					1～3	9～12				
	徳 島	1～3	11～12			1～12				4～5	
	香 川										
	愛 媛									5～6	
高 知							1～12				
九 州	福 岡	1～2	11～12								
	佐 賀					1～4	8～12				
	長 崎							1～12			
	熊 本					1～12		1～12		4～5	
	大 分										
	宮 崎							1～12			
鹿 児 島									1～4	12	
沖 縄											

類別		野 菜		
品 目 名		さやいんげん		えだまめ
コード番号		2470		2480
調査月		1~12		6~10
北 海 道		7~10		8~ 9
東 北	青 森	7~ 9		8~ 9
	岩 手	7~ 9		8~ 9
	宮 城	7~ 9		7~ 9
	秋 田			7~ 9
	山 形	6~ 9		8~10
	福 島	7~10		
関 東	茨 城	6~ 7	10	
	栃 木			
	群 馬	5~ 9		6~ 9
	埼 玉			6~ 8
	千 葉	5~ 7		6~ 8
	東 京			
	神奈川			6~ 8
	山 梨			
	長 野	7~ 9		
	静 岡	5~ 7		6~ 8
北 陸	新 潟			6~ 8
	富 山			
	石 川			
	福 井			
東 海	岐 阜			6~ 9
	愛 知			6~ 8
	三 重			
近 畿	滋 賀	5~ 7		
	京 都			7~ 9
	大 阪			6~ 8
	兵 庫			
	奈 良	6~ 9		
	和歌山	5~10		
中 国 ・ 四 国	鳥 取			
	島 根			
	岡 山			
	広 島			
	山 口			
	徳 島	6~ 9		6~ 8
	香 川	6~10		
	愛 媛			6~ 8
	高 知	1~ 6	12	
九 州	福 岡	6~10		
	佐 賀			
	長 崎	5~ 6	10~12	
	熊 本	4~ 7	10~11	
	大 分			
	宮 崎			
	鹿 児 島	3~ 6	10~12	
沖 縄	1~ 5	11~12		

(2) 価格のみ調査品目

類別		豆				果 実				畜 産 物	
品 目 名		いんげんまめ 大手亡		いんげんまめ 金時		パイナップル		マンゴー		乳 廃 牛	
コード番号		1150		1160		1480		1485		1810	
調査月		10～12		10～12		6～ 9		4～ 8		1～12	
北 海 道			10～12		10～12					1～12	
東 北	青 森										
	岩 手									1～12	
	宮 城										
	秋 田										
	山 形										
関 東	福 島										
	茨 城									1～12	
	栃 木										
	群 馬										
	埼 玉										
	千 葉										
	東 京										
	神 奈 川										
	山 梨										
北 陸	長 野										
	静 岡										
	新 潟										
東 海	富 山										
	石 川										
	福 井										
近 畿	岐 阜									1～12	
	愛 知										
	三 重									1～12	
	滋 賀										
	京 都										
	大 阪										
中 国・四 国	兵 庫									1～12	
	奈 良										
	和 歌 山										
	鳥 取										
	島 根										
	岡 山										
	広 島									1～12	
九 州	山 口										
	徳 島										
	香 川										
	愛 媛										
	高 知										
	福 岡										
沖 縄	佐 賀										
	長 崎										
	熊 本									1～12	
	大 分									1～12	
	宮 崎							4～ 8		1～12	
鹿 児 島											
沖 縄						6～ 9		6～ 8		1～12	

類別		野 菜			
品 目 名		白ねぎ		青ねぎ	
コード番号		2220		2230	
調査月		1～12		1～12	
北海道		7～11			
東北	青森	8～12			
	岩手	9～12			
	宮城	5～12			
	秋田	9～12			
	山形	9～12			
	福島	1～3	11～12		
関東	茨城	1～12			
	栃木	1	8～12		
	群馬	1～5	9～12		
	埼玉	1～5	11～12		
	千葉	1～12			
	東京				
	神奈川	1～3	11～12		
	山梨				
	長野	10～11			
静岡					
北陸	新潟	10～12			
	富山	8～12			
	石川	8～12			
	福井	9～12			
東海	岐阜			1～12	
	愛知	1～9	12		
	三重			1～9	12
近畿	滋賀			4～12	
	京都			1～12	
	大阪			1～12	
	兵庫			1～12	
	奈良			1～12	
	和歌山				
中国・四国	鳥取	1～12			
	島根			7～12	
	岡山			1～12	
	広島			1～12	
	山口			1～12	
	徳島			1～12	
	香川			1～12	
	愛媛			1～6	12
	高知			1～12	
九州	福岡			1～12	
	佐賀			1～12	
	長崎	1～5	9～12		
	熊本			1～3	10～12
	大分	1～12			
	宮崎				
鹿児島	1～6	12			
沖縄					

品目別調査都道府県及び調査月一覧（平成27年基準）

2 農業生産資材価格調査品目

(1) 全国指数採用品目

類別	種 苗 及 び 苗 木									
品目名	種もみ		きゅうり種子		すいか種子		メロン種子		結球はくさい種子	
コード番号	3010		3020		3030		3040		3050	
調査月	1～5	12	1～6	9～12	1～4	10～12	1～4		4～10	
北海道	1～5	12	1～6	9～12			1～4		4～10	
東北	青森	1～5	12							
	岩手	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
	宮城	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
	秋田	1～5	12			1～4	10～12		4～10	
	山形	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
	福島	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
関東	茨城	1～5	12	1～6	9～12			1～4	4～10	
	栃木	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
	群馬	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
	埼玉	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
	千葉	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
	東京								4～10	
	神奈川	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
	山梨	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
	長野	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
静岡	1～5	12	1～6	9～12			1～4	4～10		
北陸	新潟	1～5	12			1～4	10～12	1～4	4～10	
	富山	1～5	12						4～10	
	石川	1～5	12			1～4	10～12		4～10	
	福井	1～5	12						4～10	
東海	岐阜	1～5	12	1～6	9～12	1～4	10～12	1～4	4～10	
	愛知	1～5	12	1～6	9～12	1～4	10～12	1～4	4～10	
	三重	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
近畿	滋賀	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
	京都	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
	大阪	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
	兵庫	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
	奈良	1～5	12							
	和歌山	1～5	12	1～6	9～12	1～4	10～12		4～10	
中国・四国	鳥取	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
	島根	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
	岡山	1～5	12	1～6	9～12	1～4	10～12	1～4	4～10	
	広島	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
	山口	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
	徳島	1～5	12						4～10	
	香川	1～5	12							
	愛媛	1～5	12						4～10	
	高知	1～5	12	1～6	9～12	1～4	10～12	1～4	4～10	
九州	福岡	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
	佐賀	1～5	12	1～6	9～12	1～4	10～12	1～4	4～10	
	長崎	1～5	12	1～6	9～12			1～4	4～10	
	熊本	1～5	12			1～4	10～12	1～4	4～10	
	大分	1～5	12						4～10	
	宮崎	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
	鹿児島	1～5	12	1～6	9～12				4～10	
沖縄					1～4	10～12				

類別	種 苗 及 び 苗 木									
品目名	キャベツ種子		ねぎ種子		たまねぎ種子		だいこん種子		にんじん種子	
コード番号	3060		3070		3080		3090		3100	
調査月	1～3	7～12	1～9		7～9		6～10		3～9	
北海道	1～3	7～12	1～9		7～9		6～10		3～9	
東北	青森	1～3	7～12	1～9			6～10		3～9	
	岩手	1～3	7～12				6～10		3～9	
	宮城						6～10		3～9	
	秋田			1～9			6～10			
	山形	1～3	7～12	1～9			6～10			
	福島	1～3	7～12	1～9			6～10			
関東	茨城	1～3	7～12	1～9		7～9	6～10		3～9	
	栃木			1～9		7～9	6～10		3～9	
	群馬	1～3	7～12	1～9		7～9	6～10		3～9	
	埼玉	1～3	7～12	1～9		7～9	6～10		3～9	
	千葉	1～3	7～12	1～9			6～10		3～9	
	東京	1～3	7～12	1～9			6～10			
	神奈川	1～3	7～12	1～9		7～9	6～10		3～9	
	山梨	1～3	7～12			7～9	6～10			
	長野	1～3	7～12	1～9			6～10		3～9	
	静岡	1～3	7～12			7～9	6～10		3～9	
北陸	新潟	1～3	7～12	1～9		7～9	6～10			
	富山	1～3	7～12	1～9		7～9	6～10			
	石川	1～3	7～12	1～9			6～10			
	福井	1～3	7～12				6～10		3～9	
東海	岐阜	1～3	7～12	1～9		7～9	6～10		3～9	
	愛知	1～3	7～12	1～9		7～9	6～10		3～9	
	三重	1～3	7～12			7～9	6～10		3～9	
近畿	滋賀	1～3	7～12	1～9			6～10		3～9	
	京都			1～9			6～10		3～9	
	大阪	1～3	7～12	1～9		7～9	6～10			
	兵庫	1～3	7～12	1～9		7～9	6～10		3～9	
	奈良			1～9						
	和歌山	1～3	7～12	1～9		7～9	6～10		3～9	
中国・四国	鳥取	1～3	7～12			7～9	6～10		3～9	
	島根	1～3	7～12			7～9	6～10			
	岡山	1～3	7～12	1～9		7～9	6～10		3～9	
	広島	1～3	7～12			7～9	6～10			
	山口	1～3	7～12	1～9		7～9	6～10		3～9	
	徳島	1～3	7～12			7～9	6～10		3～9	
	香川	1～3	7～12	1～9		7～9	6～10		3～9	
	愛媛	1～3	7～12	1～9		7～9	6～10		3～9	
	高知	1～3	7～12				6～10		3～9	
	九州	福岡	1～3	7～12	1～9			6～10		3～9
佐賀		1～3	7～12	1～9		7～9	6～10		3～9	
長崎		1～3	7～12	1～9		7～9	6～10		3～9	
熊本		1～3	7～12				6～10			
大分		1～3	7～12	1～9		7～9	6～10		3～9	
宮崎				1～9		7～9	6～10			
鹿児島		1～3	7～12	1～9			6～10		3～9	
沖縄	1～3	7～12				6～10		3～9		

類別	種 苗 及 び 苗 木									
品目名	種ばれいしよ		飼料用とうもろこし 種子		水稻苗		きゅうり苗		なす苗	
コード番号	3130		3140		3170		3180		3190	
調査月	1～3	12	3～7		4～7		4～6		4～6	
北海道	1～3	12	3～7				4～6			
東北	青森	1～3	12			4～7	4～6			
	岩手	1～3	12	3～7		4～7			4～6	
	宮城	1～3	12	3～7		4～7	4～6		4～6	
	秋田	1～3	12			4～7	4～6		4～6	
	山形	1～3	12	3～7		4～7	4～6		4～6	
	福島	1～3	12	3～7		4～7	4～6		4～6	
関東	茨城	1～3	12	3～7			4～6		4～6	
	栃木	1～3	12	3～7		4～7			4～6	
	群馬	1～3	12	3～7		4～7	4～6		4～6	
	埼玉	1～3	12	3～7			4～6		4～6	
	千葉	1～3	12			4～7	4～6		4～6	
	東京									
	神奈川	1～3	12			4～7	4～6		4～6	
	山梨	1～3	12			4～7			4～6	
	長野	1～3	12	3～7		4～7	4～6		4～6	
静岡	1～3	12			4～7	4～6		4～6		
北陸	新潟					4～7	4～6		4～6	
	富山	1～3	12	3～7		4～7	4～6		4～6	
	石川	1～3	12			4～7	4～6		4～6	
	福井	1～3	12			4～7	4～6		4～6	
東海	岐阜	1～3	12	3～7		4～7	4～6		4～6	
	愛知	1～3	12	3～7		4～7	4～6		4～6	
	三重	1～3	12			4～7	4～6			
近畿	滋賀	1～3	12			4～7	4～6		4～6	
	京都	1～3	12			4～7	4～6		4～6	
	大阪	1～3	12			4～7	4～6		4～6	
	兵庫	1～3	12	3～7		4～7	4～6		4～6	
	奈良	1～3	12			4～7	4～6		4～6	
	和歌山	1～3	12				4～6		4～6	
中国・四国	鳥取	1～3	12	3～7		4～7	4～6		4～6	
	島根	1～3	12	3～7		4～7	4～6		4～6	
	岡山	1～3	12	3～7		4～7	4～6		4～6	
	広島	1～3	12	3～7		4～7	4～6			
	山口	1～3	12			4～7	4～6		4～6	
	徳島	1～3	12			4～7	4～6		4～6	
	香川			3～7		4～7	4～6		4～6	
	愛媛	1～3	12	3～7		4～7	4～6		4～6	
	高知	1～3	12	3～7		4～7	4～6		4～6	
九州	福岡	1～3	12			4～7	4～6		4～6	
	佐賀	1～3	12	3～7		4～7	4～6		4～6	
	長崎	1～3	12	3～7		4～7	4～6		4～6	
	熊本	1～3	12	3～7		4～7	4～6			
	大分	1～3	12	3～7		4～7	4～6		4～6	
	宮崎	1～3	12	3～7		4～7			4～6	
	鹿児島	1～3	12	3～7		4～7	4～6		4～6	
沖縄	1～3	12					4～6		4～6	

類別	種 苗 及 び 苗 木		畜 産 用 動 物		
品 目 名	トマト苗	温州みかん苗木	初生びな肉用鶏 (専用種)	大びな卵用鶏	子豚肉用(雑種)
コード番号	3200	3220	3270	3290	3300
調査月	4～6	1～12	1～12	1～12	1～12
北海道	4～6				
東北	青森	4～6		1～12	
	岩手	4～6		1～12	
	宮城	4～6			
	秋田				
	山形	4～6			1～12
	福島	4～6		1～12	1～12
関東	茨城	4～6		1～12	1～12
	栃木	4～6			
	群馬	4～6			1～12
	埼玉	4～6			
	千葉	4～6			
	東京				1～12
	神奈川	4～6			
	山梨	4～6			
	長野	4～6			
静岡	4～6	1～12	1～12	1～12	
北陸	新潟	4～6		1～12	1～12
	富山	4～6			
	石川	4～6			
	福井	4～6			
東海	岐阜	4～6		1～12	
	愛知	4～6	1～12	1～12	
	三重	4～6			
近畿	滋賀	4～6			
	京都	4～6			
	大阪	4～6	1～12		
	兵庫	4～6	1～12		
	奈良	4～6			
	和歌山	4～6	1～12		
中国・四国	鳥取	4～6		1～12	
	島根	4～6			
	岡山	4～6			
	広島	4～6	1～12	1～12	
	山口	4～6	1～12	1～12	
	徳島	4～6	1～12	1～12	1～12
	香川	4～6	1～12	1～12	1～12
	愛媛	4～6	1～12	1～12	1～12
	高知	4～6			
九州	福岡	4～6	1～12		1～12
	佐賀	4～6	1～12	1～12	
	長崎	4～6	1～12	1～12	
	熊本	4～6	1～12	1～12	
	大分	4～6	1～12		
	宮崎	4～6		1～12	
	鹿児島	4～6	1～12	1～12	1～12
沖縄	4～6		1～12		

類 別		畜 産		用 動		物					
品 目 名		子豚繁殖用雌豚 (雑種)		乳用牛ホルスタイン 純粋種子牛		乳用牛ホルスタイン 純粋種成牛		肉用牛繁殖用 和牛雌		肉用牛去勢和牛 若齢肥育用	
コード番号		3310		3320		3330		3340		3350	
調査月		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道				1～12		1～12		1～12		1～12	
東 北	青 森							1～12		1～12	
	岩 手	1～12				1～12		1～12		1～12	
	宮 城							1～12		1～12	
	秋 田							1～12		1～12	
	山 形	1～12								1～12	
	福 島					1～12		1～12		1～12	
関 東	茨 城					1～12				1～12	
	栃 木			1～12		1～12		1～12		1～12	
	群 馬									1～12	
	埼 玉										
	千 葉					1～12					
	東 京										
	神 奈 川										
	山 梨										
	長 野									1～12	
	静 岡					1～12					
北 陸	新 潟							1～12		1～12	
	富 山										
	石 川										
	福 井										
東 海	岐 阜			1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 知	1～12		1～12		1～12				1～12	
	三 重							1～12		1～12	
近 畿	滋 賀										
	京 都										
	大 阪										
	兵 庫							1～12		1～12	
	奈 良										
	和 歌 山										
中 国 ・ 四 国	鳥 取										
	島 根							1～12		1～12	
	岡 山			1～12		1～12		1～12		1～12	
	広 島							1～12		1～12	
	山 口							1～12		1～12	
	徳 島										
	香 川					1～12				1～12	
愛 媛					1～12						
	高 知							1～12		1～12	
九 州	福 岡										
	佐 賀					1～12		1～12		1～12	
	長 崎	1～12				1～12		1～12		1～12	
	熊 本			1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 分							1～12		1～12	
	宮 崎	1～12						1～12		1～12	
	鹿 児 島	1～12									
沖 縄								1～12		1～12	

類別		畜産用動物				肥料					
品目名		肉用牛乳用肥育子牛(交雑種)		肉用牛乳用子牛(交雑種)		肉用成牛繁殖用和牛雌		硫安		石灰窒素	
コード番号		3370		3390		3400		3420		3430	
調査月		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東北	青森							1～12		1～12	
	岩手	1～12				1～12		1～12		1～12	
	宮城	1～12		1～12				1～12		1～12	
	秋田							1～12		1～12	
	山形	1～12						1～12		1～12	
	福島							1～12		1～12	
関東	茨城							1～12		1～12	
	栃木	1～12		1～12				1～12		1～12	
	群馬	1～12						1～12		1～12	
	埼玉							1～12		1～12	
	千葉							1～12		1～12	
	東京							1～12		1～12	
	神奈川							1～12		1～12	
	山梨							1～12		1～12	
	長野							1～12		1～12	
	静岡							1～12		1～12	
北陸	新潟							1～12		1～12	
	富山							1～12		1～12	
	石川							1～12		1～12	
	福井							1～12		1～12	
東海	岐阜			1～12				1～12		1～12	
	愛知	1～12						1～12		1～12	
	三重							1～12		1～12	
近畿	滋賀	1～12						1～12		1～12	
	京都							1～12		1～12	
	大阪							1～12		1～12	
	兵庫							1～12		1～12	
	奈良							1～12		1～12	
	和歌山							1～12		1～12	
中国・四国	鳥取							1～12		1～12	
	島根			1～12				1～12		1～12	
	岡山	1～12		1～12				1～12		1～12	
	広島					1～12		1～12		1～12	
	山口							1～12		1～12	
	徳島	1～12						1～12		1～12	
	香川	1～12						1～12		1～12	
	愛媛	1～12		1～12				1～12		1～12	
	高知							1～12		1～12	
九州	福岡							1～12		1～12	
	佐賀							1～12		1～12	
	長崎							1～12		1～12	
	熊本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大分			1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮崎	1～12						1～12		1～12	
	鹿児島					1～12		1～12		1～12	
沖縄			1～12				1～12		1～12		

類 別		肥 料									
品 目 名		尿素		過りん酸石灰		よう成りん肥		重焼りん肥		高度化成	
コード番号		3440		3450		3460		3470		3510	
調査月		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東 北	青 森	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岩 手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	秋 田	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 形	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	福 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
関 東	茨 城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	栃 木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	群 馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	埼 玉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	千 葉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	東 京	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	神 奈 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 梨	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
静 岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12		
北 陸	新 潟	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	富 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	石 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	福 井	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東 海	岐 阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	三 重	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
近 畿	滋 賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	京 都	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 阪	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	兵 庫	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	奈 良	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	和 歌 山	1～12		1～12		1～12				1～12	
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	島 根	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岡 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	広 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 口	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	徳 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	香 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	高 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
九 州	福 岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	佐 賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	熊 本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	鹿 児 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖 縄	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12		

類 別		肥 料									
品 目 名		普通化成		配合肥料		固形肥料		消石灰		炭酸カルシウム	
コード番号		3520		3530		3540		3550		3560	
調査月		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12		1～12				1～12		1～12	
東 北	青 森	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岩 手	1～12		1～12				1～12		1～12	
	宮 城	1～12		1～12				1～12		1～12	
	秋 田	1～12		1～12				1～12		1～12	
	山 形	1～12		1～12				1～12		1～12	
	福 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
関 東	茨 城	1～12		1～12				1～12		1～12	
	栃 木	1～12		1～12				1～12		1～12	
	群 馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	埼 玉	1～12		1～12				1～12		1～12	
	千 葉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	東 京	1～12		1～12				1～12			
	神奈川	1～12						1～12		1～12	
	山 梨	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
静 岡	1～12		1～12		1～12		1～12				
北 陸	新 潟	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	富 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	石 川	1～12		1～12		1～12		1～12			
	福 井	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東 海	岐 阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	三 重	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
近 畿	滋 賀	1～12						1～12			
	京 都	1～12		1～12				1～12			
	大 阪	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	兵 庫	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	奈 良	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	和歌山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12		1～12				1～12		1～12	
	島 根	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岡 山	1～12		1～12				1～12		1～12	
	広 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 口	1～12		1～12				1～12		1～12	
	徳 島			1～12		1～12		1～12		1～12	
	香 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	高 知	1～12		1～12				1～12		1～12	
九 州	福 岡	1～12		1～12				1～12		1～12	
	佐 賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	熊 本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	鹿 児 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖 縄			1～12		1～12		1～12				

類 別		肥 料						飼 料			
品 目 名		けい酸石灰		水酸化苦土		なたね油かす		鶏ふん		圧ぺん大麦	
コード番号		3570		3580		3590		3600		3610	
調査月		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東 北	青 森	1～12		1～12		1～12		1～12			
	岩 手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	秋 田	1～12				1～12		1～12		1～12	
	山 形	1～12				1～12		1～12		1～12	
	福 島	1～12				1～12		1～12		1～12	
関 東	茨 城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	栃 木	1～12				1～12		1～12		1～12	
	群 馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	埼 玉	1～12				1～12		1～12		1～12	
	千 葉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	東 京					1～12		1～12			
	神 奈 川	1～12				1～12		1～12			
	山 梨	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
静 岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12		
北 陸	新 潟	1～12				1～12		1～12		1～12	
	富 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	石 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	福 井	1～12				1～12		1～12			
東 海	岐 阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	三 重	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
近 畿	滋 賀	1～12		1～12		1～12		1～12			
	京 都	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 阪	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	兵 庫	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	奈 良	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	和 歌 山	1～12		1～12		1～12		1～12			
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	島 根	1～12				1～12		1～12		1～12	
	岡 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	広 島	1～12				1～12		1～12		1～12	
	山 口	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	徳 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	香 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	高 知	1～12				1～12		1～12		1～12	
九 州	福 岡	1～12				1～12		1～12		1～12	
	佐 賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	熊 本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	鹿 児 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖 縄					1～12		1～12		1～12		

類 別		飼 料									
品 目 名		一般ふすま		へイキューブ		脱脂粉乳		大豆油かす		ビートパルプ (外国産)	
コード番号		3630		3650		3660		3670		3690	
調査月		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12		1～12		1～12		1～12			
東 北	青 森	1～12		1～12				1～12		1～12	
	岩 手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 城	1～12		1～12						1～12	
	秋 田	1～12									
	山 形			1～12						1～12	
	福 島			1～12						1～12	
関 東	茨 城			1～12						1～12	
	栃 木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	群 馬			1～12				1～12		1～12	
	埼 玉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	千 葉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	東 京										
	神 奈 川			1～12		1～12		1～12			
	山 梨	1～12		1～12							
	長 野	1～12		1～12						1～12	
静 岡	1～12		1～12				1～12		1～12		
北 陸	新 潟	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	富 山	1～12		1～12						1～12	
	石 川			1～12						1～12	
	福 井			1～12				1～12		1～12	
東 海	岐 阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	三 重	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
近 畿	滋 賀					1～12		1～12		1～12	
	京 都	1～12				1～12		1～12		1～12	
	大 阪	1～12		1～12				1～12		1～12	
	兵 庫	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	奈 良	1～12		1～12						1～12	
	和 歌 山										
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	島 根	1～12		1～12						1～12	
	岡 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	広 島	1～12				1～12		1～12		1～12	
	山 口	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	徳 島	1～12				1～12		1～12		1～12	
	香 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	高 知	1～12		1～12				1～12			
九 州	福 岡			1～12		1～12		1～12		1～12	
	佐 賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	熊 本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	鹿 児 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖 縄	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12		

類 別		飼 料									
品 目 名		とうもろこし		配合飼料 成鶏用		配合飼料 ブロイラー(後期)		配合飼料 豚幼齢		配合飼料 豚若齢	
コード番号		3710		3730		3740		3760		3770	
調査月		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12		1～12				1～12		1～12	
東 北	青 森			1～12				1～12		1～12	
	岩 手			1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 城			1～12		1～12		1～12		1～12	
	秋 田							1～12		1～12	
	山 形			1～12				1～12		1～12	
	福 島			1～12				1～12		1～12	
関 東	茨 城			1～12		1～12		1～12		1～12	
	栃 木							1～12		1～12	
	群 馬			1～12				1～12		1～12	
	埼 玉	1～12		1～12				1～12		1～12	
	千 葉	1～12		1～12				1～12		1～12	
	東 京			1～12							
	神 奈 川			1～12				1～12		1～12	
	山 梨			1～12						1～12	
	長 野										
静 岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12		
北 陸	新 潟			1～12		1～12		1～12		1～12	
	富 山			1～12				1～12		1～12	
	石 川			1～12				1～12		1～12	
	福 井	1～12		1～12						1～12	
東 海	岐 阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	三 重	1～12		1～12				1～12			
近 畿	滋 賀										
	京 都	1～12		1～12						1～12	
	大 阪			1～12							
	兵 庫	1～12				1～12		1～12		1～12	
	奈 良			1～12				1～12		1～12	
	和 歌 山			1～12							
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	島 根										
	岡 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	広 島			1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 口			1～12		1～12					
	徳 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	香 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
高 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12		
九 州	福 岡	1～12									
	佐 賀	1～12		1～12				1～12		1～12	
	長 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	熊 本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 分	1～12		1～12				1～12		1～12	
	宮 崎			1～12		1～12		1～12		1～12	
	鹿 児 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖 縄	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12		

類別	飼料		農業薬剤		
品目名	配合飼料 乳牛飼育用	配合飼料 肉牛肥育用	D-D剤	MEP乳剤	アセフェート粒剤
コード番号	3800	3810	3820	3840	3851
調査月	1~12	1~12	1~12	1~12	1~12
北海道	1~12	1~12	1~12	1~12	1~12
東北	青森	1~12	1~12	1~12	1~12
	岩手	1~12	1~12	1~12	1~12
	宮城	1~12	1~12	1~12	1~12
	秋田	1~12	1~12	1~12	1~12
	山形	1~12	1~12	1~12	1~12
	福島	1~12	1~12	1~12	1~12
関東	茨城	1~12	1~12	1~12	1~12
	栃木	1~12	1~12	1~12	1~12
	群馬	1~12	1~12	1~12	1~12
	埼玉	1~12	1~12	1~12	1~12
	千葉	1~12		1~12	1~12
	東京			1~12	1~12
	神奈川	1~12		1~12	1~12
	山梨	1~12	1~12		1~12
	長野	1~12	1~12	1~12	1~12
静岡	1~12	1~12	1~12	1~12	
北陸	新潟	1~12	1~12		1~12
	富山	1~12	1~12	1~12	1~12
	石川	1~12		1~12	1~12
	福井	1~12	1~12	1~12	1~12
東海	岐阜	1~12	1~12	1~12	1~12
	愛知	1~12	1~12		1~12
	三重		1~12	1~12	1~12
近畿	滋賀	1~12	1~12		1~12
	京都	1~12	1~12	1~12	1~12
	大阪		1~12		1~12
	兵庫	1~12	1~12	1~12	1~12
	奈良	1~12		1~12	1~12
	和歌山			1~12	1~12
中国・四国	鳥取	1~12	1~12		1~12
	島根	1~12	1~12		1~12
	岡山	1~12	1~12	1~12	1~12
	広島	1~12	1~12	1~12	1~12
	山口		1~12		1~12
	徳島	1~12	1~12	1~12	1~12
	香川	1~12	1~12	1~12	1~12
	愛媛	1~12	1~12	1~12	1~12
	高知	1~12	1~12	1~12	1~12
九州	福岡	1~12	1~12		1~12
	佐賀	1~12	1~12		1~12
	長崎	1~12	1~12	1~12	1~12
	熊本	1~12	1~12	1~12	1~12
	大分	1~12	1~12	1~12	1~12
	宮崎	1~12	1~12	1~12	1~12
	鹿児島	1~12	1~12	1~12	1~12
沖縄	1~12	1~12		1~12	

類別	農 業 薬 剤									
品 目 名	ホスチアゼート 粒剤		エマメクチン 安息香酸塩乳剤		クロルピクリン くん蒸剤		クロルフェナピル 水和剤		TPN水和剤	
コード番号	3852		3853		3865		3866		3880	
調査月	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道	1～12		1～12				1～12		1～12	
東北	青森	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	岩手	1～12		1～12				1～12		1～12
	宮城	1～12		1～12				1～12		1～12
	秋田	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	山形	1～12		1～12				1～12		1～12
	福島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
関東	茨城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	栃木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	群馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	埼玉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	千葉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	東京	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	神奈川			1～12		1～12		1～12		1～12
	山梨	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	長野	1～12		1～12				1～12		1～12
静岡	1～12		1～12				1～12		1～12	
北陸	新潟			1～12		1～12		1～12		1～12
	富山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	石川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	福井	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
東海	岐阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	愛知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	三重	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
近畿	滋賀	1～12		1～12				1～12		1～12
	京都	1～12		1～12				1～12		1～12
	大阪	1～12		1～12				1～12		1～12
	兵庫	1～12		1～12				1～12		1～12
	奈良	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	和歌山	1～12		1～12		1～12		1～12		
中国・四国	鳥取	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	島根	1～12		1～12				1～12		1～12
	岡山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	広島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	山口	1～12		1～12				1～12		1～12
	徳島	1～12		1～12				1～12		1～12
	香川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	愛媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	高知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
九州	福岡	1～12		1～12				1～12		1～12
	佐賀	1～12		1～12				1～12		1～12
	長崎			1～12		1～12		1～12		1～12
	熊本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	大分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	宮崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	鹿児島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
沖縄			1～12				1～12		1～12	

類 別	農 業 薬 剤									
品 目 名	マンゼブ水和剤		ダゾメット粉粒剤		チオファネートメチル水和剤		フルアジナム水和剤		アゾキシストロビン水和剤	
コード番号	3900		3915		3916		3917		3918	
調査月	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東北	青森	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	岩手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	宮城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	秋田	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	山形	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	福島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
関東	茨城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	栃木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	群馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	埼玉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	千葉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	東京	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	神奈川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	山梨	1～12				1～12		1～12		1～12
	長野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
静岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北陸	新潟	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	富山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	石川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	福井	1～12		1～12		1～12				1～12
東海	岐阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	愛知	1～12		1～12		1～12				1～12
	三重	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
近畿	滋賀	1～12		1～12		1～12				1～12
	京都	1～12				1～12				1～12
	大阪	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	兵庫	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	奈良	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	和歌山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
中国・四国	鳥取	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	島根	1～12				1～12		1～12		1～12
	岡山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	広島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	山口	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	徳島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	香川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	愛媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	高知	1～12		1～12		1～12				1～12
九州	福岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	佐賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	長崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	熊本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	大分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	宮崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	鹿児島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
沖縄	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	

類別	農 業 薬 剤									
品目名	フィプロニル・ プロベナゾール粒剤		ジノテフラン・ プロベナゾール粒剤		チアメキサム・ ピロキロン粒剤		グリホサートイソプロピル アミン塩液剤		イマズスルフロン・ピラクロ ニル・プロモプチド粒剤	
コード番号	3945		3946		3947		3980		3985	
調査月	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道	1～12								1～12	
東北	青森	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	岩手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	宮城	1～12		1～12		1～12				1～12
	秋田	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	山形	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	福島	1～12		1～12		1～12				1～12
関東	茨城	1～12				1～12		1～12		1～12
	栃木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	群馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	埼玉	1～12				1～12		1～12		1～12
	千葉	1～12				1～12		1～12		1～12
	東京									1～12
	神奈川	1～12								1～12
	山梨							1～12		1～12
	長野			1～12		1～12		1～12		1～12
静岡			1～12		1～12		1～12		1～12	
北陸	新潟	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	富山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	石川	1～12		1～12				1～12		1～12
	福井	1～12				1～12		1～12		1～12
東海	岐阜	1～12						1～12		1～12
	愛知			1～12		1～12		1～12		1～12
	三重			1～12		1～12		1～12		1～12
近畿	滋賀			1～12				1～12		1～12
	京都			1～12		1～12		1～12		1～12
	大阪							1～12		1～12
	兵庫	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	奈良			1～12		1～12		1～12		1～12
	和歌山	1～12		1～12		1～12		1～12		
中国・四国	鳥取	1～12				1～12		1～12		1～12
	島根			1～12		1～12				1～12
	岡山	1～12		1～12				1～12		1～12
	広島					1～12		1～12		1～12
	山口							1～12		1～12
	徳島	1～12				1～12		1～12		1～12
	香川	1～12		1～12				1～12		1～12
	愛媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	高知	1～12		1～12		1～12				1～12
九州	福岡			1～12		1～12		1～12		1～12
	佐賀	1～12						1～12		1～12
	長崎	1～12				1～12		1～12		1～12
	熊本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	大分			1～12		1～12		1～12		1～12
	宮崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	鹿児島	1～12				1～12		1～12		1～12
沖縄					1～12		1～12		1～12	

類別	農 業 薬 剤			諸 材 料	
品 目 名	グルホシネート 液剤	ジクワット・ パラコート液剤	グリホサートカリウム 塩液剤	農業用ビニール	農業用 ポリエチレン
コード番号	3996	3997	3999	4000	4010
調査月	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
北海道	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
東北	青森	1～12	1～12	1～12	1～12
	岩手	1～12	1～12	1～12	1～12
	宮城	1～12	1～12	1～12	1～12
	秋田	1～12	1～12	1～12	1～12
	山形	1～12	1～12	1～12	1～12
	福島	1～12	1～12	1～12	1～12
関東	茨城	1～12	1～12	1～12	1～12
	栃木	1～12	1～12	1～12	1～12
	群馬	1～12	1～12	1～12	1～12
	埼玉	1～12	1～12	1～12	1～12
	千葉	1～12	1～12	1～12	1～12
	東京	1～12	1～12	1～12	1～12
	神奈川	1～12	1～12	1～12	1～12
	山梨	1～12	1～12	1～12	
	長野	1～12	1～12	1～12	1～12
静岡	1～12	1～12	1～12	1～12	
北陸	新潟	1～12	1～12	1～12	1～12
	富山	1～12	1～12	1～12	1～12
	石川	1～12	1～12	1～12	1～12
	福井	1～12	1～12	1～12	1～12
東海	岐阜	1～12	1～12	1～12	1～12
	愛知	1～12	1～12	1～12	1～12
	三重	1～12	1～12	1～12	1～12
近畿	滋賀		1～12	1～12	1～12
	京都			1～12	1～12
	大阪	1～12	1～12	1～12	1～12
	兵庫	1～12	1～12	1～12	1～12
	奈良	1～12	1～12	1～12	1～12
	和歌山	1～12	1～12	1～12	1～12
中国・四国	鳥取	1～12	1～12	1～12	1～12
	島根			1～12	1～12
	岡山	1～12	1～12	1～12	1～12
	広島	1～12	1～12	1～12	
	山口	1～12	1～12	1～12	1～12
	徳島	1～12	1～12	1～12	1～12
	香川	1～12	1～12	1～12	1～12
	愛媛	1～12	1～12	1～12	1～12
	高知	1～12	1～12	1～12	1～12
九州	福岡	1～12	1～12	1～12	1～12
	佐賀	1～12	1～12	1～12	1～12
	長崎	1～12	1～12	1～12	1～12
	熊本	1～12	1～12	1～12	1～12
	大分	1～12	1～12	1～12	1～12
	宮崎	1～12	1～12	1～12	1～12
	鹿児島	1～12	1～12	1～12	1～12
沖縄	1～12	1～12	1～12	1～12	

類 別		諸 材 料									
品 目 名		袋掛用紙袋		穀物用紙袋		梱包用樹脂製品		野菜用段ボール		果実用段ボール	
コード番号		4020		4030		4060		4080		4090	
調査月		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道				1～12		1～12		1～12		1～12	
東 北	青 森	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岩 手	1～12		1～12				1～12		1～12	
	宮 城			1～12		1～12		1～12		1～12	
	秋 田			1～12				1～12		1～12	
	山 形	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	福 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
関 東	茨 城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	栃 木	1～12		1～12		1～12		1～12			
	群 馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	埼 玉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	千 葉			1～12		1～12		1～12		1～12	
	東 京	1～12						1～12			
	神 奈 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 梨	1～12				1～12		1～12		1～12	
	長 野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
静 岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12		
北 陸	新 潟	1～12		1～12				1～12		1～12	
	富 山			1～12				1～12		1～12	
	石 川			1～12				1～12			
	福 井	1～12		1～12				1～12		1～12	
東 海	岐 阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	三 重	1～12		1～12		1～12		1～12			
近 畿	滋 賀	1～12		1～12				1～12			
	京 都	1～12		1～12							
	大 阪					1～12		1～12		1～12	
	兵 庫	1～12		1～12				1～12		1～12	
	奈 良	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	和 歌 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12		1～12		1～12		1～12			
	島 根			1～12		1～12		1～12		1～12	
	岡 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	広 島	1～12		1～12				1～12		1～12	
	山 口	1～12		1～12		1～12		1～12			
	徳 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	香 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	高 知			1～12		1～12		1～12			
九 州	福 岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	佐 賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	熊 本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 崎			1～12		1～12		1～12		1～12	
	鹿 児 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖 縄							1～12		1～12		

類別	諸材料		光熱動力		
品目名	稲わら	ペーパーポット	ガソリン (CPI採用品目)	灯油 (CPI採用品目)	軽油
コード番号	4100	4120	4130	4140	4150
調査月	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
北海道		1～12			1～12
東北	青森		1～12		1～12
	岩手	1～12			1～12
	宮城	1～12			1～12
	秋田				1～12
	山形	1～12			1～12
	福島		1～12		1～12
関東	茨城				1～12
	栃木				1～12
	群馬				1～12
	埼玉				1～12
	千葉				1～12
	東京				1～12
	神奈川				1～12
	山梨				1～12
	長野	1～12	1～12		1～12
静岡				1～12	
北陸	新潟				1～12
	富山				1～12
	石川				1～12
	福井		1～12		1～12
東海	岐阜	1～12	1～12		1～12
	愛知		1～12		1～12
	三重				1～12
近畿	滋賀				1～12
	京都				1～12
	大阪				1～12
	兵庫				1～12
	奈良				1～12
	和歌山				1～12
中国・四国	鳥取		1～12		1～12
	島根	1～12			1～12
	岡山				1～12
	広島	1～12			1～12
	山口		1～12		1～12
	徳島				1～12
	香川				1～12
	愛媛	1～12	1～12		1～12
高知	1～12	1～12		1～12	
九州	福岡		1～12		1～12
	佐賀	1～12	1～12		1～12
	長崎				1～12
	熊本		1～12		1～12
	大分	1～12			1～12
	宮崎				1～12
	鹿児島	1～12	1～12		1～12
沖縄					1～12

類別	光 熱 動 力								農 機 具	
品 目 名	重油		モビール油		農用電力 (本省調査品目)		水道料		くわ	
コード番号	4160		4170		4190		4200		4210	
調査月	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道	1～12		1～12				1～12		1～12	
東北	青森	1～12		1～12			1～12		1～12	
	岩手			1～12			1～12		1～12	
	宮城	1～12		1～12			1～12		1～12	
	秋田								1～12	
	山形	1～12		1～12			1～12		1～12	
	福島	1～12		1～12					1～12	
関東	茨城	1～12		1～12			1～12		1～12	
	栃木	1～12		1～12			1～12		1～12	
	群馬	1～12		1～12			1～12		1～12	
	埼玉	1～12		1～12					1～12	
	千葉	1～12		1～12			1～12		1～12	
	東京	1～12					1～12		1～12	
	神奈川	1～12		1～12			1～12		1～12	
	山梨	1～12		1～12					1～12	
	長野	1～12		1～12			1～12		1～12	
静岡	1～12		1～12			1～12		1～12		
北陸	新潟			1～12			1～12		1～12	
	富山			1～12			1～12		1～12	
	石川			1～12			1～12		1～12	
	福井			1～12			1～12		1～12	
東海	岐阜	1～12		1～12			1～12		1～12	
	愛知	1～12		1～12			1～12		1～12	
	三重	1～12		1～12			1～12		1～12	
近畿	滋賀			1～12					1～12	
	京都	1～12		1～12			1～12		1～12	
	大阪			1～12			1～12		1～12	
	兵庫	1～12							1～12	
	奈良	1～12		1～12			1～12		1～12	
	和歌山	1～12		1～12			1～12		1～12	
中国・四国	鳥取	1～12		1～12			1～12		1～12	
	島根	1～12		1～12					1～12	
	岡山	1～12		1～12			1～12		1～12	
	広島	1～12		1～12					1～12	
	山口			1～12			1～12		1～12	
	徳島	1～12		1～12					1～12	
	香川	1～12		1～12			1～12		1～12	
	愛媛	1～12		1～12			1～12		1～12	
	高知	1～12		1～12			1～12		1～12	
九州	福岡	1～12							1～12	
	佐賀	1～12		1～12			1～12		1～12	
	長崎	1～12		1～12			1～12		1～12	
	熊本	1～12		1～12			1～12		1～12	
	大分	1～12		1～12			1～12		1～12	
	宮崎	1～12		1～12			1～12		1～12	
	鹿児島	1～12		1～12			1～12		1～12	
沖縄			1～12					1～12		

類 別		農 機 具									
品 目 名		かま		人力噴霧器		ホース		刈払機(草刈機)		動力田植機 4条植え	
コード番号		4220		4240		4260		4280		4290	
調査月		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12		1～12		1～12		1～12			
東 北	青 森	1～12				1～12		1～12		1～12	
	岩 手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	秋 田	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 形	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	福 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
関 東	茨 城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	栃 木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	群 馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	埼 玉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	千 葉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	東 京	1～12				1～12		1～12		1～12	
	神奈川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 梨	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
静 岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12		
北 陸	新 潟	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	富 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	石 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	福 井	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東 海	岐 阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	三 重	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
近 畿	滋 賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	京 都	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 阪	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	兵 庫	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	奈 良	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	和歌山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
中 国・四 国	鳥 取	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	島 根	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岡 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	広 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 口	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	徳 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	香 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	高 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
九 州	福 岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	佐 賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	熊 本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	鹿 児 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖 縄	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12		

類 別		農 機 具									
品 目 名		動力噴霧器		動力耕うん機		乗用型トラクタ 15ps内外		乗用型トラクタ 25ps内外		乗用型トラクタ 35ps内外	
コード番号		4310		4330		4340		4345		4350	
調査月		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12		1～12				1～12		1～12	
東 北	青 森	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岩 手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 城	1～12						1～12		1～12	
	秋 田	1～12		1～12				1～12		1～12	
	山 形	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	福 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
関 東	茨 城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	栃 木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	群 馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	埼 玉					1～12		1～12		1～12	
	千 葉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	東 京	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	神 奈 川	1～12		1～12							
	山 梨	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
静 岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12		
北 陸	新 潟	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	富 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	石 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	福 井	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東 海	岐 阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	三 重	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
近 畿	滋 賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	京 都	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 阪	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	兵 庫	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	奈 良	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	和 歌 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	島 根	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岡 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	広 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 口	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	徳 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	香 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	高 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
九 州	福 岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	佐 賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	熊 本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	鹿 児 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖 縄	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12		

類 別		農 機 具									
品 目 名		トレーラー		自走式運搬車		バインダー 2条刈り		コンバイン 2条刈り		動力脱穀機	
コード番号		4370		4390		4400		4410		4430	
調査月		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道											
東 北	青 森	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岩 手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 城			1～12				1～12			
	秋 田	1～12		1～12				1～12		1～12	
	山 形			1～12		1～12		1～12			
	福 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
関 東	茨 城			1～12		1～12		1～12		1～12	
	栃 木	1～12						1～12			
	群 馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	埼 玉							1～12			
	千 葉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	東 京	1～12		1～12		1～12				1～12	
	神 奈 川			1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 梨			1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
静 岡							1～12				
北 陸	新 潟			1～12				1～12			
	富 山	1～12		1～12				1～12			
	石 川			1～12				1～12			
	福 井	1～12		1～12				1～12		1～12	
東 海	岐 阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 知			1～12				1～12		1～12	
	三 重	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
近 畿	滋 賀							1～12			
	京 都			1～12		1～12		1～12			
	大 阪	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	兵 庫			1～12		1～12		1～12		1～12	
	奈 良	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	和 歌 山			1～12				1～12		1～12	
中 国 ・ 四 国	鳥 取					1～12		1～12		1～12	
	島 根	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岡 山			1～12		1～12		1～12		1～12	
	広 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 口			1～12		1～12		1～12		1～12	
	徳 島			1～12		1～12		1～12		1～12	
	香 川			1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 媛			1～12		1～12		1～12		1～12	
	高 知			1～12		1～12		1～12		1～12	
九 州	福 岡			1～12				1～12			
	佐 賀			1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	熊 本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	鹿 児 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖 縄			1～12								

類 別		農 機 具									
品 目 名		動力もみすり機		通風乾燥機 16石型		温風式暖房機		ロータリー		パーソナルコンピューター (CPI採用品目)	
コード番号		4440		4480		4530		4540		4570	
調査月		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12				1～12		1～12			
東 北	青 森	1～12		1～12				1～12			
	岩 手	1～12		1～12				1～12			
	宮 城	1～12		1～12		1～12		1～12			
	秋 田	1～12		1～12		1～12		1～12			
	山 形	1～12		1～12		1～12		1～12			
	福 島	1～12		1～12				1～12			
関 東	茨 城	1～12		1～12		1～12		1～12			
	栃 木	1～12		1～12		1～12		1～12			
	群 馬	1～12		1～12		1～12		1～12			
	埼 玉	1～12		1～12				1～12			
	千 葉	1～12		1～12		1～12		1～12			
	東 京	1～12		1～12		1～12		1～12			
	神 奈 川	1～12		1～12		1～12		1～12			
	山 梨	1～12		1～12		1～12		1～12			
	長 野	1～12		1～12		1～12		1～12			
	静 岡	1～12		1～12		1～12		1～12			
北 陸	新 潟	1～12		1～12		1～12		1～12			
	富 山	1～12		1～12				1～12			
	石 川	1～12		1～12				1～12			
	福 井	1～12		1～12				1～12			
東 海	岐 阜	1～12		1～12				1～12			
	愛 知	1～12		1～12		1～12		1～12			
	三 重	1～12		1～12		1～12		1～12			
近 畿	滋 賀	1～12		1～12				1～12			
	京 都	1～12		1～12				1～12			
	大 阪	1～12		1～12		1～12		1～12			
	兵 庫	1～12		1～12							
	奈 良	1～12		1～12		1～12		1～12			
	和 歌 山	1～12		1～12		1～12		1～12			
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12		1～12				1～12			
	島 根	1～12		1～12				1～12			
	岡 山	1～12		1～12		1～12		1～12			
	広 島	1～12		1～12				1～12			
	山 口	1～12		1～12				1～12			
	徳 島	1～12		1～12				1～12			
	香 川	1～12		1～12		1～12		1～12			
	愛 媛	1～12		1～12		1～12		1～12			
	高 知	1～12		1～12		1～12		1～12			
九 州	福 岡	1～12		1～12		1～12		1～12			
	佐 賀	1～12		1～12		1～12		1～12			
	長 崎	1～12		1～12		1～12		1～12			
	熊 本	1～12		1～12		1～12		1～12			
	大 分	1～12		1～12		1～12		1～12			
	宮 崎	1～12		1～12		1～12		1～12			
	鹿 児 島	1～12		1～12		1～12		1～12			
沖 縄											

類別	自動車・同関係料金				建築資材					
品目名	軽四輪トラック		四輪トラック		ライトバン		自動車定期点検料		角材	
コード番号	4580		4590		4600		4610		4620	
調査月	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東北	青森	1～12		1～12			1～12		1～12	
	岩手	1～12		1～12			1～12		1～12	
	宮城	1～12		1～12		1～12	1～12		1～12	
	秋田	1～12					1～12		1～12	
	山形	1～12					1～12		1～12	
	福島	1～12		1～12				1～12		1～12
関東	茨城	1～12		1～12			1～12		1～12	
	栃木	1～12		1～12		1～12	1～12		1～12	
	群馬	1～12		1～12		1～12	1～12		1～12	
	埼玉	1～12		1～12			1～12		1～12	
	千葉	1～12		1～12			1～12		1～12	
	東京						1～12		1～12	
	神奈川	1～12		1～12			1～12		1～12	
	山梨	1～12					1～12		1～12	
	長野	1～12		1～12			1～12		1～12	
静岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北陸	新潟	1～12		1～12		1～12	1～12		1～12	
	富山	1～12		1～12		1～12	1～12		1～12	
	石川	1～12					1～12		1～12	
	福井	1～12					1～12		1～12	
東海	岐阜	1～12		1～12		1～12	1～12		1～12	
	愛知	1～12		1～12		1～12	1～12		1～12	
	三重	1～12		1～12		1～12	1～12		1～12	
近畿	滋賀	1～12					1～12		1～12	
	京都	1～12		1～12			1～12		1～12	
	大阪	1～12		1～12		1～12	1～12		1～12	
	兵庫	1～12		1～12		1～12	1～12		1～12	
	奈良	1～12		1～12			1～12		1～12	
	和歌山	1～12				1～12	1～12		1～12	
中国・四国	鳥取	1～12		1～12		1～12	1～12		1～12	
	島根	1～12		1～12		1～12	1～12		1～12	
	岡山	1～12		1～12		1～12	1～12		1～12	
	広島	1～12		1～12		1～12	1～12		1～12	
	山口	1～12					1～12		1～12	
	徳島	1～12		1～12			1～12		1～12	
	香川	1～12		1～12		1～12	1～12		1～12	
	愛媛	1～12		1～12		1～12	1～12		1～12	
	高知	1～12		1～12		1～12	1～12		1～12	
九州	福岡	1～12		1～12		1～12	1～12		1～12	
	佐賀	1～12		1～12			1～12		1～12	
	長崎	1～12		1～12			1～12		1～12	
	熊本	1～12		1～12		1～12	1～12		1～12	
	大分	1～12		1～12		1～12	1～12		1～12	
	宮崎	1～12		1～12			1～12		1～12	
	鹿児島	1～12				1～12	1～12		1～12	
沖縄	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	

類別	建築資材									
品目名	板材		合板		トタン		セメント		アルミサッシ	
コード番号	4630		4640		4650		4680		4700	
調査月	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東北	青森	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	岩手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	宮城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	秋田	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	山形	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	福島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
関東	茨城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	栃木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	群馬	1～12				1～12		1～12		1～12
	埼玉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	千葉					1～12		1～12		1～12
	東京	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	神奈川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	山梨	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	長野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
静岡	1～12				1～12		1～12		1～12	
北陸	新潟	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	富山	1～12		1～12				1～12		
	石川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	福井	1～12				1～12		1～12		
東海	岐阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	愛知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	三重	1～12						1～12		1～12
近畿	滋賀	1～12		1～12						1～12
	京都	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	大阪	1～12				1～12		1～12		1～12
	兵庫	1～12				1～12		1～12		1～12
	奈良	1～12				1～12		1～12		1～12
	和歌山	1～12				1～12		1～12		1～12
中国・四国	鳥取	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	島根	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	岡山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	広島			1～12		1～12		1～12		1～12
	山口	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	徳島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	香川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	愛媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	高知	1～12				1～12		1～12		
九州	福岡	1～12		1～12				1～12		1～12
	佐賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	長崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	熊本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	大分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	宮崎	1～12		1～12				1～12		1～12
	鹿児島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
沖縄	1～12				1～12		1～12		1～12	

類別	建築資材				農用被服					
品目名	シャッター		硬質塩化ビニール管		作業着(上下)		軍手		地下たび	
コード番号	4710		4720		4740		4750		4760	
調査月	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東北	青森	1～12		1～12		1～12		1～12		
	岩手	1～12		1～12		1～12		1～12		
	宮城	1～12		1～12		1～12		1～12		
	秋田	1～12				1～12				
	山形	1～12		1～12		1～12		1～12		
	福島	1～12		1～12		1～12		1～12		
関東	茨城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	栃木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	群馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	埼玉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	千葉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	東京	1～12				1～12				
	神奈川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	山梨	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	長野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
静岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北陸	新潟	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	富山			1～12		1～12		1～12		1～12
	石川	1～12				1～12				
	福井					1～12		1～12		1～12
東海	岐阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	愛知			1～12		1～12		1～12		1～12
	三重	1～12				1～12		1～12		1～12
近畿	滋賀					1～12				
	京都			1～12		1～12				1～12
	大阪			1～12		1～12		1～12		1～12
	兵庫	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	奈良					1～12		1～12		
	和歌山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
中国・四国	鳥取	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	島根	1～12		1～12		1～12				
	岡山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	広島	1～12		1～12		1～12				1～12
	山口	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	徳島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	香川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	愛媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	高知			1～12		1～12		1～12		1～12
九州	福岡	1～12				1～12		1～12		1～12
	佐賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	長崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	熊本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	大分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	宮崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	鹿児島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
沖縄					1～12		1～12		1～12	

類別	農用被服		賃借料及び料金			
品目名	ゴム長ぐつ	雨合羽	水稻耕紀・ 代かき料金	田植料金	稲刈料金	
コード番号	4770	4780	4800	4810	4820	
調査月	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11	
北海道	1～12	1～12		4～7	9～11	
東北	青森	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	岩手	1～12	1～12		4～7	9～11
	宮城	1～12		4～7	4～7	9～11
	秋田	1～12		4～7	4～7	9～11
	山形	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	福島	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
関東	茨城	1～12	1～12		4～7	9～11
	栃木	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	群馬	1～12	1～12	4～7		9～11
	埼玉	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	千葉	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	東京					
	神奈川	1～12	1～12			
	山梨	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	長野	1～12	1～12	4～7		9～11
静岡	1～12	1～12	4～7		9～11	
北陸	新潟	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	富山	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	石川	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	福井	1～12	1～12		4～7	
東海	岐阜	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	愛知	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	三重	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
近畿	滋賀	1～12				
	京都	1～12	1～12		4～7	9～11
	大阪	1～12	1～12			
	兵庫	1～12	1～12		4～7	9～11
	奈良	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	和歌山	1～12	1～12			
中国・四国	鳥取	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	島根	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	岡山	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	広島	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	山口	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	徳島	1～12	1～12	4～7		9～11
	香川	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	愛媛	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	高知	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
九州	福岡	1～12	1～12		4～7	9～11
	佐賀	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	長崎	1～12	1～12	4～7		9～11
	熊本	1～12	1～12	4～7		9～11
	大分	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
	宮崎	1～12	1～12		4～7	9～11
	鹿児島	1～12	1～12	4～7	4～7	9～11
沖縄	1～12	1～12				

類別	賃借料及び料金									
品目名	もみすり賃		精白賃		共同施設料 稲		共同施設料 麦		共同施設料 野菜	
コード番号	4830		4840		4880		4890		4900	
調査月	9～11		1～12		1～3 9～12		6～10		4～10	
北海道			1～12		1～3 9～12		6～10		4～10	
東北	青森	9～11	1～12		1～3 9～12		6～10			
	岩手	9～11	1～12		1～3 9～12					
	宮城				1～3 9～12					
	秋田	9～11			1～3 9～12					
	山形				1～3 9～12					
	福島				1～3 9～12					
関東	茨城	9～11	1～12		1～3 9～12		6～10			
	栃木	9～11			1～3 9～12		6～10			
	群馬	9～11	1～12		1～3 9～12		6～10			
	埼玉	9～11			1～3 9～12		6～10			
	千葉	9～11								
	東京									
	神奈川		1～12							
	山梨				1～3 9～12					
	長野	9～11	1～12		1～3 9～12					
静岡				1～3 9～12						
北陸	新潟	9～11			1～3 9～12				4～10	
	富山		1～12		1～3 9～12		6～10			
	石川	9～11			1～3 9～12					
	福井				1～3 9～12					
東海	岐阜		1～12		1～3 9～12		6～10			
	愛知		1～12		1～3 9～12		6～10			
	三重		1～12		1～3 9～12		6～10			
近畿	滋賀				1～3 9～12					
	京都				1～3 9～12					
	大阪		1～12		1～3 9～12					
	兵庫		1～12		1～3 9～12					
	奈良	9～11			1～3 9～12					
	和歌山	9～11	1～12							
中国・四国	鳥取		1～12							
	島根	9～11								
	岡山		1～12		1～3 9～12					
	広島		1～12		1～3 9～12					
	山口	9～11			1～3 9～12					
	徳島		1～12		1～3 9～12					
	香川		1～12		1～3 9～12					
	愛媛	9～11	1～12		1～3 9～12				4～10	
	高知	9～11	1～12		1～3 9～12				4～10	
九州	福岡		1～12		1～3 9～12		6～10			
	佐賀	9～11			1～3 9～12		6～10		4～10	
	長崎				1～3 9～12					
	熊本	9～11	1～12		1～3 9～12		6～10			
	大分	9～11	1～12		1～3 9～12		6～10			
	宮崎	9～11	1～12		1～3 9～12					
	鹿児島	9～11	1～12		1～3 9～12				4～10	
沖縄										

類 別		賃借料及び料金	
品 目 名		共同施設料 果実	
コード番号		4910	
調査月		1～ 3	10～12
北 海 道			
東 北	青 森	1～ 3	10～12
	岩 手	1～ 3	10～12
	宮 城		
	秋 田		
	山 形	1～ 3	10～12
	福 島	1～ 3	10～12
関 東	茨 城		
	栃 木		
	群 馬		
	埼 玉		
	千 葉		
	東 京		
	神奈川		
	山 梨	1～ 3	10～12
	長 野		
	静 岡	1～ 3	10～12
北 陸	新 潟		
	富 山		
	石 川		
	福 井		
東 海	岐 阜	1～ 3	10～12
	愛 知	1～ 3	10～12
	三 重		
近 畿	滋 賀		
	京 都		
	大 阪		
	兵 庫		
	奈 良	1～ 3	10～12
	和歌山	1～ 3	10～12
中 国・四 国	鳥 取		
	島 根		
	岡 山		
	広 島	1～ 3	10～12
	山 口		
	徳 島		
	香 川		
	愛 媛	1～ 3	10～12
	高 知	1～ 3	10～12
	九 州	福 岡	1～ 3
佐 賀		1～ 3	10～12
長 崎		1～ 3	10～12
熊 本			
大 分			
宮 崎			
鹿 児 島			
沖 縄	1～ 3	10～12	

(2) 価格のみ調査品目

類別	種 苗 及 び 苗 木				畜 産 用 動 物					
品 目 名	イタリアンライグラス 種子		チモシー種子		メロン苗		初生びな卵用鶏 (外国系)		中びな卵用鶏 (外国系)	
コード番号	3150		3160		3210		3260		3280	
調査月	1～3 10～12		4～10		2～5		1～12		1～12	
北海道			4～10							
東北	青森	1～3	10～12	4～10		2～5			1～12	
	岩手									
	宮城									
	秋田									
	山形					2～5				
福島							1～12			
関東	茨城	1～3	10～12			2～5				
	栃木	1～3	10～12							
	群馬									
	埼玉	1～3	10～12							
	千葉	1～3	10～12					1～12		
	東京									
	神奈川									
	山梨							1～12		
長野					2～5					
静岡									1～12	
北陸	新潟	1～3	10～12					1～12		
	富山	1～3	10～12							
	石川									
	福井					2～5				
東海	岐阜	1～3	10～12	4～10		2～5		1～12		1～12
	愛知	1～3	10～12			2～5		1～12		1～12
	三重	1～3	10～12	4～10				1～12		
近畿	滋賀									
	京都									
	大阪									
	兵庫	1～3	10～12					1～12		
	奈良									
和歌山										
中国・四国	鳥取	1～3	10～12			2～5		1～12		
	島根							1～12		
	岡山	1～3	10～12							
	広島							1～12		
	山口	1～3	10～12							
	徳島	1～3	10～12					1～12		
	香川							1～12		1～12
	愛媛	1～3	10～12					1～12		
高知										
九州	福岡	1～3	10～12					1～12		
	佐賀	1～3	10～12							
	長崎	1～3	10～12							
	熊本	1～3	10～12							
	大分	1～3	10～12					1～12		1～12
	宮崎	1～3	10～12							1～12
鹿児島	1～3	10～12					1～12			
沖縄							1～12			

類別	畜産用動物			肥料	飼料
品目名	肉用牛乳用雄肥育子牛 (ホルスタイン種)	肉用牛乳用雄子牛 (ホルスタイン種)	肉用成牛肥育用 (経産牛)	高度化成 (基本成分のみ)	ばん砕大麦
コード番号	3360	3380	3410	3500	3620
調査月	1~12	1~12	1~12	1~12	1~12
北海道	1~12		1~12		1~12
東北	青森		1~12		
	岩手				
	宮城		1~12	1~12	
	秋田				
	山形	1~12			
福島				1~12	
関東	茨城			1~12	1~12
	栃木	1~12		1~12	1~12
	群馬				
	埼玉				
	千葉				
	東京				
	神奈川			1~12	1~12
	山梨				
長野					
静岡				1~12	
北陸	新潟				1~12
	富山			1~12	
	石川				
福井					
東海	岐阜	1~12	1~12	1~12	1~12
	愛知	1~12		1~12	1~12
三重					
近畿	滋賀	1~12			
	京都			1~12	
	大阪			1~12	
	兵庫				
	奈良				
和歌山					
中国・四国	鳥取			1~12	1~12
	島根			1~12	
	岡山	1~12	1~12	1~12	
	広島			1~12	
	山口				
	徳島	1~12			1~12
	香川				
	愛媛	1~12	1~12		1~12
高知				1~12	
九州	福岡			1~12	1~12
	佐賀			1~12	1~12
	長崎	1~12			1~12
	熊本	1~12	1~12		1~12
	大分			1~12	
	宮崎	1~12			1~12
鹿児島				1~12	1~12
沖縄				1~12	1~12

類 別		飼 料									
品 目 名		ビールかす		ビートパルプ (国産)		配合飼料 ほ乳期子豚育成用		配合飼料 乳牛幼齢		配合飼料 乳牛若齢	
コード番号		3680		3700		3750		3780		3790	
調査月		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東 北	青 森										
	岩 手										
	宮 城										
	秋 田										
	山 形										
	福 島										
関 東	茨 城	1～12				1～12		1～12		1～12	
	栃 木	1～12				1～12		1～12		1～12	
	群 馬					1～12					
	埼 玉							1～12			
	千 葉					1～12		1～12		1～12	
	東 京										
	神 奈 川					1～12		1～12		1～12	
	山 梨										
	長 野										
	静 岡										
北 陸	新 潟					1～12		1～12		1～12	
	富 山										
	石 川										
	福 井										
東 海	岐 阜					1～12		1～12		1～12	
	愛 知					1～12		1～12			
	三 重					1～12					
近 畿	滋 賀							1～12		1～12	
	京 都	1～12						1～12		1～12	
	大 阪										
	兵 庫	1～12				1～12		1～12		1～12	
	奈 良										
	和 歌 山										
中 国 ・ 四 国	鳥 取					1～12					
	島 根										
	岡 山	1～12				1～12		1～12		1～12	
	広 島	1～12				1～12		1～12		1～12	
	山 口										
	徳 島					1～12		1～12		1～12	
	香 川									1～12	
	愛 媛	1～12				1～12		1～12		1～12	
	高 知					1～12		1～12		1～12	
九 州	福 岡	1～12						1～12		1～12	
	佐 賀					1～12		1～12		1～12	
	長 崎							1～12		1～12	
	熊 本					1～12		1～12		1～12	
	大 分					1～12		1～12		1～12	
	宮 崎	1～12				1～12		1～12		1～12	
	鹿 児 島	1～12				1～12		1～12		1～12	
沖	縄					1～12		1～12		1～12	

類別	農 業 薬 剤				農 機 具					
品 目 名	フィプロニル・オリ サストロビン粒剤		クロチアニジン・オリ サストロビン粒剤		動力田植機 6条植え		乗用型トラクタ 70ps内外		コンバイン 4条刈り	
コード番号	3948		3949		4300		4360		4420	
調査月	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東北	青森	1～12		1～12						
	岩手	1～12		1～12						
	宮城	1～12		1～12						
	秋田			1～12						
	山形									
	福島			1～12						
関東	茨城	1～12		1～12						
	栃木	1～12		1～12						
	群馬			1～12						
	埼玉	1～12		1～12						
	千葉	1～12		1～12						
	東京			1～12						
	神奈川	1～12		1～12						
	山梨			1～12						
	長野									
静岡	1～12		1～12							
北陸	新潟	1～12		1～12						
	富山	1～12		1～12						
	石川	1～12		1～12						
	福井	1～12								
東海	岐阜			1～12						
	愛知			1～12						
	三重									
近畿	滋賀			1～12						
	京都			1～12						
	大阪									
	兵庫									
	奈良	1～12		1～12						
和歌山	1～12		1～12							
中国・四国	鳥取	1～12		1～12						
	島根	1～12		1～12						
	岡山	1～12		1～12						
	広島	1～12		1～12						
	山口									
	徳島	1～12		1～12						
	香川	1～12		1～12						
	愛媛	1～12		1～12						
高知										
九州	福岡									
	佐賀									
	長崎									
	熊本	1～12		1～12						
	大分	1～12								
	宮崎	1～12		1～12						
鹿児島										
沖縄										

類 別		農 機 具	
品 目 名		通風乾燥機 32石型	
コード番号		4490	
調査月		1～12	
北 海 道		1～12	
東 北	青 森		
	岩 手		
	宮 城		
	秋 田		
	山 形		
	福 島		
関 東	茨 城		
	栃 木		
	群 馬		
	埼 玉		
	千 葉		
	東 京		
	神奈川		
	山 梨		
	長 野		
北 陸	静 岡		
	新 潟		
	富 山		
	石 川		
東 海	福 井		
	岐 阜		
	愛 知		
近 畿	三 重		
	滋 賀		
	京 都		
	大 阪		
	兵 庫		
中 国 ・ 四 国	奈 良		
	和歌山		
	鳥 取		
	島 根		
	岡 山		
	広 島		
	山 口		
	徳 島		
	香 川		
九 州	愛 媛		
	高 知		
	福 岡		
	佐 賀		
	長 崎		
	熊 本		
沖 縄	大 分		
	宮 崎		
	鹿 児 島		
	沖 縄		

農業物価統計調査の調査品目等一覧（平成27年基準）

(1) 一般農産物生産者価格調査

類別	品目名	銘柄等級	単位	区分	コード
米	うるち玄米	1 等	60kg		1015
	もち玄米	〃	〃		1045
	うるち白米	〃	10kg		1060
	もち白米	〃	〃		1070
麦	小麦	1 等	60kg		1080
	はだか麦	〃	〃		1090
	六条大麦	〃	50kg		1100
	ビール麦 二条大麦	2 等	〃		1110
雑穀	そば	玄 そ ば	45kg		1985
豆	大豆	黄色大豆	60kg		1120
	小豆	普通小豆	〃		1130
	らっかせい	殻付 2 等 程 度	〃		1140
	いんげんまめ	大手	亡 3 等 程 度	〃	価
金時		〃	〃	価	1160
いも	かんしょ	食用	10kg		1170
		加工用	〃		1180
	ばれいしょ	食用	〃		1190
		加工用	でん粉価 18 %	1 t	
	種子用	20kg		1210	
果	りんご	ふじ	秀 32 玉	10kg	1220
		つがる	〃	〃	1230
		王林	秀 36 玉	〃	1240
		ジョナゴールド	秀 32 玉	〃	1250
	みかん	普通温州	優 — M	〃	1270
		早生温州	優 — M	〃	1280
	なつみかん（甘なつ）		優 — L	〃	1290
	いよかん		優 — L	〃	1300
	なし	二十世紀	秀 28 玉	〃	1310
		豊水	〃	〃	1320
		幸水	〃	〃	1330
	かき		秀 — M	〃	1340
	ぶどう	デラウェア	秀 — L	4 kg	1350
		巨峰	〃	〃	1360
		ピオーネ	秀 3 L	5 kg	1370
	もも		秀 18 ~ 20 玉	〃	1400
くり		秀 L	10kg	1410	
うめ		〃	〃	1420	
キウイフルーツ		〃	3.6kg	1430	
おうとう		秀 — L	2 kg	1440	
すもも		〃	5.6kg	1450	
しらぬい（デコボン）		〃	5 kg	1460	
パイナップル		〃	10kg	価 1480	
マンゴー		アーウィン種	2 kg	価 1485	

注：区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指数採用品目を示す。（以下、(3)まで同じ。）

類別	品 目 名		銘 柄 等 級	単 位	区分	コード		
工 芸 農 作 物	葉 た ば こ		中 葉 、 A タ イ プ	1 kg		1490		
	て ん さ い			1 t		1500		
	さ と う き び			〃		1510		
	茶	生 葉		せ ん 茶 用	10kg		1520	
		荒 茶		〃	〃		1530	
	こ ん に や く い も		生 い も	〃	〃		1540	
い	い 草		草 丈 120cm 、 上	〃		1550		
	畳 表		3 種 表 、 綿 糸	1 枚		1560		
花 き	切	き く		中 輪	100本	1580		
		ば ら		赤	50本		1590	
		カ ー ネ ー シ ョ ン			100本		1600	
		カ ス ミ ソ ウ			〃		1610	
		り ん ど う			〃		1620	
		チ ュ ー リ ッ プ			〃		1630	
		ゆ り			〃		1640	
	花	ト ル コ ギ キ ヨ ウ			〃		1650	
		ス タ ー チ ス			〃		1660	
		ガ ー ベ ラ			〃		1670	
		洋 ら ん			〃		1680	
	球 根	チ ュ ー リ ッ プ			1,000球		1690	
		ゆ り			100球		1700	
		グ ラ ジ オ ラ ス			1,000球		1710	
鉢 物	洋 ら ん			1 鉢		1720		
	シ ク ラ メ ン		5 ~ 6 号 鉢	〃		1730		
	プ リ ム ラ 類			〃		1740		
畜 産 物	鶏 卵		M 、 1 級	10kg		1750		
	生 乳		総 合 乳 価	〃		1760		
	肉 畜	肉 用 牛	去 勢 肥 育 和 牛 若 齢		生体10kg		1770	
			雌 肥 育 和 牛		〃		1780	
			乳 雄 肥 育 (ホ ル ス タ イ ン 種)		生 後 17 ~ 22 か 月	〃		1790
			乳 用 肥 育 (交 雑 種)		生 後 22 ~ 29 か 月	〃		1800
			乳 麩 牛			〃	価	1810
	肉 豚	肥 育 豚			〃	1820		
	肉 鶏	ブ ロ イ ラ ー			〃	1830		
	子 畜	乳 子 牛	ホ ル ス タ イ ン 純 粋 種 雌		生 後 6 か 月 程 度	1 頭	1850	
			ホ ル ス タ イ ン 種 雄		生 後 7 ~ 10 日	〃	1860	
			交 雑 種		〃	〃	1870	
			肥 育 用 乳 用 雄 (ホ ル ス タ イ ン 種)		生 後 6 ~ 7 か 月 程 度	〃	1880	
肥 育 用 乳 用 (交 雑 種)			生 後 8 か 月 程 度	〃	1890			
和 子 牛	雌		生 後 10 か 月 程 度	〃	1900			
	雄		〃	〃	1910			
子 豚			生 後 90 ~ 110 日	〃	1920			
成 畜	乳 用 成 牛	ホ ル ス タ イ ン 純 粋 種		〃		1930		
	肉 用 成 牛	繁 殖 用 雌 和 成 牛		〃		1940		
稲 わ ら				10kg		1980		

(3) 農業生産資材価格調査

類別	品 目 名		銘 柄 等 級	単 位	区 分	コ ー ド
種 苗 及 び 木	種 も み		水 稻	10kg		3010
	き ゆ う り 種 子		F 1	20ml		3020
	す い か 種 子			〃		3030
	メ ロ ン 種 子			100粒		3040
	結 球 は く さ い 種 子		F 1	20ml		3050
	キ ャ ベ ツ 種 子		〃	〃		3060
	ね ぎ 種 子			〃		3070
	た ま ね ぎ 種 子		黄 玉 系	〃		3080
	だ い こ ん 種 子			〃		3090
	に ん じ ん 種 子		毛 つ き を 除 く	〃		3100
	種 ば れ い し ょ			20kg		3130
	飼 料 用 と う も ろ こ し 種 子			1 kg		3140
	イ タ リ ア ン ラ イ グ ラ ス 種 子		国 内 育 成 種	〃	価	3150
	チ モ シ ー 種 子			〃	価	3160
	苗	水 稻 苗		育 苗 箱 も の	1 箱	
き ゆ う り 苗			1 本		3180	
な す 苗			〃		3190	
ト マ ト 苗			〃		3200	
メ ロ ン 苗			〃	価	3210	
温 州 み か ん 苗 木		2 年 生	〃		3220	
畜 産 用 動 物		初 生 び な	卵 用 鶏 (外 国 系)		1 羽	価
	肉 用 鶏 (専 用 種)			〃		3270
	中 び な	卵 用 鶏 (外 国 系)	40 ~ 60 日	〃	価	3280
		大 び な	卵 用 鶏	〃		3290
	子 豚	肉 用 (雑 種)	生 後 90 ~ 110 日	1 頭		3300
		繁 殖 用 雌 豚 (雑 種)	生 後 90 ~ 110 日	〃		3310
	乳 用 牛	ホルスタイン純粋種子牛	生 後 6 か 月 程 度	〃		3320
		ホルスタイン純粋種成牛		〃		3330
	肉 用 牛	繁 殖 用 和 牛 雌	生 後 10 か 月 程 度	〃		3340
		去 勢 和 牛 若 齢 肥 育 用	〃	〃		3350
		乳 用 雄 肥 育 子 牛 (ホ ル ス タ イ ン 種)	生 後 6 ~ 7 か 月 程 度	〃	価	3360
		乳 用 肥 育 子 牛 (交 雑 種)	生 後 8 か 月 程 度	〃		3370
		乳 用 雄 子 牛 (ホ ル ス タ イ ン 種)	生 後 7 ~ 10 日	〃	価	3380
肉 用 成 牛	乳 用 子 牛 (交 雑 種)	〃	〃		3390	
	繁 殖 用 和 牛 雌		〃		3400	
	肥 育 用 (経 産 牛)		〃	価	3410	
肥 料	無 機 質	硫 安	N 21 %	樹 脂 袋 20kg		3420
		石 灰 窒 素	N 21 % 、 粉 状 品	ビニール袋 20kg		3430
		尿 素	N 46 %	樹 脂 袋 20kg		3440
		過 り ん 酸 石 灰	可 溶 性 り ん 酸 17 % 以 上	〃		3450
		よ う 成 り ん 肥	可 溶 性 り ん 酸 20 %	〃		3460
		重 焼 り ん 肥	可 溶 性 り ん 酸 35 %	〃		3470

類別	品 目 名		銘柄等級	単 位	区分	コード	
肥料(続き)	無機質(続き)	複合肥料	高度化成(基本成分のみ)	N 15 % ・ P 15 % ・ K 15 %	樹脂袋20kg	価	3500
			高度化成	N 15 % ・ P 15 % ・ K 15 %	〃		3510
			普通化成	N 8 % ・ P 8 % ・ K 5 %	〃		3520
			配合肥料	N 8 % ・ P 8 % ・ K 5 %	〃		3530
			固形肥料	N 5 % ・ P 5 % ・ K 5 %	ビニール袋20kg		3540
			消 石 灰	アルカリ分 60 % 以上	〃		3550
			炭酸カルシウム	アルカリ分 53 ~ 60 % 未満	紙袋30kg		3560
			けい酸石灰	可溶性けい酸20%、アルカリ分35%内外	樹脂袋20kg		3570
			水酸化苦土	苦土 50 ~ 60 %	紙袋20kg		3580
	有機質		なたね油かす		〃		3590
		鶏ふん	乾燥鶏ふん	紙袋15kg		3600	
飼 料	大 麦		圧 ぺ ん 大 麦	皮 つ き 又 は 皮 む き	紙袋20kg		3610
			ば ん 砕 大 麦	〃	〃	価	3620
	ふ す ま		一 般 ふ す ま		紙袋30kg		3630
			へ い き ゅ ー ブ	ア メ リ カ 産	麻袋30kg		3650
			脱 脂 粉 乳	子 牛 用 人 工 乳	紙袋20kg		3660
			大 豆 油 か す		〃		3670
			ビ ー ル か す	水 分 80 %	1 t	価	3680
		ビートパルプ		外 国 産	麻袋50kg		3690
			国 産	ビニール袋60kg	価	3700	
			と う も ろ こ し	圧 ぺ ん	バラ 1 t		3710
配 合 飼 料	鶏		成 鶏 用	粗 た ん 白 質 15 ~ 19 %	〃		3730
			ブロイラー 後 期	5 週 齢 以 後 ・ 粗 た ん 白 質 15 ~ 19 %	〃		3740
	豚		ほ 乳 期 子 豚 育 成 用	生 後 2 か 月 以 内 ・ 粗 た ん 白 質 15 ~ 19 %	紙袋20kg	価	3750
			幼 齢 育 成 用	2 ~ 4 か 月 ・ 粗 た ん 白 質 15 ~ 19 %	バラ 1 t		3760
			若 齢 〃	4 ~ 8 か 月 ・ 粗 た ん 白 質 12.5 ~ 16.5 %	〃		3770
	乳 牛		幼 齢 育 成 用	3 ~ 6 か 月 ・ 粗 た ん 白 質 16 ~ 19 %	〃	価	3780
			若 齢 〃	6 ~ 18 か 月 ・ 粗 た ん 白 質 13 ~ 15 %	〃	価	3790
			飼 育 用	18 か 月 以 後 ・ 粗 た ん 白 質 15 ~ 18 %	〃		3800
		肉 牛	肥 育 用	6 か 月 以 後 ・ 粗 た ん 白 質 12 ~ 15 %	〃		3810
	農 業 薬 剤	殺 虫 剤		D - D 剤	D - D 92 %	20 L	
			M E P 乳 剤	M E P 50 %	500ml		3840
			アセフェート粒剤	アセフェート 5 %	1 kg		3851
			ホスチアゼート粒剤	ホスチアゼート 1.5%	2 kg		3852
			エマメクチン安息香酸塩乳剤	エマメクチン安息香酸塩 1 %	500ml		3853
			クロルピクリンくん蒸剤	クロルピクリン 80 %	20 L		3865
			クロルフェナピル水和剤	クロルフェナピル 10 %	500ml		3866
殺 菌 剤			T P N 水 和 剤	T P N 40 %	500ml		3880
			マンゼブ水和剤	マンゼブ 7 5 %	500 g		3900
			ダゾメット粉粒剤	ダゾメット 98 %	5 kg		3915
		チオフアネートメチル水和剤	チオフアネートメチル 70 %	500 g		3916	
		フルアジナム水和剤	フルアジナム 50 %	500 g		3917	
		アゾキシストロビン水和剤	アゾキシストロビン 20 %	250ml		3918	
殺 虫 殺 菌 剤		フィプロニル・フロヘナゾール粒剤	フィプロニル0.6%、フロヘナゾール24%	1 kg		3945	
		シノテフラン・フロヘナゾール粒剤	シノテフラン 2%、フロヘナゾール 24%	1 kg		3946	
		チアメトキサム・ヒロキロン粒剤	チアメトキサム 2%、ヒロキロン 12%	1 kg		3947	
		フィプロニル・オリサストロビン粒剤	フィプロニル0.6%、オリサストロビン7%	1 kg	価	3948	
		クロチアニシン・オリサストロビン粒剤	クロチアニシン1.5%、オリサストロビン7%	1 kg	価	3949	

類別	品目名		銘柄等級	単位	区分	コード		
(農業薬剤)	除草剤	グリホサートイソフ [®] ロピ [®] ルアミン塩液剤	グリホサートイソフ [®] ロピ [®] ルアミン塩 41%	500ml		3980		
		イマゾスルフロン・ピラクロニル・プロモブチド粒剤	イマゾスルフロン0.9%、ピラクロニル2%、プロモブチド [®] 9%	1 kg		3985		
		グルホシネート液剤	グルホシネート 18.5%	500ml		3996		
		ジクワット・パラコート液剤	ジクワット7%、パラコート5%	1 L		3997		
		グリホサートカリウム塩液剤	グリホサートカリウム塩 48%	500ml		3999		
諸材料	農業用ビニール		厚さ 0.1mm ・ 幅 1.35 m	100m		4000		
	農業用ポリエチレン		厚さ 0.05mm ・ 幅 1.80 m	〃		4010		
	袋掛用紙袋	防疫又は防虫用、二重袋ワックス付		1,000枚		4020		
	穀物用紙袋	30kg、3層角底紙バンド付		1枚		4030		
	梱包用樹脂製品	樹脂パック、いちご用 300 g 入		1,000枚		4060		
	野菜用段ボール	10kg 入り用		1箱		4080		
	果実用段ボール	10kg入り用(みかん用又はりんご用)		〃		4090		
	稲わら	乾燥稲わら		10kg		4100		
	ペーパーポット			1冊		4120		
光熱動力	ガソリン		「自動車ガソリン」(CPI採用品目)	1 L		4130		
	灯油		「灯油」(CPI採用品目)	18 L		4140		
	軽油		引取税込みのもの	〃		4150		
	重油		燃料用(A重油)	200 L		4160		
	モビール油		粘度 30 番内外	1 L		4170		
	農用電力		小口電力、低圧	1か月30kWh		4190		
	水道料		計量制、基本料込み	1か月40m ³		4200		
農機具	小農具	くわ		平くわ、柄つき	1丁	4210		
		かま		薄刃草刈りがま、23cm内外、柄つき	〃	4220		
		人力噴霧機		背負い式自動噴霧器	1台		4240	
		ホース		塩化ビニール製(補強糸入り)、内径15mm、外径20mm	1 m		4260	
	大農具	刈払機(草刈機)		肩かけ、エンジン付、1.5PS程度	1台		4280	
		動力田植機	4条植え	土付苗用(乗用型)	〃		4290	
			6条植え	〃	〃	価	4300	
		動力噴霧機		2.0 ~ 3.5PS(可搬型)	〃		4310	
		動力耕うん機		駆動けん引兼用型(5~7PS)	〃		4330	
		乗用型トラクタ	15PS内外		水冷型	〃		4340
			25PS内外		〃	〃		4345
			35PS内外		〃	〃		4350
			70PS内外		〃	〃	価	4360
		トレーラー	積載量500kg程度	定置式	〃		4370	
		自走式運搬車		クローラー式、歩行型、500kg	〃		4390	
		バインダー	2条刈り	〃	〃		4400	
		コンバイン	2条刈り	自脱型	〃		4410	
			4条刈り	〃	〃	価	4420	
		動力脱穀機		自走式、こき胴幅40~50cm	〃		4430	
		動力もみすり機		ロール型、全自動30型	〃		4440	
通風乾燥機	16石型	立型循環式	〃		4480			
	32石型	〃	〃	価	4490			
温風式暖房機		毎時75,000kcal、1,000 m ² 、重油焚き	〃		4530			
ロータリー		乗用トラクター20~30PS、作業幅150cm	〃		4540			
パーソナルコンピューター		「パソコン(デスクトップ型)」(CPI採用品目)	〃		4570			

類別	品目名		銘柄等級	単位	区分	コード	
同関 自動車 係料 金	軽四輪トラック		660cc、350kg 積み程度	1台		4580	
	四輪トラック		1.0 t 積み程度	〃		4590	
	ライトバン		1,500 c c 程度	〃		4600	
	自動車定期点検料		四輪トラック、6か月定期点検	1台分		4610	
建 築 資 材	角材		杉角材、正角10.5cm、長さ4m、1等	1本		4620	
	板材		杉板材、厚さ1.5cm、幅18cm、長さ4m程度、1等	3.3㎡		4630	
	合板		ラワン材、普通合板、182cm×91cm×2.5mm	1枚		4640	
	トタシ		平板 30 番 内 外	〃		4650	
	セメント		ポルトランドセメント、袋入り(25kg入り)	1袋		4680	
	アルミサッシ		90cm×180cm程度ガラス含む	1窓		4700	
	シヤッター		スチールシャッター、幅3m×高さ2.5m程度	1台		4710	
	硬質塩化ビニール管		口径20mm・長さ4m程度	1本		4720	
農 用 被 服	作業着(上下)		テترون65%程度、厚手のもの	1着		4740	
	軍手		純綿、白	1ダース		4750	
	地下たび		焼付底、大人用	1足		4760	
	ゴム長ぐつ		半長ぐつ、大人用	〃		4770	
	雨合羽		ビニール製、大人用	1枚		4780	
賃 借 料 及 び 料 金	水稲耕起・代かき料金	トラクタ使用		10a		4800	
	田植料金	田植機使用		〃		4810	
	稲刈料金	コンバイン使用		〃		4820	
	もみすり賃			60kg		4830	
	精白賃			〃		4840	
	共 同 施 設 料		稲	ライスセンター使用料	〃		4880
			麦	〃	〃		4890
			野菜	手選	100kg		4900
果実			機械選	〃		4910	

農業物価統計調査

審査・集計・検討事項一覧表

目 次

I	農業物価統計調査とは	
1	調査の重要性	1
2	調査の種類等	1
3	調査の方法	2
4	農産物生産者価格調査	2
5	農業生産資材価格調査	3
II	調査に当たっての留意事項	
1	農産物生産者価格調査	6
2	農業生産資材価格調査	6
III	調査票の準備	
1	法人番号、調査品目及び調査月の確認	7
2	調査票の準備	7
3	調査票の確認	7
IV	調査票の審査	
1	調査票の確認	15
2	報告価格の審査・検討	15
V	都道府県別結果表の審査等	
1	調査票の電子化、都道府県別の集計及び平均価格の作成	17
2	都道府県別平均価格の審査・検討	17
3	価格変動要因等整理表の作成	18
4	精算払いを把握する調査品目	18
5	その他	18
VI	調査に関するQ & A	
1	農産物生産者価格調査	19
2	農業生産資材価格調査	20
3	共通事項	22
	参考	25

I 農業物価統計調査とは

1 調査の重要性

農業物価統計調査は、農業経営に係るある農産物、農業生産資材の価格を把握し、その結果を総合して物価変動を測定する農業物価指数を作成することを目的として実施する調査です。

農業物価指数は、各種農業施策を円滑かつ的確に推進するための資料としてはもとより、農業情勢の把握のために各方面に幅広く利用されるとともに、この調査により得られる価格データは、畜産物等の補助金の算定に欠かせないものとなっています。

2 調査の種類等

農業物価統計調査には、農産物生産者価格調査及び農業生産資材価格調査があります。

調査の種類	調査の内容	調査の対象	調査の実施時期
農産物生産者価格調査	農業経営体が生産した農産物の販売価格(消費税を含む。)から、出荷経費(消費税を含む。)を控除した価格を調査します。	主に農協等の集出荷団体を調査対象としています。	農産物ごとに調査する月がそれぞれ決められていますので、調査品目ごとに決められた月のみ調査します(農産物は、それぞれ栽培・出荷時期が異なりますので、調査月は必ずしも一律ではありません。)
農業生産資材価格調査	農業経営体が農業経営に使用する主要な農業生産資材の小売価格又はサービス料金を調査します。(消費税を含む。)	主に小売店、農協等を調査対象としています。	1年を通じて、毎月調査します。ただし、季節調査品目(種苗及び苗木、賃借料及び料金)については、決められた月のみ調査します。

3 調査の方法

調査は、次に掲げるいずれかの方法によって行います。

- (1) 調査対象が他計調査を選択した場合
調査員が面接又は電話で調査事項を聞き取り、調査票に記入する方法
- (2) 調査対象が自計調査を選択した場合
 - ア 郵送又はFAXにより調査票を配布し、調査対象が記入した調査票を郵送又はFAXにより回収する方法
 - イ 調査員が調査対象を訪問し、調査票を配布し、調査対象が記入した調査票を直接回収する方法
 - ウ 調査対象が農業物価統計調査オンライン調査システム（政府統計共同利用システム）から取得した電子調査票を用いて回答を行い、記入済みの電子調査票を同システムに登録する方法
- (3) 農林水産省農業物価統計調査事務局（以下「事務局」という。）の創意工夫により設定する方法（農林水産省に提案し、承認された方法）
なお、調査対象から得た回答が概算払いの金額であり、その後の精算払いの金額を把握する必要がある場合にあつては、民間事業者又は調査員が調査対象に対し電話等により把握を行います。

4 農産物生産者価格調査

- (1) 調査品目
調査品目は、農業物価統計調査における民間競争入札実施要項（以下「仕様書」という。）別紙3のとおり定めています。これらの品目は、農業経営体が生産する農産物のうち、販売金額の多い品目及び行政施策上重要な品目（次期基準年次において販売金額が多くなると想定される品目を含む。）を選定したものです。
- (2) 調査銘柄（銘柄等級及び細部銘柄）
 - ア 銘柄等級
当該調査品目における代表性、価格調査の継続性等を十分考慮して、調査品目別に仕様書別紙3のとおり定めています。
 - イ 細部銘柄
次に掲げる事項に留意した上で、その管轄する地域の実情に即して定めています。
なお、各都道府県における細部銘柄は、農林水産省から貸与される（秘）調査対象一覧表のとおりです。

- (ア) 調査品目の価格変動をよく代表している銘柄であること
- (イ) 最も多く出回っている銘柄であること
- (ウ) 長期間継続して調査が可能な銘柄であること
- (エ) 価格の把握が可能な銘柄であること

(3) 調査単位

各調査品目の通常取引単位を十分考慮して、それぞれの調査単位は仕様書別紙3のとおり定めています。

(4) 調査の対象

調査品目別に調査市町村における当該調査品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、かつ、当該市町村の農産物価格を最も正確に調査しうる出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）を調査対象とし、また、都道府県内の当該調査品目の流通実態を反映した割合となるように調査対象を選定しています。

なお、調査対象は農林水産省から貸与される（秘）調査対象一覧表のとおりです。

(5) 調査月及び調査日

ア 調査品目別の調査月については、仕様書別紙2のとおり定めています。

イ 調査日については、以下のとおりとしていますが、特別な事情（調査日に調査品目の取扱いがない場合や調査日に市場が開催されない場合など）で調査が不可能又は調査日の価格が当該月の平均的な価格から著しくかい離している場合は、当該調査日に接近した日のうち、土曜日、日曜日、月曜日を除く日を調査日とします。

- (ア) 一般農産物生産者価格調査（野菜以外）

毎月15日

- (イ) 野菜生産者価格調査

毎月5日及び15日（月2回）

5 農業生産資材価格調査

(1) 調査品目

調査品目は、仕様書別紙3のとおり定めています。これらの品目は、農業経営体が購入する農業生産に必要な資材のうち、支出額の大きな品目及び行政施策上重要な品目等を選定したものです。

(2) 調査銘柄（銘柄等級及び細部銘柄）

ア 銘柄等級

当該調査品目における代表性、価格調査の継続性等を十分考慮して、調査品目別に仕様書別紙3のとおり定めています。

イ 細部銘柄

次に掲げる事項に留意した上で、その管轄する地域の実情に即して定めています。

なお、各都道府県における細部銘柄は、農林水産省から貸与される（秘）調査対象一覧表のとおりです。

- (ア) 調査品目の価格変動をよく代表している銘柄であること
- (イ) 最も多く出回っている銘柄であること
- (ウ) 長期間継続して調査が可能な銘柄であること
- (エ) 価格の把握が可能な銘柄であること

(3) 調査単位

各調査品目の通常取引単位を十分考慮して、それぞれの調査単位は仕様書別紙3のとおり定めています。

(4) 調査対象

都道府県別に所在する農業生産資材を販売する小売店等の中から、当該調査品目の取扱量が多いなど、価格形成に主導力をもち、当該地域の農業生産資材価格を最も正確に調査しうるものを調査対象とし、また、全国の当該調査品目の流通実態を反映した割合となるように調査対象を選定しています。

なお、調査対象は農林水産省から貸与される（秘）調査対象一覧表のとおりです。

(5) 調査月及び調査日

ア 調査品目別の調査月については、仕様書別紙2のとおり定めています。

なお、季節調査品目（種苗及び苗木、賃借料及び料金）については、当該品目の出回り期間としています。

イ 調査日については、毎月15日としますが、特別な事情（調査日に調査品目の取扱いがない場合や調査日に市場が開催されない場合など）で調査が不可能又は調査日の価格が当該月の平均的な価格から著しくかい離している場合は、当該調査日に接近した日のうち、土曜日、日曜日、月曜日を除

く日を調査日とします。

Ⅱ 調査に当たっての留意事項

1 農産物生産者価格調査

- 報告する価格は、実際の取引に基づき農業経営体が受け取る価格（消費税を含む。）です。価格の定義、報告する価格の計算方法等については、別添1を参照してください。
- 調査対象における実際の取引単位が、調査単位と異なる場合には、実際の単位の取引価格を用いて、これを調査単位に換算するようにしてください。
- 調査対象や調査品目について以下のような場合は、状況が分かった時点で速やかに農林水産省の担当者に連絡し、指示を受けてください。
 - ① 調査対象において、調査品目を取り扱わなくなった場合
 - ② 調査対象において、調査品目の市場・市場外区分の取り扱いがなくなった又は変更となった場合
 - ③ 休業、廃業又は店舗が閉鎖・移転した場合また、調査対象の担当者（面接又は電話の応対者）が変わった場合にも、分かった時点で速やかに農林水産省の担当者にその旨を連絡してください。

2 農業生産資材価格調査

- 報告する価格は、調査対象における実際の取引に基づき農業経営体などに販売した平常時の価格（消費税を含む。）で、一時的な安売り価格や値引き価格は調査対象としません。価格の定義、報告価格の計算方法等については、別添2を参照してください。
- 調査対象における実際の取引単位が、調査単位と異なる場合には、実際の単位の取引価格を用いて、これを調査単位に換算するようにしてください。
- 調査対象や調査品目について以下のような場合は、状況が分かった時点で速やかに農林水産省の担当者に連絡し、指示を受けてください。
 - ① 調査対象において、調査品目を取り扱わなくなった場合
 - ② 休業、廃業又は店舗が閉鎖・移転した場合
 - ③ 指定された調査品目がモデルチェンジされ、価格が大きく変わる場合
 - ④ 調査品目の製造メーカーや仕入先が変わった場合などまた、調査対象の担当者（面接又は電話の応対者）が変わった場合にも、分かった時点で速やかに農林水産省の担当者にその旨を連絡してください。

Ⅲ 調査票の準備

農業物価統計調査の調査票は、4種類あります。

調査の実施前に、調査対象が選択した調査方法別に以下により調査票の準備をしてください。

調査票の種類		調査方法
他計調査用	一般農産物・農業生産資材価格調査票 野菜価格調査票	調査員による面接又は電話による聞き取り
自計調査用	一般農産物・農業生産資材価格調査票 野菜価格調査票	郵送調査、オンライン調査、FAX調査

1 法人番号、調査品目及び調査月の確認

調査の開始前に、農林水産省から貸与される（秘）調査対象一覧表及び（秘）報告価格算出方法を基に、全ての調査対象に対して法人番号、調査品目及び調査月を確認してください。

2 調査票の準備

調査票には、調査の開始前に次の記入の仕方を参照し、必要な事項を記入してください。

オンライン調査の場合は、必要な事項を「調査対象者ID作成ツール」に入力してください。

3 調査票の確認

2により記入又は入力された事項について、次のとおり確認してください。

(1) 指標部に誤りがないか。

当該調査月となっているか。

必要に応じて（秘）調査対象一覧表を確認する。

【他計・オンライン調査用】

調査年	都道府県番号	指定先番号

【自計調査用】

調査年	調査月	都道府県番号	指定先番号

(2) 調査品目名等

- ① 当該調査対象の調査対象品目コードと品目名に誤りはないか。
また、当該調査品目の銘柄等級となっているか。
- ② 細部銘柄は、当該調査対象の指定した細部銘柄となっているか。
必要に応じて（秘）調査対象一覧表を確認する。
- ③ 調査単位に誤りはないか。
- ④ 当該調査品目の調査期間となっているか。
- ⑤ 市場・市場外等区分は、当該調査都道府県の指定した区分となっているか。

【他計・オンライン調査用】

品目コード	品目名	銘柄等級	細部銘柄	調査単位	調査期間	市場・市場外等区分

【自計調査用】

品目コード	品目名	銘柄等級	細部銘柄	調査単位	市場・市場外等区分

(3) 法人番号を転記しているか。

法人番号については、統計改革の基本方針（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）に基づき、公的統計の精度向上及び報告者の負担軽減を目的として、事業所・企業を対象とする全ての統計調査で把握することになりました。

このため、（秘）調査対象一覧表に法人番号が記載してある場合には、その番号を転記しているか確認してください。

農作物価格調査・農産物・農業生産資材価格調査の準備(他記調査用)



農作物価格調査
一般農産物・農業生産資材価格調査票

調査票は、次のとおりに入力する。この検査票は、以下のとおりに入力する。

調査票の記入方法
 1. 調査票の記入方法(※) (※) 農産物・農業生産資材価格調査票の記入方法(別添)を参照する。
 2. 調査票の記入方法(※) (※) 農産物・農業生産資材価格調査票の記入方法(別添)を参照する。
 3. 調査票の記入方法(※) (※) 農産物・農業生産資材価格調査票の記入方法(別添)を参照する。
 4. 調査票の記入方法(※) (※) 農産物・農業生産資材価格調査票の記入方法(別添)を参照する。

調査年、都道府県番号、指定先番号は、調査の開始前に必ず記入してください。

法人格を有している調査対象についてのみ、
 ① 法人番号が記入してあれば、その番号が正しいか確認してください。
 ② 空欄であれば、調査対象の法人番号を記入してください。

法人の代表者をお願いします
 (法人番号(12桁))

99999

99999

お問合せ先 農産物価格調査事務局
 電話番号 XXX-XXX-XXXX
 FAX番号 XXX-XXX-XXXX
 担当者名 農林 太郎

お問合せ先等は、必ず調査の開始前に記入してください。

調査年	都道府県番号	指定先番号	品目コード	品目名	銘柄等級	細部銘柄	調査単位	調査期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考	
1100				ばれいしょ	食用	メーカーイン	10kg	1~7月	市場													
1100				ばれいしょ	食用	男勝	10kg	1~7月	東京都													
1270				みかん普通風用	備一M		10kg	9~12月	その他													
3100				稈安			N2%	1~12月														

調査する品目の価格の出荷先別等の区分です。
 調査の開始前に必ず記入してください。
 なお、記載の出荷先別の品種(商品)の取扱いがなくなつた場合は、農林水産省の担当者に連絡してください。

品目コード、品目名、銘柄等級、細部銘柄、調査単位及び調査期間は、調査の開始前に必ず記入してください。
 なお、調査の際に細部銘柄に変更があった場合は、農林水産省の担当者に連絡してください。

IV 調査票の審査

1 調査票の確認

回収した調査票は、事務局が設定した方法により以下の事項について確認・整理してください。

- ① 当該調査月に入力する調査票が全てそろっているか。
- ② 報告価格は全て記入又は入力されているか。

2 報告価格の審査・検討

報告価格は、前月及び前年同月の価格データと十分比較し、以下の審査項目に添って審査・検討してください。また、必要に応じて調査対象に確認してください。審査・検討の結果、誤りがあった場合は調査票を修正してください。

① 報告価格が欠けていないか。

調査票の報告価格欄（緑枠）が空欄又は「0」となっている場合があります。このような場合には、調査対象に確認するとともに、「VI 調査に関するQ&A」を参考に報告価格を補完してください。

② 報告価格に誤りはないか

調査票の報告価格欄の数値の桁が間違って記入されている場合があります。前月及び前年同月の価格データと比較し、桁が間違っただけの疑いが生じた場合には、調査対象に数値の確認を行い、必要に応じて報告価格を修正してください。

③ 調査単位に誤りはないか。

調査対象における実際の取引単位が、調査単位と異なる場合がありますので、注意してください。

④ 消費税が含まれているか。

⑤ 一時的な安売り価格や値引き価格ではないか。

農業生産資材の場合、小売店等において在庫処分等を行う際に廉売価格となることがありますが、平常時の価格としてください。「VI 調査に関するQ&A」を参考にしてください。

⑥ 農産物（一般農産物、野菜）の場合、出荷に要する経費を控除しているか。

農産物生産者価格とは、農業経営体などの生産者が生産した農産物の販売価格から、出荷に要する経費を控除した価格のことをいいます。

出荷に要する経費については、別添3において調査品目ごとの平均的な目

安^{注)}を例示していますので参考にしてください。

注：ここで示す出荷に要する経費についてはあくまでも目安であり、調査対象によって控除する経費が異なるので、注意してください。

また、調査対象において、あらかじめ経費を控除した価格を報告している場合もあります。

⑦ 奨励補助金等が含まれるべき調査品目において、当該補助金等が加算されているか。

奨励補助金等が含まれるべき調査品目は、かんしょ（加工用）、さとうきび、生乳の3品目です。

なお、別添3において調査品目ごとの平均的な目安を示していますので参考にしてください。

⑧ 細部銘柄に変更はないか。

細部銘柄に変更があると、報告価格に大きな変動が生じます。

細部銘柄に変更があった場合は、「VI 調査に関するQ&A」に基づき、必要な処理を行ってください。

⑨ 新聞等の業界情報及び各地方卸売市場の価格の動向と合致しているか。

農産物（一般農産物、野菜）の場合は、天候に伴う生育や品質により市場価格等が変動することがあります。また、同一の品目であっても調査都道府県によって出荷の時期が異なります。

農業生産資材の場合は、国際相場や為替相場の影響により肥料や飼料等の価格が月によって変動することがあります。

このため、様々なバックデータを用いて検討してください。

なお、別添4において、報告価格の審査・検討に使用している主な資料を示していますので参考にしてください。

V 都道府県別結果表の審査等

次に示す事項は、毎月の結果の審査等についてのものですが、年間の結果についても同様に審査等を行ってください。

1 調査票の電子化、都道府県別の集計及び平均価格の作成

- (1) 審査が終了した調査票について、農林水産省から貸与される農業物価統計調査都道府県別集計プログラム（以下「都道府県別集計プログラム」という。）を用いて電子化します。

また、①及び②について確認し、誤りがある場合は調査票及び入力データを修正してください。

① 必要項目^注に入力ミスはないか。

注：調査種類、調査年、調査月、都道府県番号、指定先番号、品目コード、市場・市場外等区分及び報告価格

② 入力した必要項目について、桁ズレはないか。

- (2) (1)の電子化及び確認が終了後、都道府県別に集計・平均価格を作成してください。

2 都道府県別平均価格の審査・検討

農業物価統計調査の都道府県別結果表は、調査対象の報告価格の総和平均により算出しています。

審査・検討に際しては、都道府県別集計プログラム内の「前月・前年検討リスト」を参照してください。

また、検討の結果、誤りがあった場合は、上記1により調査票及び入力データを修正してください。

- (1) 調査品目ごとに前月及び前年同月価格データと十分比較する。

農産物（一般農産物、野菜）については前年同月比±20%以上、農業生産資材については前月比±5%以上の差があった場合には、必ず以下の審査項目に沿って検討し、必要に応じて調査対象に確認してください。

この場合、「前月・前年検討リスト」において「*」が表示されますので参考にしてください。

- (2) 新聞、経済連情報、市況情報、調査対象からの情報等により調査品目ごとの動向を把握し検討する。

検討した結果、次のような場合には、調査票の審査へ戻り、調査対象の報告価格を確認します。

① 平均価格がバックデータの動向と逆転している場合

例：バックデータでは前年同月比はプラスであるが、都道府県別平均価格の動向は前年同月比でマイナスとなっている。

② 平均価格はバックデータの動向と一致しているものの、価格の騰落率が大きい場合

例：バックデータでは前年同月比は+10%前後であるが、都道府県別平均価格の動向は前年同月比で+40%となっている。

3 価格変動要因等整理表の作成

上記2に基づき審査・検討を行った結果、価格の動向が妥当であれば、その動向を価格変動要因等整理表に記入します。

様式及び記入例については、仕様書別紙18を参照してください。

4 精算払いを把握する調査品目

例えば、JA等の集出荷業者に生産者が米を出荷した際には概算金（仮渡金）が支払われています。概算金は、全農県本部から提示された「JA概算金」を踏まえて、県内JAが決定しています（地域によって、異なる場合があります。）。

県内JAは、販売の見通しが立った時点で、販売見込額から経費・概算金を除いた金額を生産者に追加払い（精算払い）しています。

農業物価統計調査では、農業における投入・産出の物価変動を測定する必要があるため、毎月の調査時点で概算金（仮渡金）しか把握できない調査品目（平成30年調査では20品目）について、12月分の「都道府県別結果表」等を納入後、調査対象に対して1月から12月までの過去1年分の精算払いの実績を確認し、その確認した実績を「都道府県別確定価格結果表」に反映して納入してください。

5 その他

農林水産省への報告後に、農林水産省からの疑義照会等があった場合には、必要に応じて調査対象へ報告価格の確認を行い、確認結果について速やかに農林水産省に連絡してください。

なお、確認の結果、報告価格に修正が生じた場合は、改めて上記1及び2により調査票、入力データの修正及び審査・検討を行い、必要に応じて上記3により価格変動要因等整理表に追加してください。

VI 調査に関するQ & A

1 農産物生産者価格調査

Q 農産物生産者価格調査で調査する農産物生産者価格とは、どのような価格をいうのですか。

また、そのような価格を調べる理由は何ですか。

A 農産物生産者価格とは、農業経営体などの生産者が生産した農産物の販売価格（消費税を含む。）から出荷に要する経費を控除した価格のことをいいます。
また、経費を控除した価格を用いて物価指数を作成することにより、毎月変動する経費の変化や地域差などによって生じる変動要因を排除することができ、農業における産出に係る物価の純粋な変動を測定することができます。

Q 実際の販売価格や出荷に要する経費をなかなか教えてもらえません。その場合、どうしたらよいですか。

A 産地間の競争などの事情から、実際の販売価格や経費を教えてもらえない場合もあります。調査価格の信頼性を高めるため、調査対象に対し、農業物価統計調査の目的、調査結果の取扱い（秘密の保護）などを十分理解してもらい、正確な価格の回答が得られるよう信頼関係を作ることに留意し、調査を行ってください。

ただし、経費についてどうしても把握することができない場合には、農林水産省に連絡してください。

Q 季節調査品目で月初め又は月末には出回っているが月央の出回りがないため、調査日現在の調査が不可能な場合はどうしたらよいですか。

A このような場合、以下の価格を報告価格としてください。

- (1) 月末には出回りがある場合は、月末の平均的な価格
- (2) 月初めには出回りがある場合は、月初めの平均的な価格

また、(1)、(2)における平均的な価格とは、月初め又は月末で出回りがある期間の平均価格を想定しています。

農産物の出荷始期においては、通常の価格からかい離する価格となる場合が想定されることから、価格変動要因等整理表にその旨を記載してください。

なお、報告期日（調査日が属する月の末日）までに間に合わない場合は、農林水産省の担当者に連絡してください。

Q 報告価格が「赤字」となった場合は、どうすればよいですか。

A 農産物生産者価格については、短期間では赤字となることがあります。その場合、報告価格は調査した赤字価格（例：-50など）とし、価格変動要因等整理表にその旨を記載してください。

2 農業生産資材価格調査

Q 農業生産資材価格調査では、小売価格を調査することになっていますが、定価（標準小売価格）を調べるのですか。

A 例えば、大企業製品の場合、製造業者が小売販売価格まで指示しているケースがしばしば見られます。これはメーカー側の希望小売価格とも言えるもので、実際の店頭での小売価格は、企業間の販売競争や新製品の登場、又は季節的な廉売によって価格が上下するものです。

本調査ではこのような価格ではなく、各地域における需給関係や経済動向を反映した実際の店頭での消費税込みの小売価格（実勢価格）を調査します。

Q 実勢価格はなかなか教えてもらえませんが、どうすればよいですか。

A 税金や同業者間の競争などの事情から、実際の販売価格を教えてもらえない傾向が見られます。調査価格の信頼性を高めるため、調査対象に対し、農業物価統計調査の目的、調査結果の取扱い（秘密の保護）などを十分理解してもらい、正確な価格の回答が得られるよう信頼関係を作ることに留意し、調査を行ってください。

Q 農業生産資材価格調査では、平常時の小売価格を調査することになっていますが、一部の小売店では、調査日に赤札などを付け、廉売品と称して常時売っている場合もあります。異常価格として調査から除くものと、平常時の価格として調査すべき廉売価格との区別はどうするのですか。

A 月に数回、週に1回等と決めて、特売日やサービスセールとして平常より安く売られている場合、又は残品投売りの場合などにおける一時的な廉売価格は、調査しません。

ただし、廉売が調査日を含めて8日以上続いている場合は、その価格を調査し、7日未満の場合は、通常価格を調査してください。

Q 農機具や自動車について、販売価格はそのままにして、付属品をサービスしたり、旅行に招待する場合があります。このような場合は、値引きとして取り扱うのですか。

A 農機具や自動車の値引きの形態には、単に価格そのものを下げることがありますが、質問のような形態もあります。

本調査の目的は、商品自体が持つ経済価値に対する市場価格の変動を把握することなので、販売の際にサービスされる付属品がある場合には原則としてその評価額を控除した本体のみの価格を把握してください。

この取扱いは、「旅行への招待」などについても同様としますが、売買契約の中で明確に約束されている場合に限定し、抽選などの結果による場合は控除の対象としないでください。

なお、農機具、自動車の購入の際にサービスされる標準的な工具は、本体価格に含めてください。

Q 農機具や自動車などはモデルチェンジや新製品の発売が行われますが、調査銘柄の変更としてはどのように取り扱うのですか。

A モデルチェンジ等の例を見ると、単に外観の変更のみにとどまっているものから、性能の変化が伴っているものまで多様であることから、次のとおり取扱ってください。

(1) モデルチェンジの内容が、単に外型を美しくするとか、わずかな変更を行った程度で、ほとんど効用が変わらないと判断される場合は、新旧の商品は同じ調査銘柄とみなし価格の騰落として取扱います。

(2) 新製品の内容が、おおむね旧調査銘柄の範囲内（価格水準を含む。）にあり、かつ調査対象の製品に旧モデルの代替製品がない場合は、(1)と同様に取扱います。

(3) モデルチェンジ又は新製品の内容が(1)又は(2)を超えるものであり、新旧製品の価格に大きな差がみられる場合は、調査最終月まで接続価格を報告価格とし、調査開始月に銘柄変更処理を行います。

（3 共通事項 参照）

Q 調査対象において時々しか販売されないため、たまたま調査不能となった場合には、当月価格は報告しなくてもよいですか。

A 調査日にたまたま調査銘柄に指定した商品がない場合には、当月の他の日の価格を調査してください。

なお、上記により価格を調査できない場合には、調査日に仮に注文があった

として、その場合の販売予定価格を調査してください。

Q 調査対象において調査品目の仕入先を変更したために価格変動が生じた場合、どのように取扱えばよいですか。

A 同一の調査対象において、調査銘柄が同一の場合には、仕入価格の変動と考え、価格の騰落として取扱います。

なお、価格の騰落が著しい場合には、価格変動要因等整理表にその旨を記載してください。

3 共通事項

Q 以下の場合はどうするのですか。

- (1) 年途中で調査対象が休業又は廃業及び調査品目の取扱いを中止した場合
- (2) 年途中で細部銘柄の出回りがなくなったり、市場での中心的地位を失った場合

A (1)又は(2)が判明した時点で速やかに農林水産省の担当者に連絡し、指示を受けてください。農林水産省では、可能な限り代替の調査対象、調査銘柄の選定を行いますが、調査開始月以外の時期に代替選定が行われた場合は、調査最終月まで以下の方法を用い、接続価格を報告価格としてください。また、価格変動要因等整理表にその旨を記載してください。

【接続価格の算定方法】

- ① 新しい調査対象又は調査銘柄の前月及び当月の価格を把握する。
- ② これまでの調査銘柄の前月価格に、①で把握した価格の騰落率を乗じる。

例 調査県Eにおいて、調査品目A（調査期間：1月～12月）の調査銘柄aの取扱いがなくなったため4月（年途中）から新しい調査銘柄dを選定した場合

- ① 新しい調査銘柄dの3月及び4月の価格を把握する。

3月価格・・・2,500円

4月価格・・・2,500円

- ② これまでの調査銘柄aの3月価格に、①で把握した価格の騰落率を乗じる。

調査銘柄aの3月価格・・・1,000円

調査銘柄dの価格の騰落率・・・2,500円（4月価格）／2,500円（3月価格）

接続価格 = 1,000円 × 2,500円 / 2,500円 = 1,000円

調査開始月に代替選定又は調査銘柄の変更が行われた場合は、銘柄変更の処理を行う必要があるため、以下の事項を整理し、価格変動要因等整理表に記載してください。

- ③ そ及月（直近の調査最終月）に本省へ報告した都道府県平均価格
- ④ 新しい調査対象又は調査銘柄のそ及月の価格を把握し、その価格を含めたそ及月の都道府県平均価格

例 調査県Eにおいて、調査品目A(調査期間:1月~12月)の調査対象Hが調査銘柄aの取扱いを中止したため、1月(調査開始月)から新しい調査銘柄dを選定した場合
(調査県Eでは、調査品目Aを調査対象F、G、Hで調査しており、調査対象F、Gでは変更がないものとする。)

- ③ そ及月（直近の調査最終月）に本省へ報告したE県の平均価格
そ及月（前年12月）の農林水産省への報告価格・・・1,400円

(内訳) 前年12月の調査対象別価格

調査対象 F	1,500円
調査対象 G	1,700円
調査対象 H	1,000円

- ④ 新しい調査銘柄dのそ及月(直近の調査最終月)の価格を把握し、その価格を含めたそ及月のE県平均価格
そ及月（前年12月価格）のE県平均価格・・・1,900円

(内訳) 新しい銘柄dを含んだ前年12月の調査対象別価格

調査対象 F	1,500円
調査対象 G	1,700円
調査対象 H	2,500円

変更がないので、そ及月（前年12月）の価格そのまま

←新しい調査銘柄dのそ及月（前年12月）の価格

【参考】銘柄変更処理について

物価指数は、同一対象、同一時点、同一調査銘柄について、その価格を時系列的にとらえ、基準年の物価に対しての価格変動を表すものであり、比較時価格（全国月平均価格）を基準時価格で除して算出します。

調査対象や調査銘柄を変更した場合、本来の物価騰落要因とは異なる理由で比較時の価格水準が変動することとなり、実態を的確に反映した物価指数が算出されません。このような変更に伴う価格差を指数に影響させないため、物価指数の算出の仕組みから、基準時価格を変更することにより連続性を保つ処理を行っています。また、この銘柄変更の処理は調査開始月に行います。

Q 調査対象において調査月に取扱いがない場合は、価格欠（報告価格をゼロ）としてもよいですか。

A このような場合、以下の価格を報告価格としてください。

また、価格変動要因等整理表にその旨を記載してください。

- (1) 農産物（一般農産物、野菜）の場合、保合価格(前年同月価格。ただし、畜産物は前月価格)
- (2) 農業生産資材の場合、保合価格(前月価格)又は注文があった場合の販売予定価格

【参考】

①調査品目Hで、5月に調査対象Aで取扱いがなくなり、価格が欠となった場合（調査対象A以外は価格変動なし）

4月		5月 (調査対象A・価格欠)		5月 (調査対象A・ 保合価格にした場合)	
調査対象A	1,000円	調査対象A	(欠)	調査対象A	1,000円
調査対象B	2,000円	調査対象B	2,000円	調査対象B	2,000円
調査対象C	1,500円	調査対象C	1,500円	調査対象C	1,500円
調査対象D	3,000円	調査対象D	3,000円	調査対象D	3,000円
調査対象E	4,000円	調査対象E	4,000円	調査対象E	4,000円
調査対象F	4,000円	調査対象F	4,000円	調査対象F	4,000円
調査対象G	2,000円	調査対象G	2,000円	調査対象G	2,000円
平均価格	2,500円	平均価格	2,750円	平均価格	2,500円

基準時価格	2,500円	基準時価格	2,500円	基準時価格	2,500円
物価指数	100.0	物価指数	110.0	物価指数	100.0

※ 5月に調査対象Aの価格が欠となったために、品目Hの平均価格及び物価指数について、調査対象A以外の価格に変動がないのに、5月については4月から変動(上昇)してしまう。

②調査品目Sで、調査対象Cにおいて4月末に取扱いがなくなり、5月から調査対象Dに変更した場合

4月		5月 (新調査対象Dの価格をそ のまま報告した場合)		5月 (接続価格で報告した場合)	
調査対象A	2,000円	調査対象A	2,000円	調査対象A	2,000円
調査対象B	2,500円	調査対象B	2,500円	調査対象B	2,500円
調査対象C	3,000円			接続価格	3,300円
		調査対象D	4,400円		
平均価格	2,500円	平均価格	2,967円	平均価格	2,600円

基準時価格	2,500円	基準時価格	2,500円	基準時価格	2,500円
物価指数	100.0	物価指数	118.7	物価指数	104.0

※ 5月から調査対象を変更し、品目Sの平均価格及び物価指数を算出すると、調査対象の変更という要因で、4月からA変動(上昇)してしまう。

※ 接続価格の算出方法

$$\text{調査対象Cの4月価格(3,000円)} \times \text{調査対象Dの5月価格(4,400円)} \div \text{4月価格(4,000円)} \\ = 3,300\text{円}$$

参考

- 別添 1 報告価格の算出方法（農産物生産者価格調査）
- 別添 2 報告価格の算出方法（農業生産資材価格調査）
- 別添 3 農業物価統計調査 控除経費等の目安
- 別添 4 農産物価格調査品目のうち価格に奨励補助金等を含む品目一覧
- 別添 5 審査・検討に使用している資料等

報告価格の算出方法（農産物生産者価格調査）

○ 販売価格等（消費税込み）と経費について、価格の定義に示したとおりに計算し価格を算出してください。
 なお、販売価格等の単位が調査単位と異なる場合には、適宜、調査単位への換算を行ってください。

類・品目	価格の定義	代表的な調査対象	販売価格等（消費税込み）	経費	備考
米	販売価格から諸経費を 控除した価格	○ 全農県本部	○ 自県産の米の入札価格（全国米穀 取引・価格形成センターの入札結果） 又は相対取引価格 ○ 農業経営体からの買取価格	農協等手数料、運送料、紙 袋代、包装・荷造り費、精米 代	
		○ 農業協同組合 ○ 集出荷業者			
麦	販売価格から諸経費を 控除した価格	○ 全農県本部	○ 入札価格又は農業経営体からの買 取価格	農協等手数料、運送料、紙 袋代	
		○ 農業協同組合 ○ 集出荷業者	○ 農業経営体からの買取価格		
雑穀（そば）	販売価格から諸経費を 控除した価格	同上	○ 販売価格又は農業経営体からの買 取価格	農協等手数料、運送料、諸 材料費	
		○ 全農県本部	○ 入札価格又は農業経営体からの買 取価格		
大豆	販売価格から諸経費を 控除した価格	○ 農業協同組合 ○ 集出荷業者	○ 農業経営体からの買取価格	農協等手数料、運送料	
		同上	○ 販売価格又は農業経営体からの買 取価格		
その他	販売価格から諸経費を 控除した価格	同上	○ 販売価格又は農業経営体からの買 取価格	農協等手数料、運送料、箱 代、諸材料費	
		○ 農業協同組合 ○ 全農県本部	○ 奨励補助金等（加工用）		
いも	販売価格から諸経費を 控除した価格 なお、加工用は奨励補 助金等を加算した価格	○ 農業協同組合 ○ 集出荷業者 ○ 全農県本部	○ 販売価格又は農業経営体からの買 取価格	市場手数料、農協等手数料 料、運送料、箱代、諸材料 費、包装・荷造り費、選果料	
果実	販売価格から諸経費を 控除した価格	○ 農業協同組合 ○ 集出荷業者 ○ 卸売市場	○ 販売価格又は農業経営体からの買 取価格 ○ 市場価格（卸売市場）		

類・品目	価格の定義	代表的な調査対象	販売価格等(消費税込み)	経費	備考
工業農作物	葉たばこ	JT買入価格	○日本たばこ産業		農林水産省において、JTから入手した資料をもとに算出(実査不要)
	てんささいび さとうきび	販売価格から諸経費を 控除した価格に奨励補 助金を加算した価格	○農業協同組合 ○製糖会社	○販売価格 ○奨励補助金等	
茶	茶	販売価格から諸経費を 控除した価格	○農業協同組合 ○出荷組合	○販売価格	農協等手数料、運送料
	こんにやくいも い	同上	同上	同上	農協等手数料、運送料、箱 代、諸材料費
花	き	同上	○農業協同組合 ○出荷組合 ○卸売市場	○販売価格 ○市場価格(卸売市場)	農協等手数料、運送料、箱 代、諸材料費、包装・荷造り 費、選果料、市場手数料
	鶏卵	同上	○全農本部 ○農業協同組合	○販売価格	農協等手数料、運送料、箱 代、諸材料費
畜産物	乳	販売価格から諸経費を 控除した価格に奨励補 助金を加算した価格	同上	同上	農協等手数料、集送乳経 費、取引検査料
	肉	販売価格から諸経費を 控除した価格	○農業協同組合 ○出荷組合	○販売価格又は市場価格(枝肉価 格)	農協等手数料、取引検査 料、市場手数料
子成	畜	同上	○全農本部 ○農業協同組合 ○畜産市場	○販売価格 ○市場価格(畜産市場)	農協等手数料、取引検査 料、市場手数料
	成	同上	同上	同上	農協等手数料、取引検査 料、市場手数料
稲	わ	同上	同上	同上	農協等手数料、運送料、諸 材料費
	ら	同上	同上	同上	農協等手数料、運送料、諸 材料費
野菜	販売価格から諸経費を 控除した価格(5日及び 15日の価格)	○農業協同組合 ○集出荷業者 ○卸売市場	○販売価格又は市場価格(2日間の 価格)	市場手数料、農協等手数 料、運送料、箱代、諸材料 費、包装・荷造り費、選果料	当月の価格の把握が困難 な場合には、前月価格(保 合価格)を使用

(注) 調査品目の取扱いがなくなった場合には、農林水産省の担当者に速やかに連絡してください。

報告価格の算出方法（農業生産資材価格調査）

- 販売価格（消費税込み）とは、実勢価格＝実際に販売している価格です。
 なお、販売価格の単位が調査単位と異なる場合には、適宜、調査単位への換算を行ってください。

類・品目	価格の定義	代表的な調査対象	販売価格（消費税込み）	備考
種苗及び苗木	調査日現在の実勢価格	○農業協同組合 ○小売店	○販売価格	調査月に在庫がない場合には、注文があった場合の販売予定価格を調査
畜産用動物	同上	○農業協同組合 ○畜産市場	○販売価格 ○市場価格	調査月に取引がない場合には、前月価格（保合価格）を使用
肥料	同上	○農業協同組合 ○小売店	○販売価格	在庫がない場合には、注文があった場合の販売予定価格を調査
飼料	同上	同上	同上	同上
農業薬剤	同上	同上	同上	同上
諸器材	同上	同上	同上	同上
光熱動力	下記以外	○小売店	○販売価格	同上 なお、ガソリン、灯油及び農用電力は農林水産省において把握（実査不要）
	水道料	○市町村（水道課、水道局等）	○1か月の水道料金	
農機具	調査日現在の実勢価格	○農業協同組合 ○小売店	○販売価格	在庫がない場合には、注文があった場合の販売予定価格を調査 なお、パーソナルコンピューターは農林水産省において把握（実査不要）
自動車・同関係料金	同上	○小売店	同上	同上
建築資材	同上	同上	同上	同上
農用被服	同上	同上	同上	同上
賃借及び料	調査月の利用料金	○農業協同組合 ○生産組織 ○農業委員会	○利用料金	

（注）調査品目の取扱いがなくなった場合には、農林水産省の担当者に速やかに連絡してください。

農業物価統計調査 控除経費等の目安

単位：円、%

調査品目名	単位	控除する経費等											備考	
		箱代	袋代	荷造り費	運送費	共同選果	乾燥調整	施設利用料	予冷費	飼育費	農協手数料	市場手数料		
うるち玄米	60 kg	132	181	208	774	774	774	5	228		1,166	210		
もち玄米	"		118								1,219			
うるち白米	10 kg		64		167						20.0%			
もち白米	"		101		167						20.0%			
小麦	60 kg					759	22	12			406			
裸麦	"													
六条大麦	50 kg				400		450				599			
ビール麦	"													
大豆	60 kg		126		648		248				748			
小豆	"		98								2.5~4%			
らっかせい	"													
いんげんまめ	"			303							3.5%			
かんしょ食用	10 kg	61	83	96	51						2~25%	4~10%		
かんしょ加工用	"										1~5%	4~10%		
ばれいしょ食用	"	82	72		86	115								
ばれいしょ加工用	1 t					8,100								
ばれいしょ種子用	20 kg													
りんご	10 kg	162		170	151	138	120	71			3.5~6%	7~9.5%		
みかん	"	90		186	128	175	19				0.7~8.4%	4.8~15.4%		
なつみかん(甘なつ)	"	61		227	215	64	25				1.5~8.6%	7~15.7%		
いよかん	"	104		100	264	500					2.2~8.6%	3.5~14.7%		
なし	"	213	4	61	149	131	112				0.8~12%	7~15%		
かき	"	114	141	155	116	206	15				1~10.6%	7~9%		
ぶどう(デラウェア・巨峰)	4 kg	152	112	75	52	44	20	8			2~15%	3~10%		
ぶどう(ピオーネ)	5 kg	94	107		83	56	36				2~9.6%	7~10%		
もも	5 kg	131	12	71	92	79	32	29			1.3~5.7%	4.7~15%		
くり	10 kg	162	56	10	107						2.5~11%	6.1~10%		
うめ	10 kg	96	9	11	125	153	21				0.75~5.3%	4.2~10%		

単位：円、%

調査品目名	単位	控除する経費等											備考
		箱代	袋代	荷造り費	運送費	共同選果	乾燥調整	施設利用料	予冷費	飼育費	農協手数料	市場手数料	
クワイフルーツ	3.6 kg	162	227	70	75	41		4			0.88~4.1%	3.7~10%	
おうとう	2 kg	251			86	16					0.9, 5.3%	7%	
すもも	5.6 kg	156	44	15	178	98		81	6		1~5.8%	5.3~7%	
しらぬい(デコボン)	5 kg	98		25	186	85					2.5, 8.6%	7.0, 12.8%	
パインアップル	10 kg												
てんさい	1 t										5.1%	3.2%	
さとうきび	"												
生葉	10 kg			525	9		22	128			0.5~4.5%	9.0%	
荒茶	"		59	85	42						0.8~5.3%	1.6~10%	
こんにやくいも	"	99			23						2.5, 0.6%		
い草	"												
薑菘	1 枚										い葉むら-2.5%	い販連1.5%	
きく(切花)	100本	189	4	237	350	129		30	30		1.5~10%	5~10%	
ぼら(切花)	50 本	151		185	173	50		30	60		1.8~10%	5~10%	
カーネーション(切花)	100本	141	24	352	250	131		17	27		0.5~10%	5~10%	
カスミノウ(切花)	"	441		420	647	69			123		1.5~10%	9.3~11.4%	
りんどう(切花)	"	160		4	309	253			38		1.5~3%	10.0%	
チューリップ(切花)	"	123		140	138						1.0, 6.0%	10.0%	
ゆり(切花)	"	541		421	669	492		10			1~3.6%	9~10%	
トルコキョウ(切花)	"	328	33	60	581	326		29			1~13.9%	7~10%	
スターチス(切花)	"	347		30	398	50			60		1.5~4.5%	9.5~10%	
カーベラ(切花)	"	129		20	137				32		1.5~3.2%	9.8, 10.0%	
洋らん(切花)	"	1008		53	634						0.7~5.5%	5~10%	
チューリップ(球根)	1000球												
ゆり(球根)	100球			850							3.5%		
グラジオラス(球根)	1000球												
洋らん(鉢物)	1 鉢	366	8	50	295						1.5%	9.5~10%	
シクラメン(鉢物)	"	100		63	102						1.5~10%	8.5~35%	
プリムラ類(鉢物)	"	116		3	16							10~25%	

単位：円、%

調査品目名	単位	控除する経費等											備考			
		箱代	袋代	荷造り費	運送費	共同選果	乾燥調整	施設利用料	予冷費	飼育費	農協手数料	市場手数料				
鶏卵	10 kg	96		93	76			120					1.5~12.5%	0.25~10%		
生乳	10 kg			48	52								0.2~15%	1~10.2%		
去勢肥育和牛若齢(肉畜)	生体 10kg				2,325			2,640					1~4.6%	1~5%		
めす肥育和牛(肉畜)	"				1,208			2,954					0.5~5.1%	0.5~6.1%		
乳おす肥育(肉好仔種)(肉畜)	"				4,625								1~2.5%	0.5~3.5%		
乳用肥育(交雑種)(肉畜)	"				2,913			174					1~7.8%	0.5~5.2%		
乳産牛(肉畜)	"				1,281								1.8%	0.5~1%		
肥育豚	"				411								0.5~3.5%	0.5~3%		
ブロイラー	"				72								1.3%	10.0%		
ホルスタイン純粋種めす(子牛)	1頭				2,041								0.9~9.1%	0.5~2%		
ホルスタイン種おす(子牛)	"				1,190								1.7~6%	0.5~2%		
交雑種(子牛)	"				1,696								1.8%	0.5~2%		
肥育用乳おす(和仔仔種)(子牛)	"				2,780								0.9~1.3%	1.8~2%		
肥育用乳用(交雑種)(子牛)	"				2,500								0.9~1%	0.5~2%		
和子牛めす(子牛)	"			315	3,409			3,000		1,050			0.5~1.7%	2~5%		
和子牛おす(子牛)	"			315	3,457			3,000		1,050			0.5~2%	2~5%		
子豚	"				5,000			2,053					0.6~2.5%	1.5~3%		
ホルスタイン純粋種(成牛)	"			700	3,867								1~1.8%	1.5%		
繁殖用めす和成牛(成牛)	"			525	4,452								0.5~3.5%	2~2.8%		
稲わら	10 kg												5.0%			
そば	45 kg				80			119					3.0%			
きゅうり	5 kg	53	6	31	51	91		21	30				0.4~13.5%	1~9.3%		
なす	"	67	9	61	55	56		5					0.1~15%	1~11.5%		
トマト	4 kg	72	10	39	49	69		35	12				0.1~6.6%	1~13.3%		
かぼちゃ	10 kg	84		5	114	122							0.7~17%	1~9%		
すいか	"	110		94	142	177							0.4~25%	1.5~9.3%		
いちご	1 kg	66	19	14	20	14			1				0.5~15%	1~11.1%		
ピーマン	10 kg	107		600	178	138		35					1~17%	1~9.5%		
メロン	"	109		37	146	71		100					2~18%	7~15%		
スイートコーン	"	93		143	128	13		25	45				0.8~4.3%	1.5~12.5%		
オクラ	100g	69	25										25~35%	7.7%		

単位：円、%

調査品目名	単位	控除する経費等											備考	
		箱代	袋代	荷造り費	運送費	共同選果	乾燥調整	施設利用料	予冷費	飼育費	農協手数料	市場手数料		
はくさい	10 kg	95	27	168	98	17		3	33		0.6~15%	1~11.5%		
キャベツ	"	95		49	79	30		17	42		0.7~15%	1~9.5%		
レタス	"	112	84	124	127	17		51	44		1~22%	7.5~11.2%		
ほうれんそう	"	156	100	106	123	308		33	78		1~15%	1~9.3%		
白ねぎ	5 kg	85		39	78				12		0.5~11.5%	8~10%		
青ねぎ	"	77	25	74	133	25		50			1.8~15%	1~9.5%		
たまねぎ	10 kg	66	19	242	128	111		12			1~5.8%	4.3~10%		
にら	4 kg	107	6	314	110	4			29		0.8~4.2%	8~9.3%		
しゅんぎく	"	81	21	52	53				21		1.3~7%	1.1~9.3%		
にんにく	10 kg	76	42	262	150				415		12.5%			
ブロッコリー	"	116		112	127				50		1.5~9.7%	1~10%		
アスパラガス	"	179	137	172	359	507		185	107		2~12.5%	5.3~8.5%		
みつば	1 kg	74		84	117						2~3.5%	1~8.5%		
こまつな	"	37		45	24						0.1~4%	8~8.5%		
チンゲンサイ	2 kg	59	26	62	56				19		0.3~6.5%	1~10%		
みずな	200g	8	4	5	5	2			17		1~3.4%	8.5~11.5%		
たけのこ	1 kg	20	6	18	18						3.0~3.5%	8.5%		
おおぼ	100g	120			125							8.5%		
だいこん	10 kg	102	63	32	99	136		1	23		0.5~12%	1~9.3%		
にんじん	"	76	6	37	119	98		30	25		1~13.3%	1~9.8%		
ごぼう	"	104	22	13	134	121			41		2~12.3%	1~9.3%		
さといも	"	76	98	51	70						2~4%	1~9%		
かぶ	"	97	6	116	94			30			1.1~12.5%	1~9%		
やまのいも	"	109		37	122	285		381	56		1~12.8%	1~8.7%		
れんこん	"	240		6	101						0.5~5%	4.3~13%		
しょうが	"	106			135			84			3.0%	6.5~9%		
さやえんどう	"	281	26	1,156	354	850		15	130		1~4%	8.5~11.5%		
さやいんげん	"	170		440	206	41		10	114		1~4.2%	6.5~13.5%		
えだまめ	"	192	293	130	139	45			71		1~4.6%	1~8.5%		

農産物価格調査品目のうち価格に奨励補助金等を含む品目一覧

コード	調査品目名	奨励補助金等の名称	概要				参考 (平成29年 全国年平均価格)
			指定地域	品種	数量	要件	
1180	かんしよ (加工用) 円/トン	でん粉原料用いも交付金	宮崎県及び 鹿児島県の 区域	アリアケイモ カネモカン コナホモレ こなみずき サツマアチ サツマアチ シロサツマ シロユタカ ダイチノコメ ハイスターチ ミナミユタカ その他の品種	26,000 23,410	品質のよいものを安定的に生産する体制の確立を図るため、地域において安定的な生産を担う者に対し、諸外国との生産条件の格差を是正するために支払われる交付金	418円/10kg (加工用)
1510	さとうきび 円/トン	甘味資源作物交付金	品質区分(精度) 13.1度以下(0.1度ごと) 13.1～14.3度 14.3度以上(0.1度ごと)	△ 100 16,420 +100	かんしよと同様	22,190円/1t	
1760	生乳 円/kg	加工原料乳生産者補給金	脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向け生乳 生産者補給金 1kgあたり8.31円 集送乳調整金 1kgあたり2.49円	脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向け生乳 生産者補給金 1kgあたり8.31円 集送乳調整金 1kgあたり2.49円	・農畜産業振興機構から複数県を一つの地域としている指定生乳生産者団体を通じて生産者に交付 ・加工原料乳(脱脂粉乳・バター等)向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳)を 対象に、対象事業者に対し、供給量に応じて交付	1,024円/10kg	

審査・検討に使用している資料等

調査区分	資料名等	入手方法
<p>一般農産物</p>	<p>日本農業新聞 各地方紙 農業共済新聞 全国農業新聞 日本経済新聞 東京都中央卸売市場「市場統計情報(月報)」 各地方卸売市場(青果物・花き)の市場情報 各食肉センター及び食肉市場の市場情報 「米穀の取引に関する報告」、米の相対取引価格(速報) 「麦の需給に関する見通し」 「民間流通麦の入札における落札状況」 大豆入札取引の結果 鶏卵相場表 畜産日報 「畜産物の市況週報」、「肉用子牛取引情報」 子豚・種豚市場情報 食肉市況速報 畜産情報 ホクレン家畜市場成績 (株)静岡茶市場価格情報等 市況概況 財務省「貿易統計」</p>	<p>インターネット(東京都中央卸売市場HP) インターネット(各地方卸売市場HP) インターネット(各食肉センター及び食肉市場HP) インターネット(農林水産省HP) インターネット(農林水産省HP) インターネット(一般社団法人 全国米麦改良協会HP) インターネット(公益財団法人 日本特産農産物協会HP) インターネット(一般社団法人 日本養鶏協会HP、JA全農たまたご株式会社HP) インターネット(食品産業新聞社HP) インターネット(独立行政法人 農畜産業振興機構HP) インターネット(一般社団法人 日本養豚協会HP) インターネット(公益社団法人 日本食肉市場卸売協会HP) インターネット(全国酪農業協同組合連合会HP) インターネット(ホクレン家畜市場HP) インターネット((株)静岡茶市場HP) インターネット((株)フラワーオーケシヨンジヤパンHP) インターネット(財務省HP)</p>

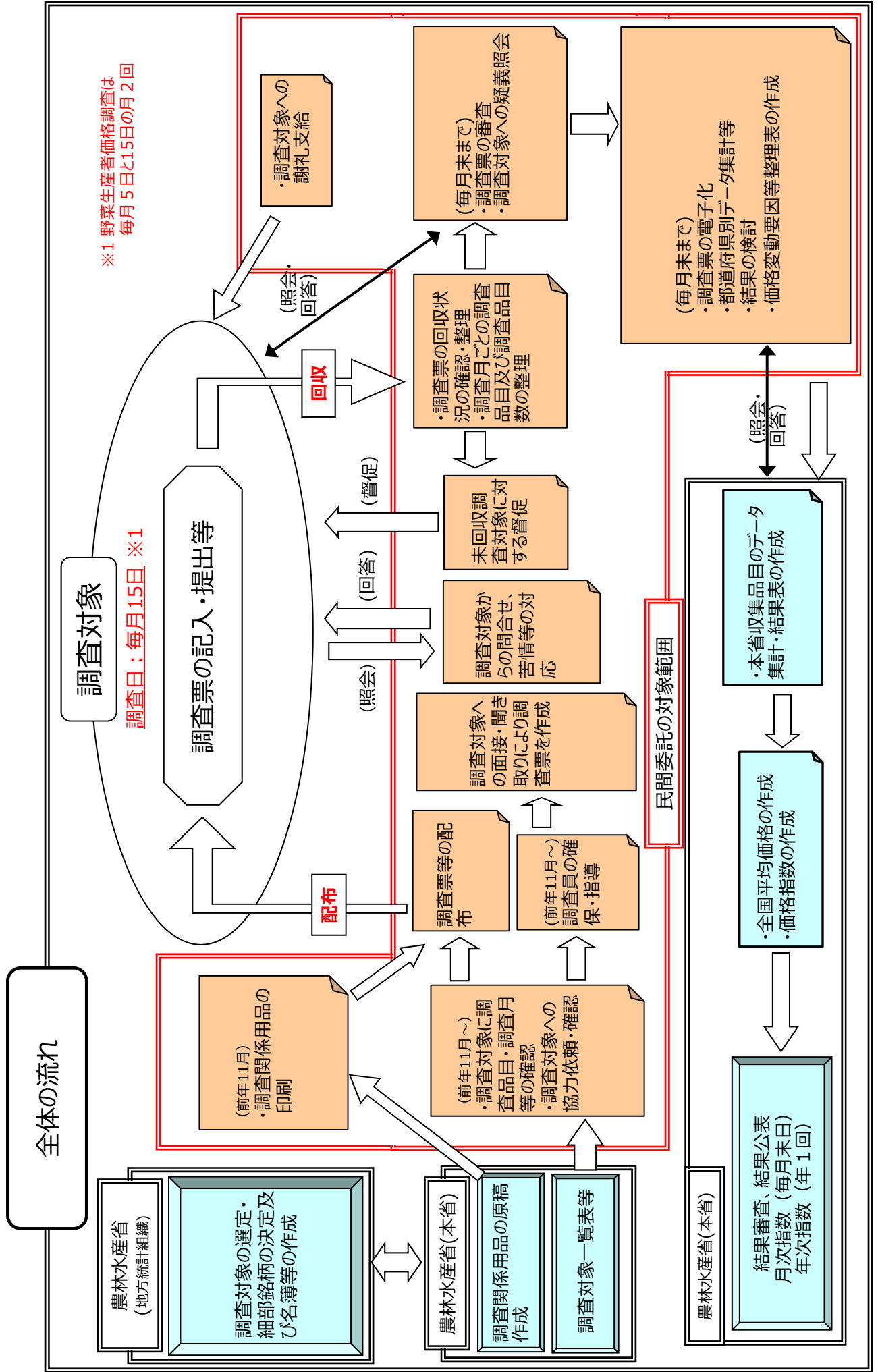
審査・検討に使用している資料等

調査区分	資料名等	入手方法
野菜	<p>日本農業新聞 各地方紙 農業共済新聞 全国農業新聞 東京都中央卸売市場「市場統計情報(月報)」 各地方卸売市場及び卸売会社(青果物)の市況情報 指定野菜のブロック別旬別平均価格 青果物卸売市場調査(日別調査) 野菜の入荷量と卸売価格の見通し 財務省「貿易統計」</p>	<p>インターネット(東京都中央卸売市場HP) インターネット(各地方卸売市場及び卸売会社HP) インターネット(独立行政法人 農畜産業振興機構HP) インターネット(農林水産省HP) インターネット(各地方農政局HP) インターネット(財務省HP)</p>

審査・検討に使用している資料等

調査区分	資料名等	入手方法
農業生産資材	<p>日本農業新聞 各地方紙 農業共済新聞 資源エネルギー庁「石油製品価格調査(軽油、A重油、灯油)」 肥料価格交渉結果 農業年度 農薬価格 配合飼料供給価格 飼料情報 飼料情勢 世界の穀物需給及び価格の推移 肉用子牛取引情報 農作業標準賃金一覧表 水道料金 各農機メーカー新着ニュース等 各自動車メーカー新着ニュース等</p>	<p>インターネット(資源エネルギー庁HP) インターネット(全国農業協同組合連合会HP) インターネット(ホクレンHP) インターネット(全国農業協同組合連合会HP) インターネット(全国酪農農業協同組合連合会HP) インターネット(JACCネットHP) インターネット(農林水産省HP) インターネット(独立行政法人 農畜産業振興機構HP) インターネット(各市町村HP) インターネット(各市町村HP) インターネット(各農機メーカーHP) インターネット(各自動車メーカーHP)</p>

農作物価統計調査の流れ図（令和2年から6年の実施方法）



調査対象一覧表のコード一覧

調査種類 コード	調 査 種 類
1	一般農産物
2	野菜
3	農業生産資材

組織区分 コード	組 織 区 分
1	農協
2	集出荷業者
3	市場
4	生産者
5	小売店
6	ホームセンター
7	その他

市場・市場外 等区分コード	市場・市場外等区分
1	市場
2	卸売業(卸売市場以外)
3	小売業
4	食品製造業(学校給食含む)
5	外食産業
6	直売所
7	消費者からの直接受注販売
8	輸出
9	市場外(その他)
10	その他

調査方法 コード	調 査 方 法
1	訪問
2	電話
3	FAX
4	郵送
5	オンライン
6	その他

調査対象配布用品一覧

番号	関係用品・作成物	農水省からの貸与	印刷の要・不要	原稿渡し(月)	発送時期	積算内訳
1	農業物価統計調査調査のあらし	○	○	11	11～1月	4,400(4,000(調査対象数)×1.1)
2	農業物価統計調査調査票(他計調査用)	○	○	11	11～1月	4,805((1,638(一般農産物・農業生産資材)+546(野菜))×2×1.1)
3	農業物価統計調査調査票(自計調査用)	○	○	11	11～1月	23,972((16,344(一般農産物・農業生産資材)+5,448(野菜))×1.1)
4	農業物価統計調査送付用封筒(調査関係用品を郵送する場合)	×	○	×	11～1月	22,000(20,000(調査対象数4,000×5年)×1.1)
5	農業物価統計調査返信用封筒(調査票を郵送で回収する場合)	×	○	×	11～1月	22,000(20,000(調査対象数4,000×5年)×1.1)
6	農業物価統計調査記入の仕方(他計調査用)	○	○	11	11～1月	調査員調査を行う場合、調査員に配布 421(191(平成30年調査員数)×2(一般・資材用、野菜用)×1.1)
7	農業物価統計調査記入の仕方(自計調査用)	○	○	11	11～1月	1,998((1,362(一般農産物・農業生産資材)+454(野菜))×1.1)
8	オンライン調査協力をお願い	○	○	11	11～1月	4,400(4,000(調査対象数)×1.1)
9	オンライン調査システム操作ガイド(冊子)	○	○	11	随時	809(735(オンライン調査対象数147×5年)×1.1)
10	オンライン調査操作ID、パスワード	×	×	×	随時	オンライン調査を希望する調査対象に配布

農業物価統計調査にご協力いただいている皆様へ

農林水産省農業物価統計調査事務局

日頃より、農業物価統計調査にご協力いただき誠にありがとうございます。
本調査は、農業経営に直接関係のある農産物及び農業生産資材の物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の基礎資料を整備することを目的として実施しており、今後とも調査に対するご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本調査は、パソコンを利用したインターネットによるご回答（以下「オンライン調査」と称します。）が可能となっております。オンライン調査には、裏面に記載しました特徴（メリット）がございますので、オンライン調査への皆様のご協力をお願いします。

つきましては、オンライン調査にご協力いただける方は、下記のお問い合わせ先にご連絡をいただきますようお願いいたします。後日、「オンライン調査システム操作ガイド」等を配布させていただきます。

【お問い合わせ先】

農林水産省農業物価統計調査事務局

TEL:

担当者:

オンライン調査のご案内

◇ オンライン調査の特徴

- **すべての作業がパソコン画面上で行えます。**
調査に関するすべての作業がパソコン画面上で行えますので、調査票の記入・郵送事務等が必要なくなります。
- **皆様のご都合の良い時間にご回答いただけます。**
調査期間中、1日24時間、皆様のご都合の良い時間にご回答いただけます。
- **セキュリティは確保されます。**
このシステムでは、ログイン用のIDが、個別に配布されます。
このIDでご回答いただきましたデータについては、不正アクセスから厳重に守られます。
なお、インターネット上のデータの送受信は、暗号化(SSL方式)によって保護され、外部に漏れることはありません。

◇ オンライン調査に必要な機器環境について

オンライン調査を行うには、以下のインターネット接続環境及びパソコン環境が必要です。

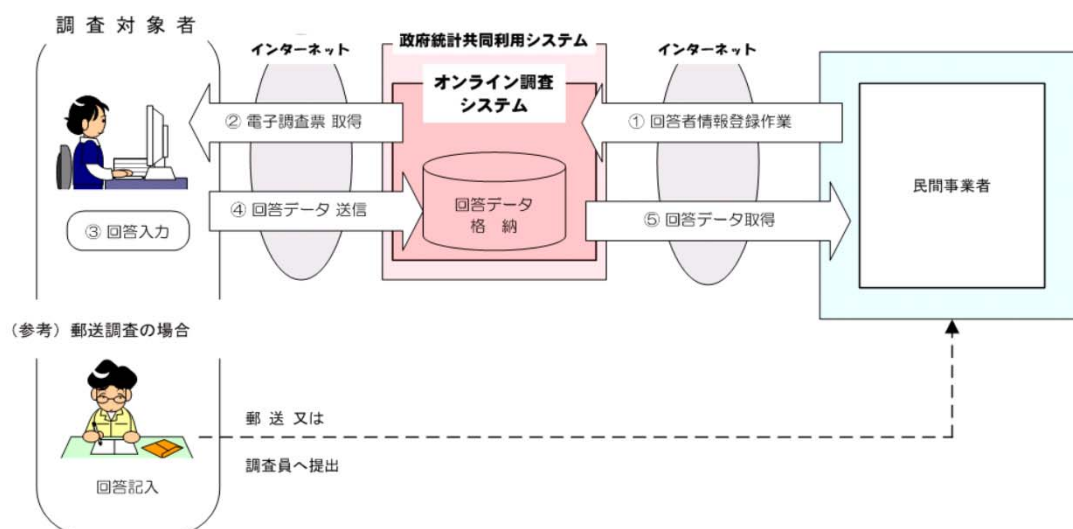
○インターネット接続環境

I S D N回線以上であれば特に問題なくご利用いただけますが、より快適にご利用いただくためにはA D S L等のブロードバンド環境を推奨します。

○パソコン環境

- | | |
|---------------|--|
| OS | : Windows 7 SP1、Windows 8.1、Windows 10
MacOS 10.13 |
| インターネット閲覧ブラウザ | : Internet Explorer 11.0
Firefox 67.0
Google Chromer75.0
Microsoft Edge 42
Safari 12.1 |
| PDF閲覧ソフト | : Adobe Acrobat Reader DC
(Adobe Acrobat Reader は、Adobe社のホームページ等から無料でダウンロードできます。) |

◇ オンライン調査のイメージ図



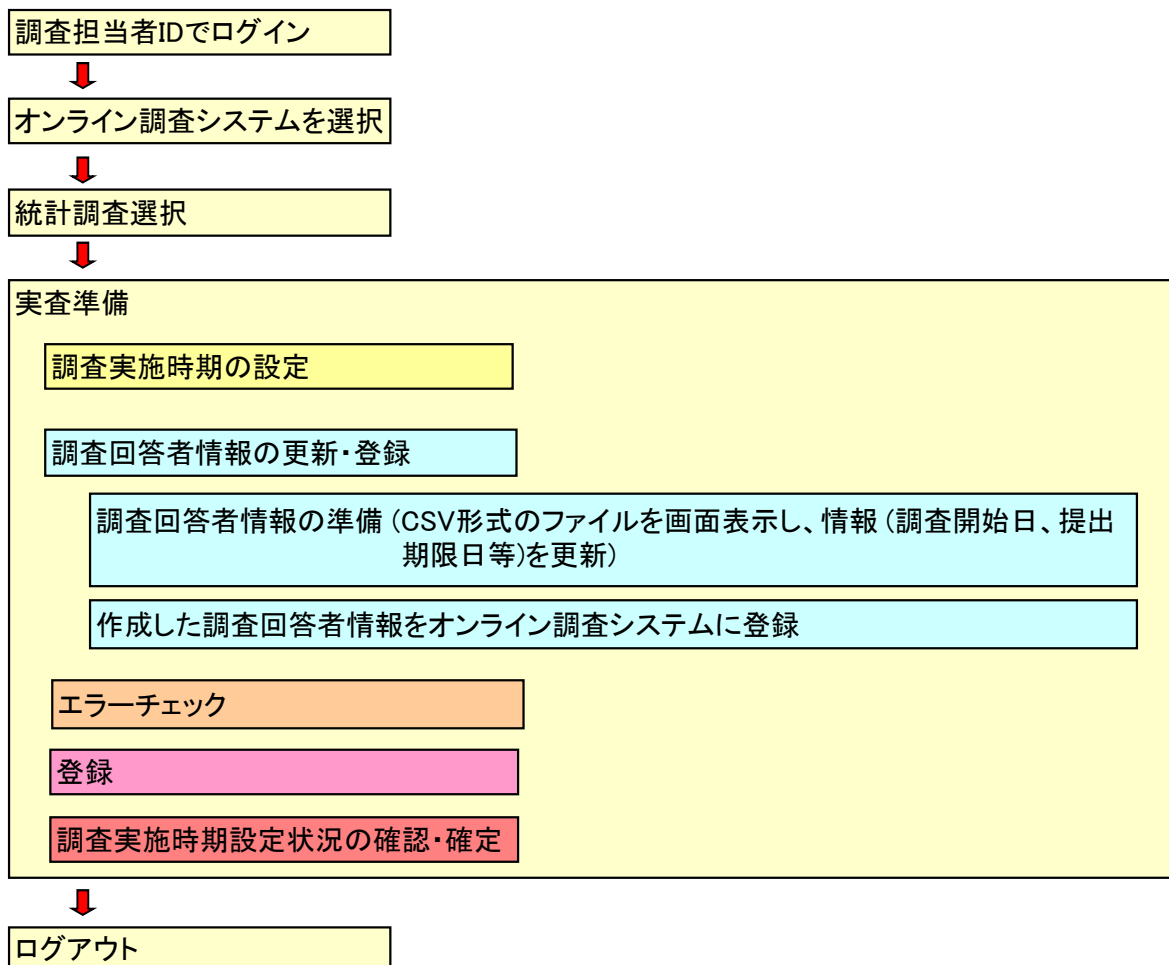
注：電子調査票・・・パソコン上でデータ入力ができるように、電子化した調査票

(秘) 令和 年 月 農作物価統計調査 調査不能状況

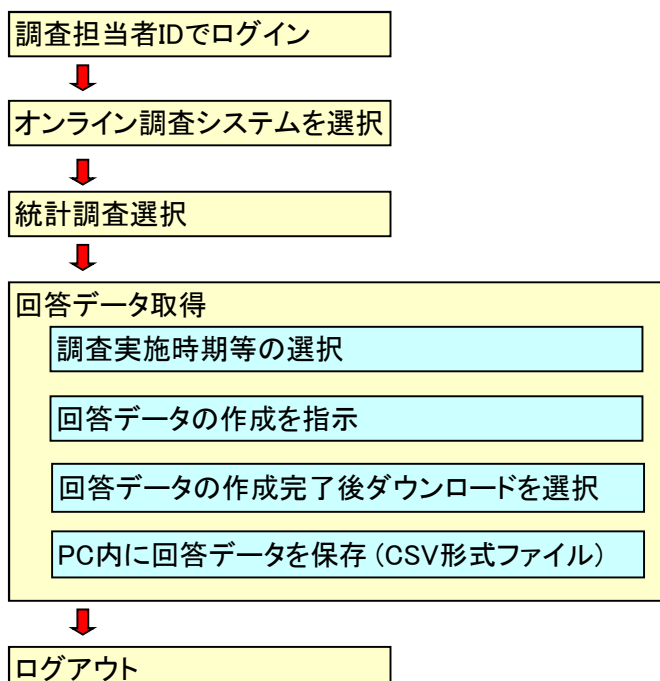
NO	月日	調査票の指標欄			名称	調査不能となった理由	回答
		整理番号	都道府県番号	指定先番号			
1						<p><記入例①> 12月末をもって廃業することとなったため、1月から調査が不可能となった。(調査品目は〇〇)</p>	
2						<p><記入例②> 調査品目A、B、C及びDのうち、Bについて、〇月から取扱いを中止することとなった。</p>	
3							
4							
5							

農作物価統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業 及び調査対象からの回答データ取得作業の手順

1. 回答者情報登録作業



2. 回答データ取得作業



(秘) 令和 年 月 農業物価統計調査 問合せ・苦情等対応状況

NO	月日	対応時刻	調査票の指標欄			対応内容		備考
			整理番号	都道府県番号	指定先番号	苦情等・照会内容	回答内容	
1						<p><記入例①> 調査日に調査品目の取扱いがなかったがどうすればよいか。</p>	<p><回答例①> 土曜日、日曜日、月曜日を除く調査日に接近した日を調査日としますので、○日の価格を記入してください。</p>	
2						<p><記入例②> 調査票に記入する価格について、消費税の取扱いはどうすればよいか。</p>	<p><回答例②> 本調査では、消費税込みの価格を調査していただきますので、消費税込みの価格を記入してください。</p>	
3						<p><記入例③> 調査データは個人情報だが、秘密の保護は図られているのか。</p>	<p><回答例③> 調査票等の管理を厳格に行うとともに、調査の過程で知り得た情報も含めて秘密の保護を図り適切に取り扱っております。</p>	
4								
5								
6								
7								
8								
9								

農業物価統計調査
調査票提出枚数等確認票

調査票提出枚数				枚														
提出年月日																		
				調査員名														
No.	都道府県番号	※整理番号	訪問又は電話の記録									※品目数	報告件数	※過不足	※点検			
1			日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
2			日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
3			日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
4			日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
5			日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
6			日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
7			日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
8			日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
9			日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
10			日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
11			日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
12			日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
13			日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
14			日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
15			日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
16			日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
17			日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
18			日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
19			日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
20			日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
合計																		

農業物価統計調査 価格変動要因等整理表
令和 年 月

都道府 県番号	調査品目		騰落率(%)		価格の変動要因、市場の動向等
	コード	品目名	対前年	対前月	
	1230	りんご(つがる)	20.0	20.0	前月からの大雨で生育が遅れ当月の出荷量が少なかったため価格上昇。
	1330	なし(幸水)	20.0	20.0	競合するりんごが、主産地の台風被害により出荷量が少なく代替としての需要が多いため前年(前月)に比べ価格上昇。
	1410	くり	—	20.0	前年天候良好で出荷量が多く、価格が安かったため前年に比べ価格上昇。
	1550	い草	0.0	△ 20.0	中国産の輸入量増加により国内産の需要が減ったため価格低下。
	1580	きく	20.0	20.0	前月日照時間が少なく生育が遅れ当月の出荷量が少なく、彼岸等の需要もあり前年(前月)より価格上昇。
	1800	乳用肥育交雑種	△ 5.0	△ 20.0	前年は外国産牛肉の輸入量が減少したことにより、国内産牛肉の需要が高く高値だったが、今年になって外国産牛肉の輸入量が増加していることから、価格も徐々に落ち着いてきているため、前年(前月)に比べ価格低下。
	2010	きゅうり	20.0	20.0	生育期の天候不順により着果数が少なく、出荷量が少なかったため前年(前月)に比べ価格上昇。
	2080	ピーマン	△ 20.0	△ 5.0	天候不順により生育が遅れ前月などは出荷量が少なく価格は高かったが、当月は天候良好で生育が進み、出荷量が増えたため前年(前月)に比べ価格低下。
	2180	キャベツ	△ 20.0	10.0	本年天候良好で生育良く出荷量が増え、価格が大幅に低下したことから前月産地廃棄があり、前月に比べ価格は上昇したものの、前年よりは依然安値である。
	3440	尿素	5.0	5.0	原油価格上昇のため価格上昇。
	3810	配合飼料(肉牛肥育用)	5.0	5.0	全農の配合飼料供給価格が上昇したため価格改定。
	3100	にんじん種子	30.0		2020年3月調査対象の変更のため。 そ及月2019年9月、そ及価格 3,000円
	4210	くわ	5.0	20.0	2020年3月、調査品目製造中止に伴う細部銘柄の変更により接続価格2,400円での報告。 (新銘柄3月1,200円、2月1,000円 変動率120%、旧銘柄2月報告価格2,000円×120%=2,400円)

注: 価格が大きく変動した品目、特異な動向を示した品目等についてその要因を整理する。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
(農林水産省)					
人件費	常勤職員	-	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-	-
物件費 (郵送料)		187	251	247	279
委託費	調査協力謝金	12,339	12,232	12,224	12,221
	民間事業者委託費	109,447	100,861	100,861	100,861
計 (a)		121,973	113,344	113,332	113,361
参考値 (b)	減価償却費	-	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-	-
	間接部門費	-	-	-	-
(a) + (b)		121,973	113,344	113,332	113,361
(注記事項)					
<p>1. 業務の実施期間は、1月から12月までの1年間である。</p> <p>2. 経費については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札による委託費、実額支払いの郵送料及び謝金である。</p> <p>3. 平成27年度から平成30年度の民間事業者委託費は、複数年契約（平成26年11月1日から平成30年12月31日まで）の1調査年分である（税込）。</p>					

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
常勤職員	-	-	-	-
非常勤職員	-	-	-	-

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- 統計調査に関する知識、情報処理（パソコン操作）に関する知識、調査対象、業界に関する予備知識が必要。
- 農業物価統計調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

- 本調査は月別調査であるため、時期による業務の繁閑はほとんどない。
- 月毎の人員配置について
常勤職員、非常勤職員ともに、月毎に配置状況は変わらない。

(注記事項)

1. 調査の実施に要した人員については、民間委託をしているため、（農林水産省の職員数として）「-」としている。
2. 平成27年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ2,770人日である。
調査対象への協力依頼 114人日、調査関係用品の印刷 8人日、調査票の回収・督促480人日、調査票の審査・調査・疑義照会対応2,128人日、調査対象への謝礼支給40人日。
なお、上記の人員は社員、事務局パート社員(回収及び督促、審査・疑義照会)12人の対応分を集計したものであり、それ以外に調査員（調査票の回収）202人が対応している。
3. 平成28年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ2,724人日である。
調査対象への協力依頼 108人日、調査関係用品の印刷 8人日、調査票の回収・督促456人日、調査票の審査・調査・疑義照会対応2,112人日、調査対象への謝礼支給40人日。
なお、上記の人員は社員、事務局パート社員(回収及び督促、審査・疑義照会)12人の対応分を集計したものであり、それ以外に調査員（調査票の回収）199人が対応している。
4. 平成29年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ2,865人日である。
調査対象への協力依頼 114人日、調査関係用品の印刷12人日、調査票の回収・督促491人日、調査票の審査・調査・疑義照会対応2,208人日、調査対象への謝礼支給40人日。
なお、上記の人員は社員、事務局パート社員(回収及び督促、審査・疑義照会)12人の対応分を集計したものであり、それ以外に調査員（調査票の回収）198人が対応している。
5. 平成30年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ2,818人日である。
調査対象への協力依頼 110人日、調査関係用品の印刷12人日、調査票の回収・督促480人日、調査票の審査・調査・疑義照会対応2,176人日、調査対象への謝礼支給40人日。
なお、上記の人員は社員、事務局パート社員(回収及び督促、審査・疑義照会)12人の対応分を集計したものであり、それ以外に調査員（調査票の回収）191人が対応している。

3 従来の実施に要した施設及び設備

- 設備
電話、FAX、コピー機、パソコン、プリンタ、サーバ、LAN、書庫、机・いす等

(注記事項)

1. 設備について、代表例として示している。
2. 上記設備は、兼務している他業務分を含む。基本的には、パソコンは一人一台体制であるが、電話、FAX、コピー機、プリンタは複数名で一台となる。
3. 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。

4 従来の実施における目的の達成の程度 (単位：枚、%)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
農産物生産者価格調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	97%
農業生産資材価格調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	96%

(注記事項)

1 回収率の算定根拠

回収率は、以下により算出したものである。
なお、各月の調査品目が異なるため、毎月の調査対象数は変動する。平成30年度は、7月及び9月に発生した災害の影響で当該月に調査票を回収出来なかった指定先を除いて算出した。

① 平成27年度

- 農産物生産者価格調査 (回収率100%)
調査対象数：(2,028) 指定先、回収数 (2,028) 指定先
- 農産物生産資材価格調査 (回収率100%)
調査対象数：(1,243) 指定先、回収数 (1,243) 指定先

② 平成28年度

- 農産物生産者価格調査 (回収率100%)
調査対象数：(2,028) 指定先、回収数 (2,028) 指定先
- 農産物生産資材価格調査 (回収率100%)
調査対象数：(1,243) 指定先、回収数 (1,243) 指定先

③ 平成29年度

- 農産物生産者価格調査 (回収率100%)
調査対象数：(2,028) 指定先、回収数 (2,028) 指定先
- 農産物生産資材価格調査 (回収率100%)
調査対象数：(1,243) 指定先、回収数 (1,243) 指定先

④ 平成30年度

- 農産物生産者価格調査 (回収率97%)
調査対象数：(2,028) 指定先、回収数 (1,962) 指定先
- 農産物生産資材価格調査 (回収率96%)
調査対象数：(1,243) 指定先、回収数 (1,189) 指定先

5 民間事業者の実施状況

別紙6 農産物価統計調査の流れ図（令和2年から6年の実施方法）参照

（事業の目的を達成する観点から重視している事項）

- 調査対象からの問い合わせに対しては、迅速・丁寧・正確に回答している。
- 調査票の審査について、調査品目ごとの作柄、市況、需給動向など価格形成に関する要因を把握するよう努め、調査結果へ反映させている。
- 既存調査対象への翌年分の協力依頼は12月頃に民間事業者が行い、調査の協力を確認している。
 なお、調査対象は継続を原則としているが、既存調査対象で調査品目の取扱いの中止や脱落などにより選定替えをする場合は、農林水産省において補充選定し、民間事業者に連絡をしている。その後、民間事業者は、農林水産省が補充選定した調査対象に協力を確認してから調査を実施している。

（注記事項）

1 調査協力依頼の方法と実績

全調査対象に対して、訪問により調査協力を行った。

2 調査方法と実績

調査方法別調査対象数は以下のとおり。

（単位：調査対象）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
調査員調査	1,858	1,810	1,789	1,769
郵送、FAX調査	1,330	1,310	1,318	1,325
オンライン調査	104	130	137	147
計	3,292	3,250	3,244	3,241

注：各年度12月時点の調査方法別調査対象数である。

3 調査対象から民間事業者への問合せ・苦情等対応件数と主な内容

調査対象からの民間事業者への問合せ・苦情等対応状況は以下のとおり。

（単位：件）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
問合せ	8	4	0	1
苦情	1	0	0	0
計	9	4	0	1

○ 問合せの主な内容

価格からどのような経費を除き、報告すればよいか。支店では価格の取りまとめを行わなくなったので、本店に聞いてほしい。等

○ 苦情の主な内容

調査辞退の申し出をした後の回答がないが、その後どうなっているのか。等

4 農林水産省からの疑義照会件数及び主な内容

「審査・集計・検討事項一覧表」に沿って審査し、疑義が生じた調査対象に対し経費計算の有無や価格の増減要因についての疑義照会を行った。

(単位：件)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
民間事業者から調査対象への照会件数	2,944	2,424	2,337	2,241
農林水産省から民間事業者への照会件数	449	762	671	517
(参考) 第二期				
	平成24年	平成25年	平成26年	
民間事業者から調査対象への照会件数	4,721	4,265	3,962	
農林水産省から民間事業者への照会件数	1,538	1,117	480	

○ 疑義照会の主な内容

対前年比及び対前月比が大幅に変動している場合の変動要因（気象災害による農産物への影響の有無等）、調査票に記入されたデータの調査単位及び品種がこれまで調査していたものと相違ないかの確認等

6 調査票の回収・督促

期限までに提出のない自計調査の調査対象に対しては、電話、FAX又はメールによる督促を行うとともに、調査員による訪問回収も併用した結果、回収率は平成27年調査から平成29年調査まで100%を達成した。

平成30年調査は、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震の影響により回収できなかった調査票があったことから、回収率は99.6%となった。

7 調査対象への謝金の支給と実績

民間事業者は、現金振込による謝礼支給を基本として謝礼を支給した。なお、謝礼品を希望した調査対象にはクオカードを支給した。

調査対象への謝礼の支給については、平成27年は3,075調査対象（辞退215調査対象）、平成28年は3,072調査対象（辞退204調査対象）、平成29年は3,056調査対象（辞退228調査対象）、平成30年は3,064調査対象（辞退217調査対象）に対し現金振込又はクオカードにより行った。

調査対象への謝礼支給業務の実施状況は次のとおりである。

- ・平成27年調査 平成28年1月下旬から平成28年3月下旬
- ・平成28年調査 平成29年1月上旬から平成29年3月下旬
- ・平成29年調査 平成29年12月下旬から平成30年3月下旬
- ・平成30年調査 平成31年1月下旬から平成31年3月下旬